

# 人口問題研究

第五卷 第七八九號

昭和二十二年九月刊行

## 調査研究

産兒制限問題を主題とする若干の人口理論的省察……………本多龍雄  
昭和二十五年までの推計將來人口の改算……………館 稔

上田正夫  
窪田嘉彰  
高木尙文

## 雑報

人口問題研究所分科規程——昭和二十二年調査研究項目の決定——研究報告會の開催——人口問題研究資料の作成——避妊實態調査の施行——厚生省官制並に分課規程の改正——人口動態調査臨時特例規程の改正——人口動態調査令施行細則の一部改正——生計費指數資料實地調査令の一部改正——農地調整法の一部改正——労働基準法の制定



厚生省

人口問題研究所

# 人口問題研究 第五卷 第七・八・九號

## 調査研究

### 産兒制限問題を主題とする若干の人口理論的省察

本 多 龍 雄

#### 内 容 目 次

- 一、序言、特にどういう意味で、又どういう點が理論的省察の對象となるか
- 二、簡略なる人口史的展望、近代社會の誕生まで
- 三、近代社會の生成途上における人口問題の推移、産兒制限思想が近代市民階級の實踐的イデオロギーとして成り立つまで
- 四、産兒制限の普及に伴う新しい人口危機の發生
- 五、若干の産兒制限反對論の吟味、産兒制限問題に不可分な階級的利害の葛藤について
- 六、近代社會の人口法則と近代的人口危機の必然性について

産兒制限問題を主題とする若干の人口理論的省察

七、將來社會主義社會における人口の推移について、社會主義的人口論の吟味  
八、危機意識下の人口問題、歴史の進行に參照すべき人口問題固有の立場はどこにあるか？

九、民主主義的人口政策の指導目標  
十、總括的摘要

附論、我が國における人口問題並に産兒制限問題の特殊の様相について

一、序言、特にどういう意味で、又どういう點が理論的省察の對象となるか？

個人の自由の意識と、従つて又その責任觀念の特に近代的な發達と強化をその精神史的な背景とし、私生活における家族扶養負擔の軽減、進んではその改善向上への努力を直接の起動力として行われる近代市民に特有な産兒數の制限行爲が、今日一般に「産兒制限」または「産兒調節」などの呼稱の下に取りあげられている問題の歴史的、社會的な本質であり、そういう意味で之を人口理論的省察の對象として取りあげる。従つて、それは人間の歴史と共に古い人口制限行爲の特に近代的な形態であり、個々人の自發的な自由の行爲でありながら近代的生活意識と生活様式とを背景とした歴史社會的必然性をもつ大衆的な社會現象でなければならぬ。所謂「新マルサス主義」の主張と運動とはその最も自覺的、典型的な表現といつてよいが、しかしそれは飽くまでこの近代の志向の一つの凝集點をなすものであ

つて、その根ざすところは更に廣く且つ深いものでなければならぬ。そういう廣汎かつ深刻な歴史社會的現象としてこそそれは今日の人口問題の焦點に浮びてくるのである。

我々がいま問題とする産兒制限の右の如き近代の特性は之を更にその實際的、技術的な面から眺めるときまた一段と明瞭に納得せられよう。それは近代市民に生來的な個人生命尊重の精神を前提とした避妊行爲を中心とするもので、新マルサス主義の勸奨するところはこの點においても亦最も典型的なものといつてよい。ただこのような精神的志向には種々の陰影と段階とがあり、避妊への意圖は墮胎の實行をその反面の社會的事象として隨伴するものであることを拒み難い。そういういみで我々は人工流産の行爲をも含めて近代の産兒制限の問題とし、併せて之を人口理論的省察の對象とせねばならぬ。非合法的手段が大衆的に慣行せられるにはそこにそれだけの社會的必然性があり、又それだけの一應の思想的背景もあるといつてよいのである。ただ墮胎と並んで嘗て農村社會に慣用された嬰兒殺しや間引きの行爲が全く近代人の道德的感覚に背馳するものとなつたことはいうまでもない。しかも現在なお一部農村の地方にそのような慣習が持續しているのは、その社會的動機においては近代的産兒制限への要求に添いながらも、その方法手段において封建的遺習を殘存しているものといつてよく、結局は農村社會そのものの近代化過程における過渡的、乃至は後進的な特殊性格に原因するものといふことができよう。が又、同じ墮胎行爲であつても、例えば破倫行爲の結果を陰蔽するために行われる墮胎行爲の如きが、我々がいま人口問題の上から取りあげようとする所謂「産兒制限」問題の域外にあることはいうまでもない。

要之、我々の問題とする所謂「産兒制限」とは、自らその私生活を經濟的

破綻から救うのみならず、更に之を改善向上して近代文化の提供する社會的福祉をより多く分有しようとする近代市民に特有な努力をいい、個人個人の自由と責任とに委託された生活の合理化を性生活の上にも實現しようとするいみでは最も典型的な近代的運動の一つといつてよいものである。

所謂「産兒制限」問題のいみするところが概ね右の如くであるとすると、その人口理論的省察が取りあげねばならぬ問題の焦點も亦おのづから限定せられよう。我々は第一にその近代の特性を廣く人口史觀的展望の上から捉えねばならぬ。特に近代社會がその迂餘と曲折の後に成就し得た史的成果の一つとしてその歴史的意義と存在理由とを明らかにするところがなければならぬ。が之と同時にまた、第二には、この個々人の自由と責任とに委託された近代社會の社會的要請はそも／＼如何なる社會經濟的構造連關と、とりわけ又如何なる社會階級的構成と分化を現實の槓杆として貫徹されたものであるかを解明せねばならぬ。問題の個人的な切實さと社會的重大性とに相應して當然に生ずる是非兩論の岐るところも亦そのような社會階級の階級的分化と葛藤の中に捉えられねばならぬ。そして産兒制限の普及に伴う出生率の恒常的な低下傾向と之に基く近代的人口危機の杞憂は特に人口問題の上から無視することのできない問題の核心點とならざるをえまい。そして若し、謂うところの人口危機が深く近代社會の人口法則に根ざした歴史社會的必然性をもつたものであるならば、我々は更に、第三に、この新しい人口危機への認識の中で採擇されねばならぬ人口政策的指導の目標をも考慮するところがなければならぬ。それは恐らく人口危機なるものの本質を究明し、人口問題そのものの本來の意味と立場とを再認することによつてのみ始めて能くし得るところの問題でなければならぬ。産兒制限問題の人口理論的究明は當然にそこまで問題を内攻させる根深さを

もつているといつてよいのである。概ね右の如き三點を中心とし以下適宜節を分けて若干の省察を試みることにする。

## 二、簡略なる人口史的展望、近代社會の誕生まで

人口問題は、人間の存在そのものと不可分な宿題の一つであるが、過剰人口の脅威と人口制限の努力も亦この人間の歴史と共に古い。そういうのみでは人口問題とは即ち過剰人口問題だと斷言してもさして失當でないばかりでなく、更に進んでは人間の全歴史を、いいかえれば社會、經濟、文化の諸領域に互る凡ての人間の営みをこの自然生物學的な過剰人口傾向に對する直接間接の人間の抑制の努力として意味づけることさえ決して不可能ではないかもしれない。そのような史觀の當否については姑くおく。少くとも人間の集團生活における社會的規律の成立とその文化的洗練は動物的本能的な衝動に對する人間の自制の努力と表裏しており、且つそのような相應關係は性生活の領域において特に著しい。今日の殘存原始民族の間に觀取されるさまざまの習俗は先史時代の我々の遠い祖先の生活を類推させるに格好のものであるが、或いは夫婦間の性交が長期に互つて禁制せられる習俗があり、或いは墮胎、嬰兒殺し等が極めて常態的かつ規則的に實行せられている例がある。例えば、カア・ソングダースの告げるところによると、フナフチ島では母親がその第二子、第四子、第六子とその出生兒を一人おきに破棄する習俗があり、その他一定數以上の出生兒を破棄する習俗は到るところに觀察される。しかもこれらの人口制限行爲はそのような原始共同社會の實際の必要に基き、従つてまた極めて強力な共同社會的強制力の下に貫徹されていることを我々は特に注意せねばならぬ。寧ろそのような原始的な、不可抗力な人口制限の必要がそのように強力な共同社會

的結合を必然化するのだといつた方が一層適切であるかもしれない。カア・ソングダースが先史代における人口調節作用を飢饉、疾病、戰爭等による人口の破壊作用に歸する一般の見解、或いは少くともかかる作用の過大評價に抗議し、人口制限は共同社會的な強制力によつて遺憾なく充足されていたであらうことを現存原始民族の事例から推論しているのは確かに傾聴すべき論斷といつてよく、我々はここに人口制限の行爲が人間の共同生活と不可分な社會的必要に根ざし、社會的な強制力を伴う社會的要請であることを最も明白に觀取することができるといえよう。

乍併、社會進化の歴史は惣じて個體の獨立、個人の自由と解放という方向を辿つており、人口制限のための原始的な共同社會的強制力はそれだけ弛緩してゆく傾向を拒み難い。蓋し社會の進化は私經濟の發達と相表裏しており、そして社會的必要に基く社會的要請も亦直接かつ無條件な共同社會的強制に替つて個人の自由なる意思とその決定を媒介とする間接的な作用が支配的なものとなつてくるからである。しかしそのような社會の進化、經濟の發展は、原始共產社會の解體以降、社會成員の階級的分裂とその強化を現實の槓杆として推進されてきたもので、指導階級の代表する社會的必要は、かかる階級的構造を介して、被抑壓階級に對する經濟外的強制として強要されるのを通例としている。特に社會的生產力の停滯化する場合、この階級的構造は専ら個人の自由を制肘する社會的壓制として機能する。中期以降の封建社會はその最も典型的なもの一つで、就中その人口現象はそういう封建的壓制を最も集中的に表現するものであつたといつてよい。人口の大部分を占めていた農業人口中の決して尠くない部分の者どもが家住みの獨身下僕として人口増殖の圏外におかれていたことは周知のことであるが、零細な耕作農民たちも亦封建的な搾取と土地への擒縛下にあ

つては、自ら生きるために、墮胎間引きによる産兒數の自制を餘儀なくされてきた。いゝかえれば、經濟的生活力の弱い下層階級に降るにしたがつて人口の制限はいよゝ強く強要せられていたわけで、それは生産力の封建的停滯が必要とした封建社會の社會的至上命令であつたといつてよいのである。にも拘らず、個人の自由は私經濟の發達に歩を合せて普及する傾向を辿つており、特に都市の發達に伴う農村過剰人口の流亡は、下層民の非合法的性交と共に、封建社會にとつてはかくれもない末期的現象として現われていた。要之、封建的壓制をもつてする社會的統制の力もそれだけ弛緩していたわけであり、原始社會に想像される共同社會的強制の力とは確かに較ぶべくもなく弱いものであつたことになる。封建時代に特有なたびゝの大飢饉や悪疫の蔓延による人口の暴力的破壊をもこの社會的人口統制力の弛緩に代つて現われざるを得なかつた當然の結果だと考へる上記カア・ソングラスの意見には因果聯關の躁急な飛躍を指摘せざるを得ないが、しかし廣大な人口史觀的展望にとつてそこに一つの緊密な相應關係が存在することを否定することはできまいと思ふ。

しかし又、封建社會の埒を踏み越えた餘剰人口の發生は、既に新しい世代の萌芽的生長を實證する事實でもあつた。封建社會にとつての悲惨な末期的現象は近代社會の生成のための悲痛な胎動であつたといつてよい。近代社會の生成を跡づける歴史的標識は凡ゆる點において舊い社會的制縛からの人間の解放になければならぬ。それは一般の社會經濟生活におけると同じく、その性生活においても亦指摘されねばならぬ。そして個人の解放が早期資本主義的、商品生産者の社會の社會的生産力の基盤として不可缺の社會經濟的前提であつたとすれば、性生活における社會的制縛からの解放は人口をその封建的停滯性から解放して近代の産業人口を育成するため

に必要な當然の前提であつた。西歐の近代先進諸國において下層人民大衆の結婚に對する社會的制耐力が弱體化し、之に伴い出生率の近代的上昇傾向が明確に推定せられるのは十八世紀においてであるが、これを重商主義的人口謳歌思想をその名づけ親として生まれた現實の子であつた。生まれた子はその名づけ親の期待にそむく相貌を現わしかけてはいたが、しかしそれが新しい世代を繼ぐべき嫡出の子であつたことは疑いない。それが健全な生育をとげて歴史上未曾有の近代的人口膨脹を實現するのは十九世紀のことであり、かつこの十九世紀的人口増加はその動因を出生率の上昇よりも寧ろ死亡率の低下に負うていといつてよいが、しかしこの近代的人口増加は既に早く出生率の近代的上昇によつて準備せられていたといふことを、特に近代人口問題の史的本質を理解するために、無視することができない。いゝかえれば、個人の自由と解放の精神が特に下層人民大衆に對する結婚制限の廢棄となつて實現されたところに近代的上昇率上昇の事實は生まれ、近代的な人口増加の根本は据えられたのである。それは社會的生産力を異常に擴大せるのみならず、また不斷にこれを擴大再生産しゆくことによつてのみ自己自身を保全しゆくところの近代資本主義的生産方法を現實に充足し擔當してゆくための生きた基體の誕生をいみする。自由と解放とは決して單なる精神史的標語ではないのである。

### 三、近代社會の生成途上における人口問題の推移、

#### 産兒制限が近代市民階級の實踐的イデオロギ

#### として成り立つまで

自由と解放とは確かに單なる精神史的標語ではない。だからこそ又その達成にはそれだけの迂餘と曲折が必要であつた。そして個人の自由と解放

とを標語とするこの社會革命を實際に成就し完成したものは産業革命を機縁とする新しい階級分化の生成とその進行であつた。いいかえれば、人間をその封建的制縛から解放した現實の力はこの近代産業資本の生成とその自由なる活動であつたのである。要からこそ、解放された下層人民大衆の自由な人口増殖力は既に早くから同時に新しい社會問題として立ち現われざるを得なかつた。人口増加を要望し禮讚した重商主義時代の人口思想の中に既に深刻な懷疑の跡の散見せられるのもそのためであるが、時代が要望したものはもとゞ單なる人口一般の増加ではなかつたのである。そしてこの近代的人口増加の真相を最も赤裸なる姿の下に映し出し、深刻な社會問題として出現させたものが産業革命と之に表裏する社會革命の進行であつた。十八世紀末のイギリスにおける所謂「貧民問題」に窺われるように、人口増加の事實もその量的規模においてはとりたてて問題とするほどのものであつたわけではない。たゞ新しく生まれた近代産業資本は解放された人口を新しい生活基盤の上に定着させるだけの十分な力をなおもつて到らず、人口の近代的解放は専らその傳來の生活基盤からの追放をいみずるに過ぎなかつた。そういういみで所謂「貧民問題」とはこの近代的解放過程の中に没落しゆく小農民や手工業者たちの生存権にかゝる社會問題に外ならなかつたといつてよいが、しかし又そこに近代人口問題の史的本質は却つて一層明瞭に、露骨に、直截に、少しの粉飾もなく表現されているということもできよう。社會革命の過渡期に通有な混亂はその後の軌道にのつた近代社會の發展につれて解消せられたし、生活空間の劃時代的な擴大過程は史上未曾有の人口増加を可能にしたばかりでなく、その一般生活水準を不斷に上昇させてさえきたといつてよいが、しかもなお何らかのいみで過剰人口問題の再燃するところ其處には必ず階級分化の新しい進行と

産兒制限問題を主題とする若干の人口理論的省察

發展とがあり、そしてかゝる階級分化の發展とその葛藤とを離れては近代人口問題の本質は之を捕捉するに由ないといつてよいのである。

當時の所謂「貧民問題」、没落しゆく小生産者階級の反抗運動を直接の史的素材とし、大陸におけるフランス革命の進行に對するイギリス支配階級の恐怖と反動とをその思想的背景として立論されたマルサスの人口論がその根本的志向において支配階級の利害を代辯するものであつたことは周知のことで、特にその自然主義的な理論構成がかゝる階級の利害と表裏相應するものであつたことも亦一般の承知するが如くである。過剰人口を人爲を超えた自然生物的な傾向として取りあげることは之を支配階級の責任と負擔とから解放する所以でもあつたわけで、その反動的な性質は異論のないところであろう。しかし又、産業革命のおお緒についたばかりの近代資本主義は自ら解放した過剰人口を新しい近代市民階級にまで再編成する力も豫測ももつていながつたし、他方この解放過程の中に過剰化していつた人口層は古い封建的制縛から解放されたまゝ、新しい時代の社會的要請に順應するだけの智能も教養もまだ身につけることができず、動物的本能的な増殖力によつてその新しい存在を主張し告示する以外の生き方を知らなかつたともいつていゝ、當時の客觀的状態下にあつては、マルサスの人口論はまさしく時代の問題を外觀的には最も正確に表現したものといつてよく、そこに近代人口問題の理論的取り扱いにおける最初の出立點として没すべからざる意義も亦あるといえよう。立場の階級的反動性も、又その理論の自然主義的結構も、新しい社會的強制の下に生み出されたばかりの勞働者階級のそのような實情を闡明するには却つて最も正鵠適切な前提でさえあつたといふこともできる。たゞ近代人口問題のその後の推移はこの新人口階級の實情とその歸趨如何にかゝつていゝと思ふ。

産業革命を経過した近代資本主義のその後の飛躍的な發展は、人口收容力の劃時代的な擴大に成功し、史上未曾有の人口膨張を可能にしたと同時に、また一般大衆の生活水準を不斷に向上させることによつて露骨な階級的對立を緩和するに十分であつた。そして嘗ては動物的な生活最低限に放置された勞働者階級を近代的市民の生活水準にまで向上させ教化するに到つたことこそ近代資本主義がその經濟的必然性によつて達成した最も大いなる史的成果の一つといつてよいものである。近代的自由と解放の理想はこゝに一應の足場を打ちたてたともいつてよいわけで、近代人口問題の史的推移にとつてもその影響するところは極めて重大である。蓋しそれは一般大衆を自由なる近代市民として新しい社會經濟的必然性の中に自發的に參與せしめる所以であるからで、特に個人の自由と責任とに委託された近代的人口増殖力を近代社會の社會的要請に順應せしめるための最も近代的な制縛の成立を意味するといつてよいのである。近代社會の提供する社會的福祉を分有しようがために行われる近代的産兒制限の社會的前提はここに始めて實現せられたといつてよく、そして嘗ては寡頭支配階級の立場から構成されたマルサスの人口論は今も寧ろ廣く近代市民階級の、特にその行動的性格においては所謂「小市民」的階級の現實の生活利害と結びついたところの勤勞大衆的イデオロギーとして繼承し發展せられることにならる。マルサスの人口論が十九世紀を通じて、そしてなお今日に到るまで、その理論的權威を持續している根本の理由は現代社會がなお資本主義的階級對立を脱却しないのみならず、その對立分化を更に一層深刻化し普遍化しつゝあるところにあるはいうまでもないが、しかし又マルサスの人口論が廣く近代市民階級の實踐的イデオロギーとして繼承し發展せらるゝに到つたことも亦これに劣らず見逃し難い重大な意味をもつていようと思ふ。

所謂「新マルサス主義」の主張と運動とは、つまりはかゝる社會的背景と階級的基盤の轉移に伴うマルサス理論の新しい適應運動であつたといつてもよく、それが近代的産兒制限運動の最も自覺的、典型的なる表現である所以も亦そこにあるといえようかと思ふ。

要之、近代的産兒制限の思想が近代的自由解放運動を完全するその一環として成立するまでには近代資本主義的發展を前提とする叙上のような迂餘と曲折があつたわけで、それは近代社會がその社會的要請を個人の自由と責任とにおいて貫徹するために支拂わねばならなかつた當然の犠牲であつたといふこともできよう。個人の自由と解放とは社會的結合の廢棄をいみするどころか、寧ろ却つて最も緊密完全な連帶的作用の成立を前提とするのである。嘗て先史原始民族の間に貫徹されたと推定される共同社會的強制に基く人口制限は、社會進化の基本的動向に隨ひ、こゝにはじめて個々人の自由の意識と責任觀念とを起動力とする自由にして自發的な人間的行為にまで洗練せらるゝに到つたといふこともでき、そこに人口制限と存在理由とはあるのだといつてよいのである。産兒制限に隨伴するさまざまな利害得失の如何にかゝらず、その根本を貫く右の如き史的存在理由は斷乎として否定し難い意義と價值とをもつてゐる。それは近代合理主義の精神を特に性生活の上にも貫徹することによつて生活の合理化を完全とする所以のものであり、そういう意味でまさしく近代市民の近代的教養の程度を測る尺度だとさえいつてもよいのである。近代社會の提供する文化と福祉の恩恵にあずかることの多い上層階級に昇るに隨つてその出産力が遞減してゆくという、嘗て封建社會におけるとは正反對の、近代社會特有の社會階級別差別出生率はこのことを實證するに遺憾ないものである。

且つこの近代的差別出生率の實態に關する各般の人口統計學的解明はそれが生物學的乃至生理學的な理由よりも寧ろ社會心理的、有意探擇的な理由に因するものであることを示しており、産兒制限行爲がその主動的役割りを果していることを理解せしめる。特に産兒制限を主題とする統計中最も最新かつ大がかりのものであつた北米合衆國におけるパールの集計結果は社會階級別の差別出生率が完全に産兒制限の普及度と相對應し、かつ産兒制限を實行せざる者の間には社會階級別に何らの生物學的乃至生理學的な差異を認め難いことを示しており、近代的差別出生率と産兒制限との表裏不可分の一體的關係を解析して遺憾ない。

#### 四、産兒制限の普及に伴う新しい人口危機の發生

産兒制限の思想と實行とが近代市民の近代的教養として大衆的普及をみるためには、叙上の如く、近代資本主義の發展に伴う一般生活水準の向上が不可欠の前提であつた。それはたゞ自らの勞働力のみを唯一の商品として市場に賣らねばならぬ勞働者をも同時に一個の近代市民として生活し意欲し思念せしむるに足る生活水準を保證するものでなければならぬ。近代資本主義の發展は確かにそれだけの仕事をなしとげたといつてよいわけ、かゝる生活水準の向上こそ更に一層の人間の向上の意欲を培養しその私生活を合理化しようとする努力を強化するのである。併しながらその大衆的普及については、そのような近代社會の光明面と表裏して同時に進行しつゝあつた大衆生活の新しい苦惱をも併せ觀察することを忘れてはならぬ。一般生活水準は確かに向上したし、大衆の勤勞所得はそれだけ上昇したには相違ないが、かりに所得の上昇が一般生活水準の向上に過不足なく順應し得たとしても、生活水準の向上は新しい生活欲望への刺戟を通じて

産兒制限問題を主題とする若干の人口理論的省察

近代的意味における新しい生活苦の思想を培養するに十分である。特に貨幣經濟の浸透はそういう生活意識をいよ／＼鋭いものにする發條であり、資本主義經濟に不可分な景氣の變動はこれを近代市民に特有な生活不安の心理にまで驅り立てる。のみならず、近代資本主義の發展は十九世紀の概ね八〇年を境として帝國主義的發展への道を通りはじめた。それは國內市場が資本家的利潤の源泉として既に飽和状態に近ずけることを意味し、海外市場における獨占的利潤の獲得が國民大衆の一般生活水準の向上よりもより一層資本家的關心の對象とならざるをえなくなつたことを意味する。

帝國主義的利潤が資本主義經濟に新しい繁榮を齎したことは疑ひないが、この發展に伴う資本主義的生産方法の技術的高度化がその分配關係の上に著しい變化を齎したことも亦無視することができない。要之、資本主義經濟の信條である不斷の擴大再生産傾向の緩慢化と、之を補償するその帝國主義的段階への移行とが共に相俟つて國民大衆の生活を狹隘化し、その近代的な生活不安の意識をいよ／＼深化させるに到つたであらうことは異論のないところである。産兒制限の思想とその實行との大衆的普及がこの資本主義經濟の轉換期と平行して本格的な足どりをとり始めたであろうことは容易に想像しうるところである。イギリスにおける産兒制限思想の大衆的普及に最も効果があつたといわれる一八七七—一九年の所謂ブラッドラフ・ベサント事件はそういう意味で特に象徴的であり、そして西歐先進諸國の出生率は概ね七〇年代の末期より緩徐なる低下の傾向を示はじめていたのである。最初は専門學者をも半信半疑の状態においたこの出生率の低下傾向は爾後かわることなく進行したのみならず概ね世紀の轉換を境としてその速度を一層加速度化し、この出生率の恒常的な低下傾向は近代人口問題の一つの中心問題として新しい關心をそゝるに到つた。封建

的制縛の解體に伴う出生率の近代的上昇をもつて始まつた近代社會は、出生率の恒常的な低下傾向という人口動態上劃期的な新段階に入つたわけ、産兒制限問題の人口理論的省察も亦この事實の究明を離れては萬全を期し難いのである。

尤も近代文明の恩澤の一つであり前世紀末葉以降特に著しい死亡率の低下傾向はこの出生率低下を相殺してなお餘りがあり、史上未曾有の人口増加を實現するに不足はしなかつたが、しかし死亡率の低下には一定の限度があり、依然たる出生率の低下傾向は早晩この人口増加をも停止させ、そして逆に人口の減少過程を餘儀なくするであろうこと、そしてたとい出生率の低下もある程度で停止するものとしても人口は獨立の生活體たる力を喪失する程度にまで加速度的な減少過程を辿らざるをえないであろうことが人口統計學的必然性を以つて推定せらるゝに到つた。近代人口問題は過剩人口の杞憂から人口の生物學的破産という新しい憂念にとり憑かれたわけ、特に第一次世界大戰以降今次大戰の勃發に到る間の近代的人口危機の思想は各國の人口學者の汎く主張し心痛するところであつた。尤もこの人口危機説の強調は第二次世界大戰必至の豫感を背景とする各國の帝國主義的關心を多分に織り込んだものであつたことは否定し難いが、出生率の恒常的な低下傾向と、それが近い將來に必然化する人口の急激な減少過程とは否定し難い事實であつた。のみならず、今日の文明諸國の低出生率が既に人口の單なる再生産に必要な程度をも概ね下廻つており、これらの諸國が今日なお多少の人口自然増加を示しているのはたゞ／＼過去における人口増加の餘澤、いゝかえれば壯年層人口の比較的多い特殊な人口年齢構成の結果に外ならないものであることは人口統計學的に周知の事實なのである。従つて、それが謂うところの人口危機を必至化するか如何か

は懸つて出生率低下傾向の今後の歸趨如何にあるわけで、それは又そのまま産兒制限の思想と實行の大衆的普及の傾向如何と不可分の關係をもつてゐる。

そも／＼一口に出生率というけれども、總人口を基準にして計算された出生率とは一つの統計學的抽象であつて、現實に存在するものは社會階級別に異なる差別出生率であり、そしてこの社會階級別差別出生率が近代市民的教養の一つである産兒制限の普及度に相應するものであることは既に上段といってきたところである。それ故に、人口の再生産にも不足し勝ちな現在の出生率とは、上層乃至中産階級の過少な出生率が下層階級の高出生率によつて辛じて支えられてゐる補償の結果であつて、この近代的教養の大衆的普及が總出生率を更に破局的な低位にまで低下させねばやまないであろうことは極めて自明のことといわねばならぬ。しかも産兒制限の普及は一般生活水準の近代的進化和上昇を前提すると共に、又これに伴う近代的生計不安の強化をその直接の起動力とする。そういういみでは經濟的に弱下層階級における産兒制限の普及は、單に上層階級の跡を追うばかりでなく、更に一層その必要度を強くすることもできるわけで、近代社會に特有な社會階級別の差別出生率は單に上から下に均等化するのみならず、劃期的な逆轉の可能性をさえ孕んでゐるといつてよいのである。既にスウェーデンにおける都市人口層の社會階級別差別出生率はそのような可能性が單なる理論的豫想に止まらないものであることを實證しており、そして同國の極端に低い人口再生産率はその他の各國の將來に一つの暗影を投げかけてゐるといつてよいのである。要之、社會階級別差別出生率の存在は出生率の持続的低下傾向を必然化する槓杆であり、所謂靜止人口なるものはこゝにおいては一種の理論的抽象に過ぎないといえよう。そ

して與えられた人口收容力を前提として現實に達成された靜止人口とは恐らくその量的弱體性のために更にその人口收容力そのものを弱體化して人口の生物學的破滅にまで進まざるをえないであろうことを想像することはさして誇張に過ぎた豫測とはいえないと思う。少くとも社會經濟體制の上に劃時代的な變革のないかぎり、我々は人口統計學的必然性を以つてそのことを主張しうるわけで、その限りにおいては近代的人口危機といわれるものも亦正當なる理由をもつているといつてよいのである。そして近代市民の近代的教養として生まれた産兒制限が人口問題の上から更めて理論的省察の俎上にのぼせられねばならぬ理由も亦こゝにあるのである。

## 五、若干の産兒制限反對論の吟味、産兒制限問題に

おける階級的利害の葛藤について

産兒制限禮讚論が近代市民の實生活と結びついた勤勞大衆的イデオロギ―として極めて明確自明な常識的説得力をもつてゐるのに對して、産兒制限反對論は孰れかというと寧ろ不確定な内心の、人間の心情に訴ふる本能的な反撥感情を據りどころとしており、そういういみでその理論的説得力は弱いのが普通である。すでに人口史的展望は産兒制限の歴史の意義と存在理由とを確證するに十分であつた。産兒制限の普及に伴う新しい人口危機の不可避性が人口統計學的に確認されたからといつてその歴史の意義と存在理由を無視しうるわけのものではない。問題は寧ろそのような人口統計學的認識を更に一步踏みこえたところに、いゝかえればそのような必然性の成立する實在的諸條件を分析することによつて進んで近代社會そのものの史的本質を反省するところになければならぬ。大いなる史的成果の實現される實際の道具だては必ずしもそのすべてがその成果に相應しい

産兒制限問題を主題とする若干の人口理論的省察

ものではない。そして新しい人口危機の必然性が産兒制限に對する深刻な疑義と異論とを提出するに足るものとすれば、そのような理論的反省はいよいよ切實な關心事でなければならぬ。我々はこの近代市民的教養の利害得失の岐るところを進んで近代社會の社會經濟的構造聯關と、とりわけその社會階級的對立分化の進行の中に分析し解明することによつてのみこの疑義に答へこの異議を正當化することができるであろう。世上通例の反對論は、それが一見いかにも純論理的な觀點を固執するにもかゝらず、實は却つて特定の階級的利害をその立論の背景にもつてゐるのを否定し難いようである。

一例として國民經濟學的觀點よりする反對論に一瞥を投ずる。産兒制限の普及に伴う人口減少の傾向が當然に消費の減少を伴い、國民經濟にとつて不利であることを説くのもその一つであり、特に幼年人口の減少が逼迫せる需要の減退を惹起し、國民經濟上無視し難い悪材料であることを力説するのは之ら論者に通例の見解であるが、しかし未成年人口は自ら購買力をもつてゐるわけではないし、そして子供のために當てられていた購買力は當然にその親たち自身のよりよい生活のために振りむけられる十分の可能性がある。惣じて人口の減少に伴う消費者數の減少を補償するものはこの生活水準の向上であり、しかもこの生活水準の向上こそ近代資本主義經濟の發展と表裏するその原則的な方向の一つであり、近代社會の史的使命の一つでもなければならぬのである。が人口減少の國民經濟學的弊害を消費の減退によりも寧ろ生産力の一要因たる勞働力の減少に指摘する論者もある。そのいうところは主として勞働力の減少に伴う勞賃の騰貴が資本家的經營を困難にし、ひいては國民經濟全體にとつて致命的な結果を招來することを論旨としているようである。が勞働力の減少と勞賃の騰貴に

つては生産方法の機械化による補償があり、かつ機械化による資本構成の高度化こそそも／＼資本主義發展の本則をなすものでなければならぬ。従つてもしこの反對論に更に何らかの據りどころがあるとすれば、それは資本家的採算を超えた資本構成の高度化を忌避する資本家的利害を背景としているわけで、特に外國市場の帝國主義的獨占に高利潤の道が残されてゐることがこの資本家的忌避をいよ／＼強固なものとする。従つて經濟學的なこれらの反對論も結局は帝國主義的利害の理論的粉飾たる以上のいみをもつてゐるとはいへない、難いようである。

純理論的な立場を標榜する別種の有力な反對論は社會優生學的觀點よりするもので、純生物學的な觀點を強く前面へ押したてゝゐるのがその特徴であるが、その反面、歴史社會的法則の特殊性に對する認識の狹隘さが却つて常識的な政治的先入見と妥協するような結果となつてゐるのが通例のようである。例えば産兒制限に伴う生存競争の緩慢化が人類進化の退歩をみちびくと考へる所謂社會ダーヴィン主義的主張の如き、自然淘汰と社會淘汰、生物進化と社會進化の相違を無視するところに根本の難點があるといつてよいが、そのような生物學的反對論の一變種として今日特に有力なものは社會優生學的觀點からする反對論で、一應社會科學的な問題に關心をよせてゐるところに寧ろ一層危険な陥し穴があるといふこともできる。彼等は現在の社會階級別差別出生率を據りどころとし、それが上層階級に特に強い産兒制限の普及度に相應するといふ事實から、この人為的人口制限に基く人口の質的退化の必然性を結論する。前段國民經濟學的觀點からは勞働人口の減少が憂慮せられたが、こゝでは反對に社會的上層人口乃至は中産知識階級人口の相對的減少傾向が問題の焦點にとりあげられてくる。産兒制限運動が社會の改良と人間の向上を理想としてゐる以上その反

對論としては更に適切にその逆説的效果をついたものともいえようが、しかしそれが現存社會の社會階級の分化を生物學的にも最も自然かつ合理的なものと考えてゐる點においては現存支配階級の立場を代表しようとしてゐるものである點に少しの變りもないのである。のみならず、史的展望を更に一步深くするならば、人口の社會階級別構成の間には不斷の人口交流があり、しかも社會的下層階級よりする指導階級人口の絶えざる血の補給こそ健全なる社會進化の表徴でもあつたし、且つまた純生物學的にも首肯しうるところの健全なる生命の代謝機能であつたといつてよいのである。

近代社會の生成期に所謂第三階級が舊貴族階級の階級的指導權を奪取するに成功した頃、この新興階級の文化的な卑俗さと人間の教養の不足とが如何に舊貴族階級の弊疔を買つたかは當時のフランス・ブルジョワ婦人を活寫した名匠バルザックの筆にも詳しい。しかも近代社會とその文化の發展がこの粗野で卑俗な新人口階級の子孫によつて實現されたものであることは附言するにも及ぶまい。社會的下層階級における個人的教養の不足はその社會の負うべき罪であつて、生物學的資質にその主因を歸すべきわけのものではないのである。

惣じて階級的偏見の介入は道徳的論議のもち出されるとき最も著しい。産兒制限に對する反對論の一つとして屢々主張される國民道徳的觀點からする批難も亦その例に漏れないようである。避妊行爲が行爲の結果に對する責任を回避するといふいみで無責任な非道徳的行爲であるといふ批難はそのかぎりにおいて異論はないが、しかしそのような責任の回避も實は一層深刻な責任感から出發するものであるのが近代産兒制限の本旨であるわけ、生の全幅的な享樂と冷徹な合理的精神とを一個の人格の中に矛盾なく統一しようとする獨特の工夫こそ近代人に特有な道徳的努力の目標であ

るといつてよいのである。そして若し生の享樂が動物的な本能の充足に逸脱し、理性の行使が皮相な功利主義的打算の水準に停滞しているとすれば、確かに近代精神の病弊であるこの分裂と偏向とはその病根を近代社會そのものの階級的分裂の中にもつていゝもので、産兒制限の努力そのものは寧ろそのような分裂を一個の人格の中に統一しようとする悲痛な努力として生長してきたものとさへいつてよいと思う。それ故に、産兒制限の大衆的普及をその到らざる頽廢性のゆゑに批難することは、嘗て動物的本能の充足によつてしかその生存權を主張する途をしらなかつた下層階級が近代市民として知的に啓蒙され向上することを拒否することであり、そして特に充ち足りた上層階級の中に替つて受けつがれたその享樂主義的再現を痛心することではなければならぬ。新しい道徳は新しい矛盾と葛藤の中から生まれねばならぬ。労働者をも一個の近代市民として生活し意欲せしむるに到つた生成しつゝある近代市民大衆の立場に立つかぎり、産兒制限は動かすべからざる近代市民道徳としての基礎をもつており、否定することのできない進歩的意義をになつていゝのである。

産兒制限問題に對するこれらの疑義と異論の一瞥は問題の核心が深く近代社會の史的本質と不可分に絡みあつていゝことをまた改めて確認せしめる。すでに産兒制限の普及に伴う新しい人口危機への展望は近代社會そのものへの鋭い理論的反省を要望せしめざるをえないものであつた。もし産兒制限が動かし難い時勢の方向を歩んでいゝものであるならば、その健全なる生長と大過なき普及のために、それは又いよ／＼切實な理論的要望とならねばならぬ。近代社會の社會的要請として完成されるこの近代的教育はそも／＼如何なる社會經濟的構造聯關と、従つてまた特に如何なる社會階級的分裂と葛藤とを現實の槓桿として貫徹されるものであるかを我

我は更に多少とも立ち入つて分析するところがなければならぬ。

## 六、近代社會の人口法則と近代的人口危機の必然性について

一方には不拔の歴史的存在理由があり、他方には新しい人口危機への拒否し難い脅威がある。近代社會における産兒制限問題の虚實相表裏するそのような史的相貌はその推移を一貫する近代社會の人口法則から究明されねばならぬ。それは果して如何なる社會經濟的理山を根本の推進力とし、また如何なる社會心理的效果を媒介として貫徹されるものであるかを更に立ち入つて明らかにするところがなければならぬ。

近代社會は個人の解放と共に始まり、個人の自由の中にその全生命力を豫託した。この自由は商品生産者としての近代小市民的自由であつた。産業革命を轉機とする近代的階級分化の進行は小生産者階級の没落と、その勞働力を一個の商品として市場に賣らねばならぬ新しい勞働者階級の形成にこの近代的自由と解放の階級の本質を現實化した。この新しい階級分化を基軸とする近代社會の構造的變革過程が出生率の近代的解放を背景として發現させた特種の過剩人口現象の中にマルサス人口論の歴史的素材があり、又その自然主義的な理論構成を首肯せしむるに足る社會的病患としての不可抗的な深刻さがあつたことは上段すでに言及せるところであるが、そのような理論的表現を寧ろ格好のものとした事象の深刻さこそ、同時に之を近代社會そのものの史的本質と引きはなし難い法則的必然性の中に捕えようとする理論的反省をも亦不可避のものとしよう。そしてカール・マルクスが人口法則の歴史社會的制約性を強調し、この近代的過剩人口傾向を資本蓄積の法則から説明したとき、資本主義的過剩人口の必然性

ははじめて資本主義的生産方法そのものの本質から究明せらるゝに到つたといつてよい。資本の有機的構成における不斷の高度化、不變資本部分の飛躍的な増大傾向に對する可變資本部分即ち勞働者に支拂わるゝ勞賃總額の相對的な減少傾向は恒常的な過剩人口傾向を不可避のものとするわけ、しかもそのような恒常的な過剩人口、即ち勞働豫備軍の存在こそ、低勞賃を利益とする資本家の必要からばかりでなく、景氣の變動を通じて飛躍的、突發的に發展せねばならない資本主義的生産方法に不可缺な一つの前提をなすものと考えられるのである。マルクスによつて始めて別扶せられたこの資本主義社會の人口法則については勿論多くの反對者からの異議はないでもない。そしてその批評の概ね一致するところはそれが單に資本主義社會における失業人口發生の必然性を指摘するだけで、しかもその暗黙の前提にはやはり勞働者人口の絶對的な、いゝかえれば人間生來の過大増殖傾向を前提しているという點に歸一するものようである。乍併、人間の存在そのものが本來歴史社會的所産であり、人間生來の増殖力と考えられるものも亦つねに特定の歴史社會的所産作用を媒介とすることなしには實在するわけのものではない。そして資本構成の高度化、不變資本部分の飛躍的な増大傾向こそ、單に社會的生産力の飛躍的な増大によつて史上未曾有の近代的人口増加を現實に保證する所以のものであつたばかりでなく、特に近代市民を驅つて自己とその子孫の將來を安んじてこの社會の一般的發展傾向に信託せしめたところの現實の基礎でもあつたといつてよいのである。出生率の近代的上昇は單に近代市民が舊い制縛から解放されたがためではなく、乃至は新しく生まれた勞働者階級の無智と無教養とが生物的本能をほししまゝにしたがためばかりとはいえない。それが個人的に自覺されると否とにかゝりなく、そこにはそのような子孫の増加を保

證するに足りる全社會の一般的發展傾向が共同の運命的事實として存在しなければならぬ。個々人の運命としてそれは如何に不確定なものではあつても、それだけまた共通な可能的事實として意識されるものがなければならぬ。資本の蓄積過程における不變資本部分の飛躍的な増大傾向こそそのような社會意識の社會心理學的背景を形成する現實の基礎であつたといつてよいわけで、それだけこの不變資本部分の増大傾向に對する可變資本部分の相對的減少傾向は資本主義社會における恒常的な過剩人口傾向を當然のこととせざるをえないのである。そして失業人口とはこの過剩人口の實體に對する近代的名稱以外の何者でもないわけである。尤も資本主義のその後の發展は一般生活水準の劃時代的な上昇を可能にしたし、そして特に勞働者階級をも近代的の小市民の生活意識にまで向上させるに到つた。今日の世相は嘗てマルサスやマルクスが問題としてとりあげた露骨な階級的對立相と相距ること遠いが、しかしマルクスが指摘した資本主義的生産の基本構造そのものは今日と雖もなおその起動的推進作用を停止したわけではない。そして一般生活水準の上昇、いゝかえれば一般大衆の生活様式と従つてまたその生活意識の近代化過程の進行と共に、過剩人口傾向を必然化するこの資本主義的生産の基本的矛盾は、又そのまゝ産兒制限思想とその實行とを普遍化し恒常化するところの起動的推進力として作用するといつてよいのである。蓋し社會的な富と福祉の躍進的な増大に對する個人の分有能力の相對的な減少傾向こそ近代市民を産兒制限へ驅りたてる根本の理由に外ならないからである。近代市民の實感する生活苦の意識は決して個人心理的幻想ではないのである。

要之、一方には社會的生産力の不斷の躍進的増大傾向があり、社會的富と福祉の絶えざる増進があるばかりでなく、一般生活水準も亦不斷の上昇過

程を辿つてはいるが、しかし他方一般大衆の生活水準はその不斷の實質的向上にもかゝらず社會的富と福祉の増進傾向に對して相對的には却つて減退傾向を辿らざるをえず、その生活の實質的向上に比例して却つてその缺乏意識を強くせざるをえないのである。そこに資本主義社會に本質必然的な矛盾があり、近代社會における人口現象とその推移も亦この基本的矛盾とその史的展開の中にその根本制約をもつていものでなければならぬ。近代的階級分化の進行はこの基本的矛盾を展開し貫徹するための現實の横材であつたわけで、その史的展開におけるさまざまの諸相面はこの明暗虚實の互に表裏錯綜した基本的矛盾の展開運動としてその眞意を捉えられねばならぬ。そして産兒制限の大衆的普及と従つてまた産兒制限問題の人口問題としての重大化とは、資本主義的發展が労働者をも同時に近代的小市民の生活意識にまで向上せしむるに足るほどに一般生活水準の上昇に成功したところ、しかも資本主義はその信條である生産力の躍進的な増大傾向を維持するために帝國主義的な發展段階への轉換を餘儀なくせらるるに到つたところに始まり、その進行と共に深化するのである。

事情右の如くであるとすると、産兒制限の大衆的普及に伴う出生率の低下傾向は資本主義社會に本質必然的な過剰人口傾向を緩和する効果はあつても之を解消するものではなく、そして人口統計學が將來に推論する加速度的な人口減少過程の進行も、之を解消するよりは寧ろ一個の社會經濟的生活體としての人口の總體的力量を狭隘化することによつて却つて之を強化し深刻化する十分の可能性をもつていゝる。そして過剰人口傾向を持続し且つ深化しながら急速な人口減少過程を辿ることを我々本格的な人口危機といふのである。その社會經濟的構造と、従つてまたその社會心理的相貌の中に劃期的な變革と轉化のないかぎり、近代社會はそのような人口危

産兒制限問題を主題とする若干の人口理論的省察

機への突入を單なる杞憂として無關心でいることを許されないのである。

深い歴史的意義と社會的必要とから生まれた近代市民的教養としての産兒制限が同時に胎藏してゐるそのような危機的胚種はこの産兒制限行爲そのものにおける類廢化的形相として既に今日その一端を指摘するに不足しない。生の歡びの全幅的な享受が生活合理化の精神と共にこの近代的教養の前提をなすものであることはすでに前段言及せるところであるが、それが特に今日の上流乃至中産知識階級層において特殊の階級的教養に粉飾された享樂主義的行爲へつよく傾斜しつゝあることはまぎれもない事實である。と同時に又それに伴い、産兒制限の思想は非合法的な墮胎行爲を必然的な隨伴現象として發生させる。近代的教養の階級的未成熟のために特に下層階級に慣用される墮胎行爲は、その類廢的爛熟の結果としても亦その處をかえて發生することになる。そしてそのいずれも近代社會の階級的分裂にその根底をもつていゝる。惣じて近代精神の構造的支柱である自由の意識と責任の觀念がその相互補足的な構成から遊離され、生きることの自由と歡びとが享樂主義的傾向へはしり、自ら生きるための合理的精神が皮相的な功利主義的打算の水準に停迷し勝ちなのも亦この階級的分化と分業にその根をもつていゝるといつてよいと思ふ。近代市民が當然に自負してよいその合理主義的精神と生活態度とは、産兒制限の思想と實行とにおいて最も象徴的であるが、その達成には又それだけ危険な困難に當面してゐるといつてよいのである。そして現實の階級的分裂は本能を合理的に支配し淘汰するよりも、寧ろ本能と理性を分離させ分業化させる。本能の中に宿る睿智としてよりも、寧ろ本能と對立し鬭争し妥協する近代合理主義的精神の通弊も亦そこにあるといつてよいのではないであらうか。特に産兒制限問題に關連して杞憂せられる最大の疑念と不安も亦この近代合理主義的精神の

近代的局限性の中にあるのである。

以上論ずるところは近代社會の史的本質を極端にその消極面から取りあげた憾みがあるかもしれない。確かに近代社會の階級分化がその階級的葛藤を通じてなした大きな史的成果は、之を人口現象の上からだけ眺めても、偉大な歴史の攝理を想わしむるに十分なもので、産兒制限の事實そのものが又その最も格好の例證でさえある。たゞ我々の問題とするところはその成し上げられた成果よりも寧ろそれが今後になすであろう仕事の如何にかゝわる。いゝかえれば、我々は好んで消極面をとりあげるといふよりも、寧ろ近代社會の基本的な運動法則を明らかにすること、そして人間の意志の干渉なしに進行する場合のその自然必然的な推移を明らかにすることが目的なのである。問題の理論的省察はそのような理論的抽象と法則的必然性の認識から出發せねばならぬ。そして又そのかぎりにおいて我々は近代社會における人口危機の必然性を、社會經濟學的にも、また社會心理學的にも、承認せざるをえまいと思う。

### 七、將來社會主義社會における人口の推移について、

#### 社會主義的人口論の吟味

資本主義社會における新しい人口危機發生の理論的可能性を確認することは、その理論的含蓄を更に一歩進めていふならば、この近代社會の史的本質を人口問題の立場から鋭く反省し吟味することではなければならぬ。蓋しそれは嘗て封建社會における封建的停滞人口の近代的解放に成功し、且つ之を自己自身の生長發展のための實體的基盤として生長してきた近代資本主義が、少くともこの實體的基盤の保全涵養の力においては、どうやらその歴史的な存在理由を喪いかけていゝのではないかを思わしめるからで

ある。技術の不斷の進歩と表裏する生産のための生産、そして資本の蓄積を第一義的信條とする資本主義的生産方法が、事實において人間自身の生活とその福祉とを如何に豊かにしたとはいへ、そこにその第一義的な目標をおいていたものでないことはいふまでもないことで、我々の今日焦慮する人口問題はまさしくこの事實を近代社會そのものの死活問題として提起するものだといつてもよいと思う。既に早く十九世紀初頭に、新しい資本家的富の登場が労働者階級の窮乏と、更にその多産のための一層の窮乏化に、一言にしていへば資本主義的過剰人口の事實に鋭く對照されたとき、この新しい生産方法の自由主義的放任に抗議したのはシスモンディであつたが、人口問題は労働者階級の貧困と多産に基く過剰人口の問題としてここに始めて現存經濟秩序に對する抗議の出發點となつたばかりでなく、とりわけてはまた「富を人間から抽象した」古典經濟學に對する抗議の中心的論據として取りあげらるゝに到つた。尤もシスモンディを驅つてこの抗議を提起せしめるに到つた彼自身の思想的立場は、新興資本の威力の前に没落しゆく小ブルジョワジの懐古と反動とを據りどころとしたもので、これら小市民階級においてのみ人口の自發的な自制と調節は可能であつたと考えた彼の懐古的、浪漫主義的理想は、實際には却つて新しい資本主義の更に一層の發展を通じて眞の近代市民的教養の一つとして實現せらるゝに到つたことになる。しかもこの近代市民大衆の一般的教養化した産兒制限が今は新しい人口問題を新しい人口危機の問題として提起しているわけで、人口問題の立場からする資本主義への抗議と批判とはそれだけまた深く且つ廣い史的展望の上に立脚したものでなければならぬ。

シスモンディが小ブルジョワジの立場から行つた抗議の精神を今日の一轉せる人口問題の主題として繼承するものはマルクス主義的社會主義者

の一群である。そして謂うところの危機の本質が上段とくが如く現存社会の階級的分裂に根ざすものである以上、将来社会主義社会における階級対立の解消がこの人口危機を回避するに必要な基本的諸条件の一つであろうことは當然のこととしてよい。が社会主義者が好んで力説する将来社会主義社会における新しい人口の推移は生産力の再度の劃時代的な躍進に伴う人口収容力の再度の劃時代的拡大と、その結果として實現せられるに相違ない末期資本主義的な人口停滞の社会主義的解放、再度の著しい人口増加の映像である。試みにその代表的な論旨をカウツキー晩年の人口論著「自然と社会における増殖と発展」にとる。その説くところも亦この人口収容力の将来社会主義社会における劃時代的な拡大を強調することに最大の重點を置いてゐる。曰く、我々が既に今日到達していながらその社会的利用を妨げている資本主義的制縛の廢棄は、特に今日その技術水準において立ち遅れており相對的には寧ろ後退的過程にある農業部面において、十九世紀における工業の躍進にも比肩すべき劃時代的な發展が可能となり、食糧餘力の劃時代的な増大が實現されるであろう。そして階級的對立と搾取の消滅は萬般の社会政策的施策と相俟つて死亡率を更に一段と低下せしめるのであるうばかりでなく、人間生活を心身兩方面から自由に健康化することによつて出生率をも亦上昇せしむるに相違ない。蓋し産兒數を制限せざるを得ぬ經濟的制肘が解除せられるとすれば、労働時間の短縮、夜業の消滅、餘暇の善用等々に伴う生活革命は心身を健康にして出生率の上昇を結果するに相違ないからというのがその主張の要旨といつてよい。この出生率上昇論にはスペンサーに憑依するところの多いカウツキー獨特の生理學的解釋を前提としており、その點なお多少の論議の餘地もないではないが、将来社会主義社会の實情が果して社会主義者の豫約するが如くであるとす

#### 産兒制限問題を主題とする若干の人口理論的省察

ならばそこに劃時代的な人口増加の再現を想像することはさして無理なことではなない。蓋し舊世界で人口増加を押えていた社会經濟的制肘が生産の面からも分配の面からも撤去せられるとすれば大衆的現象としての産兒制限はその社会經濟的強制力を喪うわけで、新しい社会經濟體制に順應する生活意識の變革がなお實現されないとしても、そこに著しい出生の増加が實現されるであろうことは極めて確實な確率をもつた事實だからである。或いは舊世界の生活意識がなお残存し繼承せられている間こそ更に一層確實にそのことを推定してよからうと思ふ。乍併、カウツキーも注意しているように、技術の進歩には際限がないとしても労働生産性の向上には一定の自然的限界があり、特に技術の社会主義的利用は之を労働生産性の向上により寧ろ労働負擔の輕減にさしむけなければならぬようになる限界點がある。いゝかえれば、将来社会主義社会においても亦その劃時代的な人口増加が過剰人口の杞憂をよび起すかもしれない理論的可能性はあるわけで、一般生活水準の社会主義的向上はこの可能性をいよゝ強いものにする。将来社会主義社会において豫期せられるそのような過剰人口傾向に對し、これを相殺すべき有力な反對傾向として豫期せられるものは、カウツキーによれば、社会主義社会において始めて完全に達成せられるであろう女性の解放である。それは上記農業革命とあわせて彼が将来社会主義社会の實現すべき二大事業の一つにかぞえているもので、女性の地位の向上と、特に社会的、精神的労働への女性の参加は産兒數の自發的な制限をいよいよ強いものにするに相違なく、その効果は今日の資本主義社会が當面していると同じ人口減少の危険を再現させるかもしれないとさえ彼は考えている。たゞ社会主義的社會において始めて完全するであろう社会道德意識の發達向上がこの危険を防止するに十分であることを豫期して将来社

會主義社會における所謂人口問題の最後の解決を主張するのが社會主義的人口論の代表作として相應しい上記カツツキの人口論者の極めて樂觀主義的、理想主義的な論旨の大意である。

その強く倫理主義的な偏向については姑くおく。もし謂うところの女性解放がその仕事の上での男女平等化を基礎とするその精神的平等化を、いゝかえれば男性的、合理主義的精神の強化をいうものとするならば、近代合理主義精神の階級的な狭さと歪みとは撤去せられるとしても、惣じて合理主義的精神に不可分な非女性的、反自然的ないしは沒感情的な傾向が全人類的な規模と深さにおいて立ち現われることになるかもしれない。分の危険がないであろうか。生物進化と社會進化の巧まざる協同の中に育成せられてきた男女の分業とその文化的感覺の分化の均等化が人間の生物學的自滅という異常な危険を惹き起しはしまいかを杞憂することは一つの理論的推理として決して論理的の可能性に缺けたものではないのである。そして特に我々にとつて興味をひくことは、その新しい歴史的發生理由によつて確かに我々の今日杞憂する人口危機を解消するに相違ない將來社會主義社會においても亦その當初の劃時代的な人口増加が何時かは人口の生物學的破滅という同じ人口危機の發生を防止し難いということである。いゝかえれば近代資本主義社會が經驗したのと同じ人口現象の推移がこゝでも亦一層世界的な全人類的規模において經驗されるに相違ないということである。

將來社會の人口推移を豫測することは勿論萬全の科學的論證性を期待すべきことがらではないし、また我々の興味もそのような豫言者の言説にあるわけではない。寧ろそのような理論的推理が言わば一種の思考實驗として却つて現在の問題をより一層正確に分析するに役立つかどうかにかに我々の

關心はかゝつているのである。そして將來社會主義社會においても亦その人口現象の推移は我々が經驗してきたものと同巧異曲の経過を辿るのである。うといふこの事實こそ、今日の人口問題の省察に當つても亦單なる社會經濟的分析の立場を超えた更に深い省慮を必要とするものではないかを反省せしむるに足る事實だといつてよいと思う。社會經濟的變革は勿論必要でもあり必至でもある。が人口問題はこの必要を必然化する行動的主體そのものの運命に第一義的な關心をおくものでなければならぬ。そのような關心は直接には自然生物學的な事實として最初の注意を惹くものであるかもしれないが、しかしそれが所謂自然法則的な事實であるだけ、それはまた同時に社會經濟的存在の中で人間的存在そのものの存在論的本質として不斷に存在し機能し反省されるところのものでなければならぬ。所謂人口危機の問題は我々を驅つて當然にそのような人間共同生活に不可分な共同の運命にまで反省することを餘儀なからしめるのである。

## 八、危機意識下の人口問題、歴史の進行に參照すべ

さ人口問題固有の立場はどこにあるか？

惣じて人間の營みは、それが偉大なものであるだけ、自己破滅的な危険と表裏している。謂うところの人口危機の問題についても亦その感慨をあらたにする。そもく人口問題というものの自體がそのような人間的營爲の危機的性格と不可分に結びついていゝといつてよいのである。それは人間が眞に人間として、いゝかえれば單なる一生物的存在としての埒を踏みこえて、自ら自然の均衡を截斷しその生活空間を擴大しはじめたところにはじまるのである。自らその生活空間を擴大したればこそ人間は人間固有の増殖力を發展することができたのであり、そして過剰人口の危険も亦それ

と共に始まつたのである。人口問題は人間の歴史と共に古く、そして過剰人口問題は人口問題の歴史と共に古いともいえよう。が我々が今日當面している人口危機の問題、人口の生物學的衰亡に關する問題は、人間の營みの自己撞著的な危機的性格を表現する點においては、過剰人口問題よりも更に遙かに本質的である。それはよりよく生きようとする人間の努力がそのような行爲の主體そのものを全面的に否定するというようなことになる自己破滅的な危険を物語るものに外ならないのである。人口問題はそのような人口危機の問題として更に一層人間の存在そのものと不可分な宿題であることを自覺せざるを得ぬ。

それゆゑに、社會經濟學的分析が人口危機の必然性を確認するところに、人口問題は却つてその問題意識を深め、人口問題固有の立場に立ち還るのだということもできる。必然性の認識は同時にまた人間の營爲によるその轉換の可能性をいみするものでなければならぬ。社會經濟的變革への要望は歴史的必然性の單に人間意識における表現に過ぎないものではない。それは全歴史の眞實の主體である人間自身の共同の運命として實感され思念され意欲されるものでなければならぬ。いゝかえれば常に特定の社會經濟的諸條件下に、従つてまた概ね何らかの社會階級的對立と葛藤の中においてではあるが、しかもそのような階級的偏向と偽善さの中においてもなお常に體驗されねばならない運命共同體的意識への主體的反省こそ、人口問題が眞に本格的な問題意識において成立する根本の立場に外ならないのである。そして近代社會における人口危機の認識も亦、近代資本主義の發展と之に伴う新しい階級的葛藤が近代社會に固有な運命共同體的な主體そのものに抵觸し、寧ろこれを解體しようとする危険の發生をいみするものに外ならぬといつてよいと思う。

#### 産兒制限問題を主題とする若干の人口理論的省察

社會進化の基本的動向は、個體の解放、個人の獨立という方向を辿つてきたが、しかしそのような人間の個體の完成、いゝかえれば個體における自己目的的な倫理的な存在價値の實現は個體相互の共同社會的結合を媒介として始めて可能なことであつた。そして人間個體をそのような自己目的的存在價値において取り上げるところに所謂過剰人口問題は始めて人口問題として成立する存在論的前提を與えられることができると思へば、謂うところの人口危機、或いは滅衰人口の問題はこの人間個體の倫理的な存在價値を保證すべき共同體的主體そのものの運命を問題の焦點に浮かびたゞせるということもできよう。人口の生物學的衰亡と考えられるものは常にそのような運命共同體的主體そのものの解體過程に伴う自然必然的な現象としてこそ人口問題本來の主題となり、人口危機の總括的な表現として我々の理論的識域に登場することができるといえよう。

人口問題の本質と、特に我々が今日當面しているその主題の意味するところが凡そ右の如くであるとすると、人口問題を專一に過剰人口問題の面からのみ眺め、人口推移の歴史を専ら人口制限の歴史として構成しようとする態度は少くとももう一つの見方によつて根本的な補足と修正を受けねばなるまい。産兒制限の功過を省察するに當つても我々はそのことをいよいよ痛感せざるをえないのである。

人口の歴史は、その表面的な經過においては確かに壓倒的に人口制限の歴史であつたし、前掲カー・ソングースの主張するように史上時たまに採擇された人口増加政策も根本においては單に人口制限の多少の緩和に過ぎないとさえいふこともできよう。人間の本質をその動物的本能的な素材的自然の中に求め、従つて過大増殖傾向をその本質必然的な結末とする、一言にしていえば自然主義的な人口理論をとる限り、そのような史觀は當然

のことであるかれない。が人間存在の存在論の本質をその歴史社會的な自己形成作用の中に求め、表面消極的な現象形態の中にも新しい力と積極的な規定の生成をみあやまることがないならば、人口の歴史はその内面的な意味と機能においては同時にまた時代の推移に伴うそれ／＼獨特な形態における人口涵養の工夫の變遷をいみし、人口を保全育成する仕方の変遷史として之を構成することもできると思う。そしてまさしくこのことこそ、さまざまの史的形態の中に繼承せられてきた人間共同生活の實體的基礎、運命共同體的意識にとつての根本の關心事であつたといつてよいのである。先史學者の考證するが如くであるならば、原始種族をその近親交情の生物學的弊害から救い、種族絶滅の危険から防護したものは婚姻關係における一定の禁制を中心とした新しい社會制度の生成であり、社會的動物としての最初の人間の自覺と自己形成の結果であつた。人口の自然増加も亦こゝでは歴史社會的な制肘を媒介として始めて可能であつたといふことができよう。歴史時代以降の史實は、特に階級分化の發展に伴つて、諸般の社會諸制度を強くその消極的な機能の面において示しており、家族生活の形態的進化の跡も亦その例に漏れるものではないが、しかし人口史上特に人口抑制的な力として機能した封建的家族制度は、他面においては、原始民族社會の崩壞以來おそらく最も充實せる運命共同體的意識の母胎として、人口の保全育成のために好適な制度であつたといえる。人口史上特に悲惨な史實に彩られている封建社會がその封建的停滯人口をなおよく持続しえたといふことも、單に封建農民の動物的な増殖力の所爲として片附けてしまえない問題を含んでいる。人口増殖力の根源を單に人間の動物的本能の中に求め、過剩増殖傾向を専ら人間的無智と無教養に歸するのは、社會關係の中に單に有意撰擇的な結合關係をしか見ようとしない近代合理主義

的偏見の一つといつてよい。人間は單に社會經濟關係に規制せられる歴史の素材ではない。素材は素材自身の形相をもつていなければならぬ。そういういみで人口現象は、それが自然生物學的な象面を強くするほど、却つてより本質的な歴史社會的關係との聯繫を強くするのである。そして封建的家族制度の中に強く傳承された運命共同體的意識は、そこでは封建社會的狹隘性の中で悲痛な封建的過剩人口の母胎であつたに過ぎないが、人口をその封建的停滯性から解放した近代社會成立の裏にはこの狹隘性のゆえに苦惱してきた運命共同體的意識の自己再生への意欲を無視することはできまいと思う。そして近代社會における史上未曾有の人口増加も、新しく生まれた近代民族國家の國民的發展を背景としてこそ始めて可能なのであつた。近代社會とは寧ろ資本主義的生産方法の發達が新しい民族國家の建設に新しい共同社會的結合の主體を再生し得たところにはじまるのである。だからこそ、この近代社會が新しく撞著した人口危機の問題は、われわれ近代市民の運命共同體的母胎に、いゝかえればわれ／＼近代市民が時には明確な自負と熱情を以つて、また時には屢々全き忘却と無關心の中で、しかも常にその全生活を憑依させてきた民族と國家の運命にかゝわる問題として反省されなければならぬのである。そのような主體的反省こそ人口問題を本格的な問題意識にまで立ち還らせる現實の力であり、そして人口問題が進んで歴史の進行の上に參照し發言し得る所以の抑々の實在根據でもあるのである。そして人口問題の立場からこそ始めて正當に提起される産兒制限に對する疑義と不安とは、また人口問題がそれ固有の理論的立場に立ち還ることによつてのみ幾分ともその解決の途を方向づけられるものでなければならぬ。

## 九、民主主義的人口政策の指導目標

嘗て獨逸の社會民主黨内に當時漸く大衆的關心をえつつあつた産兒制限の是非が討議せられたとき、勞働者の産兒制限を勸奨して勞働市場の需給關係改善のための階級的闘争手段として利用せよという一部の聲が聞かれたことがあつた。その際そのような闘争手段の理論的な背理と現實的な非實現性とを指摘して之を斷乎として拒けたラツサールの態度は種々のいみで興味がある。蓋し勞働供給の減少と勞賃の騰貴に對しては資本家は十分の資本家的補償と對抗の手段をもつており、また勞働階級の強固な團結も産兒制限については完全な共同闘争を遂行しうる實際的保證に缺けてゐるからというのがその提案拒否の論旨であつた。確かに産兒制限は廣く近代市民階級の市民的教養として生まれたもので、勞働者も亦一個の自由な近代市民としてこの教養を身につけるのである。それは近代資本主義の發展が勞資の階級的對立の中に造りあげた廣汎な近代市民階級層を背景とする個人的教養の一つで、特に勞働者階級の階級的利害に奉仕するものではない。ラツサールの提案拒否は極めて當然のことで、階級闘争下にある勞働者階級の立場にとつては現在の産兒制限問題は全く無關心事ではなければならぬ。がこの無關心は勞働者階級がその階級闘争に終局的な勝利と指導權を掌握しようとの信念を前提としてゐる。それは何よりも先づ今日の勞働大衆を産兒制限に驅りたてる經濟的窮迫が將來社會主義社會においては跡を絶つてであろうとの社會主義道有の樂觀的未來像を根底としたものであるが、同時にまた階級社會の廢棄に伴う新しい運命共同體的結合とその文化的諸成果が總じて今日の産兒制限に纏綿する自己破滅的な行き過ぎの弊害を防止するに十分であろうとの確信をも物語るものでなければなら

産兒制限問題を主題とする若干の人口理論的省察

ぬ。そして我々が今日、今日の産兒制限問題について特に人口問題の立場から焦慮する最大の關心事も亦まさしくこの點にあるのである。社會主義者も遠い將來に恐らく配慮せざるをえなくなるであろうその問題を我々は今日焦眉の問題として取りあげなければならぬのである。

我々は産兒制限に無關心ではいられない。寧ろその深い歴史的意義と、特に近代社會におけるその社會的存在理由とを全幅的に肯定せねばならぬ。たゞその大衆的普及の當然の結果として豫期せられる新しい人口危機の發生に關聯して特に人口問題上切實な疑義をよせざるをえないのである。

が産兒制限に纏綿する人口危機を回避する恐らく最善にして唯一の方途は、寧ろその眞實の意義と存在理由とを遺憾なく發揚せしめる以外にはあるまいと思ふ。それは近代市民の市民的教養として成就されたその意義と存在理由とをその深い精神的な背景と含蓄とにおいて助成し完成させることではなければならぬ。そしてその成否は懸つてこの近代的教養の階級的基盤である廣汎な近代市民階級層が眞に近代國家の民主主義的基盤として、この近代國家の中にその階級的錯綜を超えた共同の運命を實感することができるよう健全な發展を保證されるかどうかの一點にあるといつてもよいと思ふ。

いうまでもなく、この廣汎な近代市民階級層は典型的な小生産者階級から近代的勞働者階級に及ぶ多端な階級的構成をもつており、従つてまたその生活利害においても又その生活意識においても獨特の内的矛盾を包藏している。すでに産兒制限の思想と實行とがそのような近代市民に特有の内的矛盾を直接の推進力とするものであることはいうまでもないが、この矛盾を一つの新しい思想と行爲にまで統一し、一つの新しい文化的感覺にま

で洗練した現實の力も亦無視することができまい。我々の杞憂するところはそのような文化的感覺がその内的矛盾のゆえに分解し頽廢化することであり、その健全なる發展が階級的矛盾と分裂のために阻害されることがないかどうかの點にある。

國家の人口政策は、それが眞に國民共同の運命を保證するものであるかぎり、根本において人口の保全育成の線を離れたものであつてはならない。その點においては今次大戰前に特に全體主義的國家群によつて遂行された人口増強政策さえ、その動機は別として、一粒の眞實さはもつてゐる。それは全國民的な厚生運動として、乃至は國民所得の人口政策的見地よりする再配分組織への一着手として、確かに多分の進歩的意義を擔つてゐたといつてよい。たゞ之らの諸方策の最後の目標である國民共同の運命の自覺をそれは帝國主義的戰爭のための手段としてしか取りあげなかつたところにその謬りがあつたといえよう。近代市民の自由な權利の一つである産兒制限は彼等の最も思ひきろうところであつた。近代國家の正常なる發展は寧ろ凡ての市民の自由にして合理的なる行動の中から生まれねばならぬ。たゞ全國民の自由にして合理的なる行動の中に、同時に國民共同の運命を完成せしめるに十分な共同社會の建設こそ近代國家の人口政策的指導が目標とする最高の標識とならねばならぬ。勤勞市民大衆を対象とした各般の社會經濟的諸方策はその不可缺の條件であるが、それは飽くまでも健全な共同生活の中でのみ體驗される人間的生存に對する健全なる文化的感覺の涵養、いゝかえれば近代的理性によつて洗練せられた正しい人間的運命觀を保全し育成することを最後の目標としたものでなければならぬ。それがまた産兒制限をその皮相な合理主義的病弊から防止する最善の方途でもあるといえよう。そういういみで人口政策こそ民主主義的政治指導下

の文化國家にとつて最高の國策的課題であり、萬般の國家的施策はそのような人口政策的見地から再評價されねばならぬ。産兒制限の啓蒙的勸奨も乃至は防止的制限も、これに較べては單に時の情勢に應變する行政技術的方策に過ぎないといつてよいと思う。

## 十、總括的摘要

以上論述するところの主眼點を主として再想概觀の便に供するいみで要約摘記すれば概ね以下の如くである。

一、個人の自由と責任をその生活信條とする近代市民が市民的教養の一つとして身につけるに到つた産兒制限行爲には近代社會の史的本質に相應した近代的人口制限行爲としての深い歴史的含蓄があり、區々たる利害得失を超えた歴史的意義と存在理由とをもつてゐる。生活のよるこびを全幅的に享受しようとするルネッサンス的願望とその全生活を剩すところなく合理化しようとする勝れて資本主義的な精神とを一個の人格の中に矛盾なく統一せねばならぬ近代市民にとつて、産兒制限行爲は恐らく最も典型的な道徳的努力の對象であるばかりでなく、個人の解放と生活の合理化を標榜する近代合理主義的精神はこのような本能的性生活の中にまで擴張されることによつて始めてその使命を完全するといふこともできよう。近代市民の市民的教養の一つと考へらるゝ所以で、近代社會に特有な社會階級別差別出生率はこのことを實證して遺憾ないものといえよう。

二、この産兒制限の思想とその實行を培養し擔當した社會階級的基盤は、近代資本主義的發展が迂餘と曲折の中に育てあげたところの廣汎な勤勞市民階級層である。嘗ては専ら支配階級の利害に奉仕したマルサス人口論はこの新しい階級的基盤の上に繼承せられることによつてその傾向的な

志向を一新し、近代市民の實踐的イデオロギーとして更生したということもできよう。所謂新マルサス主義の主張と運動とが近代産兒制限の中樞に浮びてくる所以である。この近代市民階級層の生成と擴大は資本主義發展の史的成果である一般生活水準の向上過程と表裏するものであるが、それが自己の勞働力以外に市場に賣るべき商品をもたない勞働者自身をも一個の近代市民として生活し意欲し思考せしむるに足るほど充實するに隨つて産兒制限はその大衆化の速歩をいよ／＼早くし、そして産兒制限問題は過剩人口問題に代つて近代人口問題の焦點に浮びてくる。いゝかえれば、出生率の恒常的な低下傾向も亦加速度的に深刻化しはじめ、新しい人口危機への展望を拂拭し難きものとするのである。

三、乍併、産兒制限思想の培養とその大衆的普及にとつて直接の起動因をなすものは、一般生活水準の上昇にも拘らず實質的にもまた心理的にも却つていよ／＼累加するところの生計負擔の重壓である。社會的富と福祉の躍進的な増大傾向にも拘らず之に對する個人の分有能力は却つて相對的には減退傾向を餘儀なくされるといふ資本主義經濟に固有な發展傾向こそ産兒制限の眞實の社會經濟的背景をなすものであり、基本的恒常的な過剩人口傾向の中に新しい人口危機への進行を餘儀なきものとする近代社會の人口法則の眞實の推進力でもあるのである。この基本的矛盾を充實し展開する所以の現實の積材である勞資兩階級への階級的分裂傾向は近代社會の基幹的動向として廣汎な市民階級層の生成と表裏して進行しており、近代市民の生活意識を社會心理的にいよ／＼繊細過敏なものとする。鋭い近代自意識の根源も亦そこにあるといつてよいが、自由の意識を放逸な個人主義的特權への欲望にまで抽象し、その合理主義的精神を皮相な功利主義的打算の精神に停迷させざるをえない根本の理由も亦この階級的分裂の中に

産兒制限問題を主題とする若干の人口理論的省察

あるといえよう。非合法的な墮胎行爲がその動機と形態とに相違はあれ階級層の上下を通じ産兒制限行爲の必然的隨伴現象として現われざるをえない理由はそこにあり、近代社會における産兒制限行爲の史的功過に關する虚實相表裏した様相も亦そこから生まれる。惣じて道德的頹廢現象は人口危機の進行と不可分のつながりをもつており、その病勢昂進の臨床的指標とするに足るものである。

四、が社會階級的分化と葛藤は人間共同生活に不可分な存在理由をもつており、そして階級社會においてはその階級闘争は社會生活を合理的に運営する合理的な手段として正常なみをもつてゐる。たゞそれが階級的利害の對立葛藤の中にもなおかつその全成員にとつて共同の運命として體驗されていた共同社會的意識を消磨させ、人間的生存の實體的な基礎である運命共同體的意識を弱體化し解體しゆくところに謂うところの人口危機、いゝかえれば人口そのものの生物學的喪亡過程も亦必然化されるのである。急激な人口減少傾向が過剩人口傾向を緩和するよりも却つていよ／＼深刻化してゆくであろう全社會經濟構造の惡循環的解體過程は社會倫理の頹廢と共に共同社會的結合の弛緩として本格化し、人間共同の運命に對する健全な感覺の喪失によつてその破局的段階にまで進行するのである。そして我々がいま今日の産兒制限問題に關聯して特に人口問題の立場から疑念し杞憂するところの問題も亦この點にあるのである。近代合理主義的精神の功過にかゝるともいつてよいこの問題は、翻つては又、近代市民社會の中にその眞實の母胎として生長してきた近代民族國家の運命と不可分なつながりをもつてゐる。過剩人口傾向は近代資本主義社會にとつて社會經濟的必然性をもつた一つの宿命的な現象であつた。産兒制限の普及と之に伴う出生率の低下傾向が、同じく近代資本主義的發展に伴うその史的成

果として、この過剰人口傾向に對する大きな史的攝理となるか、乃至は進んで謂うところの人口危機への進行を餘儀なきものとするか、この二つの道は近代市民がその共同の運命を寄託してきた近代國家の將來における使命と不可分のつながりをもつていたのである。

五、危機の意識こそ人口問題を人口問題固有の本格的な問題意識にまで立ち還らせる。蓋しそのような危機の意識の中に再認される運命共同體の意識への主體的反省こそ人口問題が抑々問題として提起される根本の前提であるからであり、かつまた人口問題が歴史の全進行に對して進んで發言し參照しうる所以の眞の據りどころをなすものに外ならないからである。

人口問題の立場からする各般の社會經濟的變革への要請も亦そこから出發しそこへ歸一するものでなければならぬ。廣汎多岐な近代市民階級層の健全な發展のために着手されねばならぬ各般の社會經濟的諸方策の成否如何も結局はこれら近代市民の多端な生活意欲を近代國家の民主主義的基盤として共同の運命の下に統合しうるかどうかの一點にかゝつており、その多感な生活意識の中に人間的生存そのものに對する健全な運命感を保全し保育することに成功しうるか如何にかゝつてゐる。産兒制限をその歴史的な眞價において育成すると共に、その過不及の危険を回避する所以の最善にして唯一の方途も亦この外にはないと思う。人口問題の立場から要請せられる健全なる民主主義的政治指導の理想はそこに歸着するわけで、そういういみでは人口政策こそ將來文化國家にとつての最大の國策的關心事だといつてもよいのである。そして恐らく人口動態の社會階級別相貌における本質的な變動と所謂適正人口を中心とした弾力性ある人口の動きがその政策的効果を判定すべき最高の指標となるであらう。

### 附論 我が國における人口問題竝に産兒制限問題

#### の特殊の様相について

翻つてわが國における人口問題と、特に産兒制限問題の實情について多少の補足的觀察を試みる。専ら西洋先進諸國を對象として試みられた以上の理論的省察にして大過なしとするならば、その本質的な諸傾向は原則的意味においてそのまゝこゝにも妥當するものであることはいうまでもない。たゞ近代國際社會における我が國の政治經濟的な後進性と、これに伴うさまざまの社會經濟的錯綜が、わが國特有のその他の諸條件と相俟つて、特殊の様相を發現させていることを注意せねばならぬ。とりわけ、近代社會の各發展階段に照應する各種の問題象面が同時に併存し、互に干渉錯綜しているという問題の重層的錯綜性に注意する必要があると思ふ。

近代日本の人口問題における基本的現象の一つは農村過剰人口であるが、問題の重層的錯綜性も亦こゝにおいて最も典型的である。我が國農村人口も亦近代資本主義的生產關係の生成過程に伴い當然にその封建的停滯性から解放せられ、既に徳川時代末期より出生率の近代的上昇の跡を示してはいるが、明治以降特に近代國家として軍事的必要の充足を中心課題として國家權力の保護助成下に強力に推進させられた日本資本主義の發展方向は農村社會の自生的なる近代化過程を遲滞させたばかりでなく、寧ろこれを近代産業資本の利害の下に拘束し、國際競争裡の後進資本主義にとつて唯一の武器である低賃金労働の不斷の給源としてその封建的諸關係を強く殘存させることを餘儀なくした。従つて農村人口は最初の典型的な近代小市民として更生することもなく、さりとて典型的な賃労働者としての

X

X

X

自由を實現することもなかつたわけで、そのような半封建的生活環境下に人口増加に對する近代的安んずの侵入が望むべくもなかつたことは極めて當然のことといわねばならぬ。そこに我が國における農村過剰人口の基本的、構造的な性格があるといえようと思う。

農村人口について指摘せられるこのような後進的停滞性は、單に農村人口が我が國總人口の中で占める比重の大いさからばかりでなく、特にそれが都市人口の絶えざる補給源であるといういみからも、同時に我が國人口現象の基本的性格を決定せねばならぬ。勿論、日本資本主義がそのような跋行的形態においてもせよ一應達成しえた發展段階の高さは決して無視し難い。大正年間末期以降にみる我が國出生率の恒常的な低下傾向は現在なお極めて輕度のものであるとはいへ、社會全般に互る近代化過程が決して無視し難い前進過程を辿つてゐることを實證するに十分なものであろう。ただこの出生率における近代的な足どりの發現も、一般生活水準の上昇過程を表章するよりは、寧ろより多く我が國資本主義の早熟的な早老性を物語る傾きがないでもない。いゝかえれば、それは我が國産業資本が既に早く國民生活水準の犠牲において海外市場における獨占利潤を確保せねばならぬ本格的な帝國主義的發展段階に入つたことをいみする。そしてこの極めて低位な生活水準に停滞する廣汎多岐な市民階級層の存在こそ、正當なる自生的發展を缺いた日本主義の實情を表徴する第二の基本的構造的な事實に外ならぬ。出生率の低下は近代的教養の普及によるというよりは寧ろより多く皮相な近代生活様式の重壓に基因してゐると思う。封建的な生活意識の殘存と近代市民としての經濟的逼迫とはこの社會層を一貫する性格的な事實で、傳統的な家族主義的精神を背景とした多産的傾向と近代的小家族主義への現實的必要はこゝでは相互に干渉錯綜して複雑多端な人口動態

を示しているが、そこに一貫する總括的な傾向はやはり近代的意味での過剰人口傾向であるといつて大過ないと思われる。それが、上記農村における過剰人口の事實と相照應する基本的構造的な性格のものであることはいふまでもなく、結局は日本資本主義の後進性に基く早老性がこの近代社會の原則的傾向を永く且つ一層深刻に發現させているといつてよいものである。

従つて、特に産兒制限問題の上から之をみても、さまざまの史的象面の錯綜を否定し難い。地方の一部には、特に人口流出の便をえ難いところにおいて、いまなお原始的な方法による墮胎間引きの習俗が存続しており、他方近代的市民階級層の中にあつても産兒制限は十分に近代市民的教養として本格的な思想的背景をもつことなく、逼迫せる現實的必要が強要するその普及は性病豫防の知識が新しい必要のために轉用されたといつた域を越えることあまり遠くないものである。

この日本資本主義の後進的躁急性が國民大衆の遅れた社會意識を背景としてファツシズム的變態をとげ、戦争への冒險を試みるのやむなきに到つたことは極めて自然の成りゆきであつたといつてよいが、敗戦後の現狀は食糧の絶對的不足といういみで更に最も原始的な過剰人口形態をつけ加え、人口問題への關心の再燃は取り残されていた産兒制限の普及を以つて恰も平和國家再建のための萬能藥であるかの如くにさえ考へさせるに到つた。乍併、この過剰人口はその現象形態においてこそ極めて原始的であるが、その本質においては寧ろ過去數十年に互る日本資本主義發展の總括的決算とも稱すべきもので、その基本的構造的な過剰人口傾向を破局的な形態において顯在化したといういみでこそ意味がある。いゝかえれば近代社會の生成期に特有な過剰人口傾向がそのまゝ永く持続し宿弊化されてその

政治的な結末が今日の過剰人口状態にまで顕在化したのだと考へるのを至當としよう。そして末期的な人口危機への杞憂がこゝでは却つて顯在的な過剰人口の姿で實感されているといつてよいのである。

對策はそれだけ積極的かつ基本的でなければならぬ。我が國近代社會の構造的な變革を出發點とするものでなければならぬ。過剰人口を低賃金勞働の資源として利用することはすでに不可能でもあり、また二度と過去のあやまちを繰り返すべきでもない。健全な民主主義的基盤の上に國民生活再建の方途を講ずる以外に生きる途はないわけで、まさしくこの近代國家の世界史的な動向への自覺を我が國現下の人口問題は強要し且つ要請するのである。たゞその方途が多難で且つその効果が相當に遠い將來にしか期待し難いところから、人々は躁急な過剰人口對策を模索する。産兒制限の普及をこの國難打開の萬能藥視する傾向もその一つの現われに外ならないが、近代市民としての永い精神的訓練を前提とするこの市民的教養が恰もモンペをスカートにはきかえるように無難に身につけることができたとしても、それが當面の食糧問題の解決に何程の實效があるかは多少の統計的計算の勞をいとわれないならば極めて明瞭なことである。いうまでもなく個々の家庭にとつては一回の妊娠と一人の出生兒の存否は特に我が國今日の世情にあつて極めて重大な事件である。産兒制限は一段と今後に普及をみるに相違なく、その正しい指導と啓蒙とが差し當つての緊要事であることはいうまでもないが、しかし人口政策的觀點から要望せられる本格的な産兒制限思想の普及と實行とは單なる啓蒙的指導の能くしうるどころではないことを特に銘記せねばなるまいと思う。(昭和二二・九・二五)

## 昭和二十五年までの

### 推計將來人口の改算

館 稔

上 田 正 夫

窪 田 嘉 彰

高 木 尙 文

#### 一、推計將來人口改算の事情

我々が本誌前號で分析した<sup>1)</sup>經濟安定本部統計研究會の昭和二十五年までの推計將來人口が、その後の新しい資料に基いて改算せられた。本研究所において改算の作業を擔當した關係上、我々は以下簡単にこれを説明して参考にしようと思う。

昭和二十一年八月、第一次推計將來人口(本誌前號で分析したもの。以下このように略稱する。)が發表せられて以來、我々は、常に事實と推計との差について検討をおこたらなかつた。上掲の稿において我々は、昭和二十一年末に至るまでの検討の結果を略説しておいた。今、その後の結果をあわせてその要點を列記すると次の如くである。

(一) 昭和二十一年十月一日現在で、事實は第一次推計の中央の値よりも八萬余多かつた。この差は事實の〇・一一%に當つてゐる。

政治的な結末が今日の過剰人口状態にまで顕在化したのだと考へるのを至當としよう。そして末期的な人口危機への杞憂がこゝでは却つて顯在的な過剰人口の姿で實感されているといつてよいのである。

對策はそれだけ積極的かつ基本的でなければならぬ。我が國近代社會の構造的な變革を出発點とするものでなければならぬ。過剰人口を低賃金勞働の資源として利用することはすでに不可能でもあり、また二度と過去のあやまちを繰り返すべきでもない。健全な民主主義的基盤の上に國民生活再建の方途を講ずる以外に生きる途はないわけで、まさしくこの近代國家の世界史的な動向への自覺を我が國現下の人口問題は強要し且つ要請するのである。たゞその方途が多難で且つその効果が相當に遠い將來にしか期待し難いところから、人々は躁急な過剰人口對策を模索する。産兒制限の普及をこの國難打開の萬能藥視する傾向もその一つの現われに外ならないが、近代市民としての永い精神的訓練を前提とするこの市民的教養が恰もモンペをスカートにはきかえるように無難に身につけることができたとしても、それが當面の食糧問題の解決に何程の實效があるかは多少の統計的計算の勞をいとわれないならば極めて明瞭なことである。いうまでもなく個々の家庭にとつては一回の妊娠と一人の出生兒の存否は特に我が國今日の世情にあつて極めて重大な事件である。産兒制限は一段と今後に普及をみるに相違なく、その正しい指導と啓蒙とが差し當つての緊要事であることはいうまでもないが、しかし人口政策的觀點から要望せられる本格的な産兒制限思想の普及と實行とは單なる啓蒙的指導の能くしうる所ではないことを特に銘記せねばなるまいと思ふ。(昭和二二・九・二五)

## 昭和二十五年までの

### 推計將來人口の改算

館 稔

上 田 正 夫

窪 田 嘉 彰

高 木 尙 文

#### 一、推計將來人口改算の事情

我々が本誌前號で分析した<sup>1)</sup>經濟安定本部統計研究會の昭和二十五年までの推計將來人口が、その後の新しい資料に基いて改算せられた。本研究所において改算の作業を擔當した關係上、我々は以下簡単にこれを説明して参考にしようと思ふ。

昭和二十一年八月、第一次推計將來人口(本誌前號で分析したもの。以下このように略稱する。)が發表せられて以來、我々は、常に事實と推計との差について検討をおこなつた。上掲の稿において我々は、昭和二十一年末に至るまでの検討の結果を略説しておいた。今、その後の結果をあわせてその要點を列記すると次の如くである。

(一) 昭和二十一年十月一日現在で、事實は第一次推計の中央の値よりも八萬余多かつた。この差は事實の〇・一一%に當つてゐる。

(二) 昭和二十二年一月一日現在で、事實は第一次推計の中央の値よりも九七萬だけ少なかった。この差は事實の一・二七%に當つてゐる。

(三) 昭和二十二年四月一日現在で、事實は第一次推計の中央の値よりも五七萬だけ少なかった。この差は事實の〇・七三%に當つてゐる。事實と推計とが以上のような差を生じた主な理由は次の如くである。

(1) 引揚歸還の延期——第一次推計では昭和二十一年末までに引揚歸還を完了すると假定したが、事實は後に述べる如く遅れて來てゐる。

引揚歸還の延期による事實と推計との差が支配的に大きな地位をしめてゐる。上の(三)の如く、昭和二十二年四月一日現在の差が(二)の同二十二年一月一日現在の差よりも縮小してゐるのはそのためである。

(2) 日本人以外の人口の送還の停滯——第一次推計では、日本人以外の人口で退去を希望するものの送還は昭和二十一年九月末までに完了するものと假定したが、後に述べる如く非常に停滯した。

(3) 自然増加の擴大——出生は事實と推計と非常に接近してゐるが、死亡は推計よりも事實において著しく改善せられた。

要するに、事實と推計との差は割合から云えば極めて微細であつて、推計が最も多く事實から離れた昭和二十二年一月一日現在を見てもわずかに一・二七%に過ぎない。従つて、第一次推計は事實に對して今日なお極めて高い價値をもつてゐるのであつて、この點から必ずしも改算が必要であるとは云えない。また、昭和二十二年十月一日には臨時國勢調査が行われ、恐らく、全國についての男女年齢別の集計は同二十二年内に完了するであろう。この結果を待つて改算を行うのが正しく常道である。ところが、人口の實數は七千萬、八千萬という大きな數値である。事實との差の割合は微小であつても、その實數は、實際の行政上の企畫等に用うる場合には

相當大きな意味をもつて來る。しかも、現に、行政上の企畫に際してこのような要求が現われている。例えば、經濟安定本部における昭和二十三年度を初年度とし、三カ年にわたる經濟長期計畫の立案上の要求、農林省における米穀需給計畫上の要求等がそれである。かかる實踐上の要求がこの度の改算を促したというべきである。なお、理論的には、昭和二十二年十月一日の臨時國勢調査の結果に基づいて再び改算されるべきである。行政上の要求も恐らくこれと競合するであろう。

## 二、改算推計人口の改算方針と方法<sup>2)</sup>

### (一) 改算方針と推計の前提條件

改算は、極力必要なる最小限度に止め、第一次推計の方法をなるべく變更しない方針がとられた。この改算において新しく用いた資料は主として第一次推計人口推計以後關係各廳において作られたものであつて、改算時昭和二十二年七月二十日現在で利用し得るものであるが、未だ完全なるものとはいひ得ない。従つて、この改算も確定的なものとはいひれない。

第一次推計人口の前提條件はそのままとした。但し、第一次推計人口の前提條件第四號(四、海外在留邦人の引揚及び復員歸還は昭和二十一年内に、歸還希望者の日本退去は昭和二十一年九月末日までに完了すること)は、その後明らかに實情に適しなくなつたのでこれを取り止め、後に述べる如く、既往の事實に基づき推計をもつておきかえた。即ち、この改算推計人口の前提條件は次の如くである。

- (1) 廣汎なる地域にわたり地震、水害、凶作等の天災が起らぬこと。
- (2) その他豫測すべからざる非常の事態が起らぬこと。

(3) 一般に經濟狀態が漸次恢復の方向に向ふこと。

(4) 日本人人口の推計に重點を置くこと。

(二) 日本人人口の推計方法

1 推計方法

第一次推計人口と同様、基準人口の男女年齢別各歳人口に逐次生存率を適用して各年の人口構成を推計する方法がとられた。

2 推計地域

推計地域についても、第一次推計人口と同様昭和二十一年四月二十六日人口調査實施の地域とする。

3 推計期間

第一次推計と同様、昭和二十一年四月二十六日以降昭和二十五年十月一日に至る毎年十月一日現在。

4 推計基準人口

第一次推計と同様、昭和二十一年四月二十六日人口調査による男女年齢各歳別日本人人口(昭和二十一年六月二日現在訂正)總數七二、八七五、六〇二人、内男三四、七四九、一四七人、女三八、一二六、四五五人を基準とする。

5 推計基準人口の男女年齢各歳別人口の推計

前號の男女年齢各歳別人口は數え年であるから、これを滿年齢に換算した第一次推計の男女年齢各歳別人口をとつた。

第一次推計人口における基準人口の滿齡換算方法を參考としてかかげれば次の如くである。數え年X歳の人口を一月一日より四月末日までの出生の確率(大正十四年以降昭和九年に至る十年間の男女別平均)と五月一日以降十二月末日までの出生の確率との比によりて分ち、一月以降四

月までの出生のものは滿年齢(X-1)歳とし、五月以降十二月までの出生のものは滿年齢(X)歳とする。但し、男女滿年齢十歳までの人口については生存率の時間による變化が著しいから、各年齢毎の月別出生實數(人口動態統計による)に第六回生命表の生存率を乗じたものの比を以て數え年男女各歳人口により男女各滿年齢人口を推計し、これに基ずいて滿年齢人口を推計する。

6 自然動態の推計

A 出生

(a) 昭和二十一年五月以降同年九月までの出生數については總理廳統計局調による人口動態調査臨時特例及び人口動態統計速報の結果によることとしたが、使用に當つて若干の補正を施し、この期間の出生總數を七九・五萬とした。

(b) 昭和二十一年十月から同二十二年九月までの出生については、昭和二十一年十月から同二十二年四月までは總理廳統計局調の人口動態統計毎月概數を用い、同二十二年五月分は人口動態統計速報の結果を補正して用いた。更に事實の得られない昭和二十二年六月から同年九月までについては前記の期間の出生數から推計される年間出生率が三二・六%となるので、これと同率の出生があり、且つ從來見られた出生の季節的變動があるものと假定して推計した。これによる昭和二十一年十月から昭和二十二年九月までの出生總數は二四五萬となる。

(c) 昭和二十二年十月以降の出生については第一次推計の通り、昭和二十五年に至つて大正九年以降昭和十七年に至る出生率減退の直線傾向線の昭和二十五年の位置まで低下するものと假定し、昭和二十三年以降同二十五年までは直線的に低下するものとして補間すれば次の表の第一推計欄の

如き出生率を得る。

年次

第一推計

第二推計

昭和二十二年

三二・六%

三二・六%

昭和二十三年

三〇・六

二九・七

昭和二十四年

二八・六

二六・九

昭和二十五年

二六・五

二四・〇

(d) 昭和二十三年以降の出生率の減退傾向につき前號(c)の直線傾向線の代りに、大正九年以降昭和十四年に至る出生率減退の傾向線を用いれば前の表の第二推計欄の如くなる。この表の第一推計欄の數値を用いて第一推計を、第二推計欄の數値を用いて第二推計を行つた。

B 死亡

(a) 昭和二十一年五月以降同年九月までの死亡數については總理廳統計局調による人口動態調査臨時特例及び人口動態統計速報の結果によることとしたが、使用に當つて若干の補正を施し、この期間の死亡總數を五二萬とした。

(b) 昭和二十一年十月から同二十二年九月までの死亡については、昭和二十一年十月から同二十二年四月までは總理廳統計局調の人口動態統計毎月概數を用い、同二十二年五月分は人口動態統計速報の結果を補正して用いた。更に事實の得られない昭和二十二年六月から同年九月までについては前記の期間の死亡數から推計される年間死亡率が一六・二七%となり、これに對して基準人口に第六回生命表の死亡率( $q_x$ )を適用した場合の總死亡率が一六・〇一%となるので、この二つの總死亡率を比較すると極めて接近しているからこの期間を通じて死亡率は第六回生命表の( $q_x$ )が存続するものと假定する。生命表における男女年齢別死亡率の定義によつてこの推計ではすべて  $q_x$  と  $q_{x+1}$  との平均を以て  $X$  歳の死亡率と

し、これを1から引いて  $X$  歳の生存率として用いる。

(c) 昭和二十二年十月以降の死亡については、最近の事實に基ずく死亡率が比較的安定していることにかんがみ、以後、昭和二十五年十月に至るまで第六回生命表の  $q_x$  が持續するものと假定する。

(b) 海外からの引揚歸還者の死亡についてはすべて第六回生命表の  $q_x$  を適用して全人口の死亡にこれを含ましめた。

7 在外復員軍人の歸還及び海外居留民の引揚

A 引揚接護院の調査によれば、昭和二十一年五月以降九月までの在外復員軍人の歸還及び海外居留民の引揚はそれぞれ一一一萬、八六萬計一九六萬であつてこの數値を用いる。

B 前號と同様の資料によれば、昭和二十一年十月から同二十二年五月までの在外復員軍人の歸還及び海外居留民の引揚はそれぞれ二八萬、六三萬、計九〇萬であつてこの數値を用いる。

C 昭和二十二年六月以降における在外復員軍人の歸還及び海外居留民の引揚については、昭和二十一年十一月から同二十二年五月までの事實の一月平均歸還數八萬が持續するものと假定する。また引揚接護院の調査によれば、昭和二十二年五月末現在における在外復員軍人の殘留數は六六萬海外居留民の殘留數は三五萬、計一〇二萬であるから、昭和二十三年六月を以て引揚歸還を完了するものと假定する。

D 在外復員軍人の年齢構成については、第一次推計と同様、昭和二十一年四月二十六日現在人口につき男子兵役年齢の年齢別人口を、これに對應する女子の年齢別人口と比較し、昭和二十一年四月二十六日現在における在外未歸還復員軍人の年齢構成係數とし、これを基礎としてそれ以後における年齢の變化を考慮する。

E 引揚海外居留民の男女年齢別構成は、第一次推計と同様、在朝鮮居留民については昭和十九年二月二十二日人口調査による朝鮮在住日本人人口の男女年齢別構成によりこれを推計し、朝鮮以外の地域については昭和十五年十月一日國勢調査による海外在留日本人の男女年齢別構成によつてこれを推計する。

(三) 日本人以外の人口の推計方法

1 第一次推計と同様、昭和二十一年四月二十六日人口調査實施地域内に在る朝鮮人、臺灣省民、沖繩人及びその他の外國人にしてそれぞれ朝鮮、臺灣、沖繩及びその他の外國へ歸還を希望する者は昭和二十一年三月十八日現在をもつて厚生省において調査した登録歸還希望者數から引揚援護院調査による同年三月十八日以降四月二十五日に至る歸還者を控除して推計する。推計の結果は次の如くである。

- (イ) 朝鮮人 四四八千人
- (ロ) 臺灣省民 一一千人
- (ハ) 沖繩人 一四〇千人
- (ニ) その他の外國人 二千人

計 六〇二千人

2 第一次推計と同様、同人口調査實施地域内に在る、朝鮮人、臺灣省民及び外國人にして日本に残留を希望する者は同調査の結果及び内務省の調査によると次の如くである。

- (イ) 朝鮮人にして日本に残留を希望する者 一三三、三千人
- (ロ) 臺灣省民にして日本に残留を希望する者 六千人
- (ハ) 外國人にして日本に残留を希望する者 一八千人

計

二五七千人

3 引揚援護院の調査により、昭和二十一年五月以降九月までの日本人以外の人口の送還數は八萬とし、同二十一年十月以降同二十二年五月までの送還數は一二萬とする。現在の實狀にかんがみ昭和二十二年六月以降においては送還なきものと假定する。

4 事實上日本に残留する日本人以外の人口の自然増加は日本人の第一推計と同様であると假定する。

三、改算推計人口の結果とその分析

以上の方法によつて得た改算推計人口の結果とそれに基づいて第一次推計人口と同様に詳細に分析して得た結果の中の主要な事項のみを次にかかげよう。

(一) 改算推計人口の各年次總人口は第一表の通りで、昭和二十五年には最大値である第一推計は八、一八一萬で、最小値である第二推計は八、一四三萬である。昭和十年に較べると基準人口は六%多く昭和二十五年は一八%多い。

第一表 男女別推計人口

年次	總人口及び日本人人口		日本人人口	
	總數	人口	總數	人口
昭和三、四、五	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和六、七、八	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和九、一〇、一一	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和一二、一三、一四	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和一七、一八、一九	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和二〇、二一、二二	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和二五、二六、二七	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和三〇、三一、三二	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和三五、三六、三七	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和四〇、四一、四二	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和四五、四六、四七	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和五〇、五一、五二	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和五五、五六、五七	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和六〇、六一、六二	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和六五、六六、六七	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和七〇、七一、七二	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和七五、七六、七七	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和八〇、八一、八二	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和八五、八六、八七	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和九〇、九一、九二	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和九五、九六、九七	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三
昭和一〇〇、一〇一、一〇二	七、七〇六	七、七〇六	七、八三三	七、八三三

第一推計



少いが、昭和二十五年までに〇一四歳は實數、比率ともさらに一層少くなるのに對し五―九歳は實數は大となるが、比率は昭和十年よりも一層少くなつてゐる。以上の傾向は女の方が著しい。

(三) 總人口の各年次間の増加は基準時から昭和二十五年十月までの四年五カ月間に最大八〇七萬、最小七七〇萬に達する。この期間において日本人以外の人口は一六萬の減少を示しているから、自本人人口のみについてみると第二表の通り最大八二四萬、最小七八六萬という從來その比をみないほう大な増加を示している。

第二表 男女別推計人口の増加

期 間	實 數		率(各前年=100)		各期間増加中に男の割合
	男	女	男	女	
昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	二、一七九	三	三	七・三
昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	二、一七九	三	三	七・三
昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	二、一七九	三	三	七・三
昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	二、一七九	三	三	七・三

第一推計

昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	二、一七九	三	三	七・三
昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	二、一七九	三	三	七・三
昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	二、一七九	三	三	七・三
昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	二、一七九	三	三	七・三

第三表 男女別増加人口中にしめる復員及び引揚による増加

期 間	實 數		率(各前年=100)		自然増加	合 計		自然増加
	增加總數	復 員	引 揚	增加總數		復 員	引 揚	
昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	一、一〇七	八	三	二、三三三	一、一〇七	一〇〇・〇	二、三三三
昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	一、一〇七	八	三	二、三三三	一、一〇七	一〇〇・〇	二、三三三
昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	一、一〇七	八	三	二、三三三	一、一〇七	一〇〇・〇	二、三三三
昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	一、一〇七	八	三	二、三三三	一、一〇七	一〇〇・〇	二、三三三

第二推計

昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	一、一〇七	八	三	二、三三三	一、一〇七	一〇〇・〇	二、三三三
昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	一、一〇七	八	三	二、三三三	一、一〇七	一〇〇・〇	二、三三三
昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	一、一〇七	八	三	二、三三三	一、一〇七	一〇〇・〇	二、三三三
昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	一、一〇七	八	三	二、三三三	一、一〇七	一〇〇・〇	二、三三三

中央數値

昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	一、一〇七	八	三	二、三三三	一、一〇七	一〇〇・〇	二、三三三
昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	一、一〇七	八	三	二、三三三	一、一〇七	一〇〇・〇	二、三三三
昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	一、一〇七	八	三	二、三三三	一、一〇七	一〇〇・〇	二、三三三
昭三、四、一―三、一〇、一	二、三三三	一、一〇七	八	三	二、三三三	一、一〇七	一〇〇・〇	二、三三三

(1) この中復員者の歸還が第三表の通り二〇四萬で増加總數の二五―二六%をしめ、居留民の引揚が一八三萬で二二―二三%をしめてゐるので、この兩者による増加が三八七萬となり、自然増加は第一推計は残りの四三六萬で増加總數の五三%、第二推計では三九八萬で同じく五一%に當つてゐる。

(2) 増加總數の六四―六五%は男人口の増加で最大五二八萬、最小五〇九萬に上り、女人口の増加は二七六―二九五萬で男の半分に過ぎない。(以下數項については文末の第一圖及び第二圖参照。)

昭三、四、六—五、一〇、一  
 第二推計  
 八、三七七  
 二、〇四二  
 一、八八八  
 四、四四四  
 一〇〇・〇  
 三、四八八  
 三、三三三  
 五、〇〇〇

昭三、一〇、一—三、一〇、一  
 昭三、四、六—五、一〇、一  
 七、八七七  
 三、〇四五  
 一、八八八  
 三、九八五  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 三、三三三  
 三、三三三  
 五、〇〇〇

(b) 男

昭三、四、六—三、一〇、一  
 昭三、一〇、一—三、一〇、一  
 第一推計  
 一、二七七  
 一、四八八  
 四〇三  
 四〇三  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇

第一推計

昭三、一〇、一—三、一〇、一  
 昭三、四、六—五、一〇、一  
 第二推計  
 一、二七五  
 五、三六五  
 二、〇四五  
 一、〇四五  
 二、三五五  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇

第二推計

昭三、一〇、一—三、一〇、一  
 昭三、四、六—五、一〇、一  
 一、一四一  
 五、〇九二  
 三、〇四五  
 一、〇一五  
 三、〇三三  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇

(c) 女

昭三、四、六—三、一〇、一  
 昭三、一〇、一—三、一〇、一  
 第一推計  
 五、二〇  
 六、四  
 三、三  
 六、三  
 六、三  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇

第一推計

昭三、一〇、一—三、一〇、一  
 昭三、四、六—五、一〇、一  
 第二推計  
 六、四  
 二、九五三  
 一、八三  
 二、二九  
 二、二九  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇

第二推計

昭三、一〇、一—三、一〇、一  
 昭三、四、六—五、一〇、一  
 七、一  
 二、七五五  
 一、八三  
 一、九五  
 一、九五  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇  
 一〇〇・〇

(a) 男の増加の中三九—四〇%に當る二〇四萬は復員により、一九—二〇%に當る一〇二萬は引揚による増加であるから、自然増加は残りの四〇—四二%に當り最大二二三萬、最小二〇三萬となつてゐる。

(b) 女の増加の中二八—二九%に當る八一萬は引揚による増加であるから、自然増加は残りの一九五—二一四萬であつて、男との差は少ない。

(3) 増加人口を年齢三區分別にみれば第五表の通りである。即ち

(a) 老年人口は各年次間一〇萬前後で増加數に大した差を示さず全期間の増加は四六萬であるが、幼少年人口は昭和二十一年十月—二十二年十月の五八萬を最大として次第に増加數を減じ、第一推計では昭和二十四—二十五間に、第二推計では昭和二十三—二十五間に絶對減少となつて全期

間に前者は一二二萬、後者は八四萬の増加を示している。

(b) しかるに生産年齢人口は昭和二十一年四月―十月の増加が最も多くて一九二萬、昭和二十一年十月―二十二年十月に一七六萬、昭和二十二―二十三年に一四〇萬の増加で以後の二カ年に各七〇萬餘を増して増加數を減ずるとはいへ全期間増加は六五五萬の多きに達する。

(c) 従つて全期間についてみれば増加總數の中老年人口の増加は六%、幼少年人口は一一・一五%なのに對し、生産年齢人口は八〇―八三%に上る。

(4) 生産年齢人口の増加は男では増加總數の八四―八七%に上り、女でも増加總數の七二―七七%に上つており、各期間とも増加總數の中の大部分をしめている。

(a) 生産年齢人口の増加中男のしめる割合は昭和二十三年までは常に六〇%を超え、全期間平均しても六七%に達して、女の増加は男の半分を過ぎない。

(b) さらに全期間の男の増加四四二萬の中四六%に當る二〇四萬は復員により、一六%に當る七一萬は引揚による増加で、自然増加は残りの三八%、一六六萬に過ぎない。女の増加二一四萬の中二五%に當る五二萬は引揚による増加で、自然増加は残りの七五%、一六一萬となつてゐる。

(c) 従つて女では昭和二十二年十月までの増加は四六%で、各期間別にそれほどかたよつた増加ではないのに、男では昭和二十二年十月までに六一%、昭和二十三年までの増加が八三%に達している。

(5) 生産年齢人口の増加を年齢五歳階級別にみると、

(a) 男の二〇―二九歳の全期間の増加は二五七萬、五八%をしめており、一五―一九歳、三〇―三九歳の各年齢階級もこれについて増加數が多

い。いうまでもなく復員、引揚による増加はこれらの年齢に集中してゐて、二〇―二四歳では全増加の四四%、二五―二九歳は七四%をしめてゐるが、その上自然増加も實數からみると各々七四萬、二三萬で相當多い。

(b) 女も二〇―二九歳の増加が九二萬で四三%をしめ、三五―三九歳、四〇―四四歳の増加が他の年齢階級に比しやや多い。引揚による増加は二〇―二四歳が二七%、二五―二九歳が一九%に過ぎないが、實數としては他の年齢階級よりも多く、自然増加も又、最も多くなつてゐる。

(c) 従つてこれらの年齢階級においては、昭和二十二年又は二十三年までの増加が全期間の中の大部分をしめることとなつてゐる。

(6) 幼少年人口の中で、

(a) 〇―四歳の増加は全期間に第一推計では六三萬であるが、第二推計ではその四割にもみまない二五萬である。この中引揚を除けば、自然増加は第一推計は三九萬であるが、第二推計は一萬餘に過ぎない。いうまでもなく推計の假定である出生率の相異に基づいてゐる。

(b) 五―九歳の増加はこれより多く六九萬に上り、昭和二十三―二十四年に多少の減少を示すとはいへ、なお自然増加は五二萬の多きに上つてゐる。

(c) 一〇―一四歳は昭和二十二年以降ほとんど毎年減少を示して全期間に九萬の絶対減少となつており、引揚による増加を考えれば自然増加は二萬の減少となつてゐるのは戦時中の出生減退によるものである。

(四) 増加率についてみると第二表の通り日本人人口の増加率は全期間に第一推計一一三%、第二推計一〇八%を示しており、戦前の國勢調査間の増加率中最も高い大正十四―昭和五年の七九%に比して約一・四倍に當

つてゐる。

(1) これを期間別、男女別にみると第二表の通り、

(a) 昭和二十一年四月―十月の五カ月間に三一%、次の一カ年間に三三%の高率を示し、次の一年間には二二%となるが、以後の二年間にはこの約半分となり、昭和十―十五年の年幾何平均増加率一一%にほぼ近くなる。

(b) 全期間における男の増加率は第一推計一五二%、第二推計一四七%で、女の増加率(それぞれ七七%、七三%)の二倍に上つてゐる。

(2) 年齢三區分別にみると第五表の通り、

(a) 老年人口の増加率は全期間に八一%で、昭和五―十年の同年齢の増加率七七%に近い。男は女に比してやや高いが、各年次間においてそれほどかたよつた率は示していない。

(b) しかし幼年人口は第一推計四七%、第二推計三二%で、昭和五―十年のこの年齢八三%に較べればそれぞれ六割、四割に過ぎない。男は女よりもやや高い程度であるが、次第に率を減じて昭和二十五年に近づくに従い減少を示すに至る。

(c) これらに對して生産年齢人口増加率は全期間に一六〇%で、同年齢人口の戦前の國勢調査間における最高率である大正十四―昭和五年の八六%の約二倍という高率である。特に男は二三三%で女の九七%の二・四倍の高率を示し、女は大正十四―昭和五年の八五%よりもやや高い程度なのに對し、男は同期間の八八%の二・六倍に上つてゐる。

かくて男は昭和二十三年までの各期間の増加率は以後のその二倍以上

の高率となつていて、男女増加率の差もこの期間に甚だしく、昭和二十三年以後になつて漸く男女ほぼ同様となる。

(3) さらにこれを五歳階級別にみると、

(a) 生産年齢人口の中二〇―二四歳、二五―二九歳の増加率は全期間にそれぞれ二八三%、三八三%という高率である。この年齢階級でも女はそれぞれ一一四%、一八五%で、他の年齢階級との差はそれほど大きくないが、男はそれぞれ五一五%、六九二%で他の年齢階級に比してはるかに高く、過去に例をみない高率を示している。その他では三〇―三九歳、五〇―五四歳の各年齢階級が一〇〇%臺の増加率を示している。四〇―五四歳の各年齢階級のみは女の増加率が男よりも高い。

(b) 幼年人口の中、〇―四歳は全期間に第一推計は六九%で、同年齢の大正十四―昭和五年の九〇%よりは低く、第二推計は二七%で戦前の最低である昭和五―十年の三五%よりも低率である。五―九歳は八一%で昭和五―十年の九八%よりも低くなつてゐる。しかるに一〇―一四歳のみは昭和二十二年以後毎年減少で、全期間に一一%の減少となつてゐるのは過去に例がない。幼年人口の増加率は各年齢階級とも男女の差はわずかで、男の方が女よりもやや高い程度である。

(c) 老年人口の中では七五―七九歳の増加率が全期間に二六二%で最も高く、七〇―七四歳の一一六%がこれに高い。六〇―六四歳、八〇歳以上を除いては女の増加率の方が男よりも高い。

#### 第四表 男女年齢五歳階級別推計人口の構成

#### A 第一推計

昭和二十五年までの推計將來人口の改算



五—一九歲	四、九六	四、三八三	四、五三	四、六四	四、七九	四、六四	五、九〇	五、八四	五、八三	五、七三
一〇—一四歲	四、三六	四、四〇三	四、四五	四、四〇	四、三三〇	四、三三	五、九八	五、八六	五、七〇	五、三三
一五—一九歲	三、九七	四、〇〇九	四、一七	四、三六	四、三五六	四、二八六	五、三三	五、三〇	五、三〇	五、二八
二〇—二四歲	三、五〇	三、〇四一	三、四〇〇	三、六九	三、七六八	三、八四九	四、〇五	四、〇六	四、〇六	四、〇九
二五—二九歲	一、八六	二、三五三	二、四八二	二、八二五	二、九四〇	三、〇七三	三、四〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇
三〇—三四歲	一、九六	二、三六〇	二、四八二	二、五〇〇	二、四八七	二、五八	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
三五—三九歲	二、〇七	二、三五	二、三三	二、四〇〇	二、四三五	二、四九	二、七	二、六	二、六	二、六
四〇—四四歲	二、〇四	二、〇四三	二、〇六四	二、一〇七	二、一五〇	二、一九	二、七	二、六	二、六	二、六
四五—四九歲	一、八六	一、八七九	一、九四八	一、九七三	一、九八八	一、九八一	二、〇九	二、〇七	二、〇七	二、〇七
五〇—五四歲	一、五六	一、五五	一、六〇五	一、六四九	一、六七四	一、六九	二、〇九	二、〇七	二、〇七	二、〇七
五五—五九歲	一、二七	一、三六	一、三三	一、三〇〇	一、三三〇	一、三六〇	一、七	一、六	一、六	一、六
六〇—六四歲	九、五	一、〇〇	一、〇〇三	一、〇三八	一、〇九	一、〇九	一、一	一、一	一、一	一、一
六五—六九歲	七、五	七、三	七、三	七、五	七、九	七、八	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
七〇—七四歲	四、七	四、五	四、四	四、四	四、五	四、五	〇、六	〇、六	〇、六	〇、六
七五—七九歲	二、四	二、四	二、四	二、七	二、二	二、二	〇、六	〇、七	〇、六	〇、六
八〇歲 以上	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、一	一、一	〇、四	〇、四	〇、三	〇、三
(c) 女	八、二六	八、六七	九、〇一	四、三〇	四、六八	四、〇七	五、三	五、四	五、〇	五、〇
〇—一四歲	二、九五	二、〇八五	二、三六四	二、四九三	二、五四五	二、五四	一、七	一、七	一、七	一、七
一五—一九歲	三、二四	三、二九四	三、三九四	三、三三四	三、三六八	三、四〇七	三、六	三、六	三、六	三、六
六〇歲 以上	三、三四	三、三五	三、三三	三、三七	三、三五	三、四四	四、四	四、四	四、三	四、三
〇—四歲	四、四六	四、四八〇	四、六〇	四、六七五	四、六三	四、七六	五、九	五、九	五、九	五、九
五—九歲	四、〇三	四、一六四	四、四八	四、五〇三	四、六八	四、五八	五、七	五、七	五、七	五、七
一〇—一四歲	四、八三	四、三三〇	四、三三七	四、三五	四、三五	四、三三	五、八	五、七	五、七	五、七
一五—一九歲	三、九八	四、〇三七	四、二六	四、一四	四、一六	四、一三	五、四	五、三	五、三	五、三
二〇—二四歲	三、四四	三、五六五	三、六九	三、七七	三、八四	三、八〇	四、七	四、七	四、七	四、七
二五—二九歲	二、八四	二、九一九	三、〇三九	三、一七一	三、二八七	三、三五	四、七	四、七	四、七	四、七
三〇—三四歲	二、六九	二、六七八	二、七四	二、七九	二、七〇九	二、七七一	三、九	三、九	三、九	三、九
三五—三九歲	二、三六	二、四四	二、五四	二、五三	二、五六	二、六〇	三、六	三、六	三、六	三、六
四〇—四四歲	二、〇三	二、〇三	二、〇七	二、一四	二、一五	二、一五	二、七	二、七	二、七	二、七

昭和二十五年までの推計將來人口の改算



三五―三九歳	六・六	六・六	六・三	三・四	三・三	三・一	三・三	三・三
四〇―四四歳	五・四	五・四	五・五	二・六	二・六	二・七	二・六	二・七
四五―四九歳	四・九	四・九	四・九	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四
五〇―五四歳	四・八	四・三	四・七	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇
五五―五九歳	三・四	三・三	三・六	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六
六〇―六四歳	二・四	二・七	二・八	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
六五―六九歳	二・〇	二・九	二・七	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九
七〇―七四歳	一・五	一・五	一・五	〇・七	〇・七	〇・七	〇・七	〇・七
七五―七九歳	〇・七	〇・七	〇・八	〇・元	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
八〇歳以上	〇・四	〇・四	〇・四	〇・二	〇・四	〇・四	〇・六	〇・七

2 中央 數 值 (五歳以上は第一推計と同様であるから省略する)

(イ) 實 數 (單位 一〇〇人)

總 數	七九,三〇	八〇,〇六	八〇,九三	三九,一三	三九,五五	三九,九八	四〇,一八	四〇,六三	四〇,九八
〇―四 歳	九,四三	九,四七	九,四八	四,七五	四,七三	四,八一	四,六五	四,六五	四,六七
〇―一四 歳	三七,三七	三七,三九	三七,二二	一三,八〇	一三,八四	一三,九二	一三,四五	一三,四五	一三,四九
(ロ) 判 合 (各年次總人口 一〇〇,〇〇)									
總 數	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	四九,三三	四九,三三	四九,三三	五〇,六七	五〇,六七	五〇,六七
〇―一四 歳	三三,〇九	三三,〇九	三三,〇九	一七,〇三	一七,〇三	一七,〇三	一六,八九	一六,八九	一六,八九
一五―一九 歳	三〇,〇一	三〇,〇一	三〇,〇一	一六,八三	一六,八三	一六,八三	一六,八三	一六,八三	一六,八三
六〇歳以上	七,七九	七,七九	七,七九	三,三三	三,三三	三,三三	三,三三	三,三三	三,三三
〇―四 歳	二・九	二・九	二・九	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
五―九 歳	二・四	二・四	二・四	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
一〇―一四 歳	一〇・九	一〇・九	一〇・九	五・五	五・五	五・五	五・五	五・五	五・五
一五―一九 歳	一〇・五	一〇・五	一〇・五	五・三	五・三	五・三	五・三	五・三	五・三
二〇―二四 歳	九・六	九・六	九・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六
二五―二九 歳	七・五	七・五	七・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五
三〇―三四 歳	六・五	六・五	六・五	三・一	三・一	三・一	三・一	三・一	三・一
三五―三九 歳	六・三	六・三	六・三	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇

昭和二十五年までの推計將來人口の改算





一五—五九歲	三五〇	六九	四九	三五	七三	二、三	一六	七六	六	七六
六〇歲以上	一五	英	五	查	兜	五	五	七	一	六
〇—四歲	一五	一元	查	三	一三	三〇〇	三	四	元	七
五—九歲	八	二	查	三	一〇	三〇〇	三	三	元	六
一〇—一四歲	六	六	查	三	四	三五	三	三	元	六
一五—一九歲	兜	八	三	三	三	一五	三	三	元	三
二〇—二四歲	八	二七	七	查	三	一四	三	三	元	三
二五—二九歲	三	二〇	一三	二六	八	五八	三	三	元	三
三〇—三四歲	元	兜	六	〇	△	一三	二	三	元	三
三五—三九歲	查	充	元	三	△	三四	〇	六	元	三
四〇—四四歲	〇	元	五	七	三	三三	〇	六	元	三
四五—四九歲	三	三	元	七	三	一九	〇	六	元	三
五〇—五四歲	四	三	元	七	三	一九	〇	六	元	三
五五—五九歲	二	三	七	〇	三	四	二	六	元	三
六〇—六四歲	一	五	七	三	三	四	二	六	元	三
六五—六九歲	四	五	八	四	五	六	一	五	元	三
七〇—七四歲	三	八	五	〇	三	五	〇	四	元	三
七五—七九歲	〇	六	三	三	三	六	〇	三	元	三
八〇歲以上	一	二	五	四	一	三	三	三	元	三

B 第二推計 (五歲以上は第一推計と同様であるから省略する)

(a) 總數	二、三七	二、四一	一、七三	八三	六四	七、七	三	三	三	三
〇—四歲	元	六六	充	一〇	四	三	三	三	元	三
〇—四歲	三七九	五九	三〇	三	三九	八六	二	三	元	三
(b) 男	一、七	一、四八	一、二四	四二	三五	五、九	五	五	四	五
〇—四歲	一四	二七	七	六	三	一四	三	三	元	三
〇—四歲	一四	三〇	一七	六	三	一四	二	三	元	三
(c) 女	五〇	九四	一〇	四一	三〇	一、七	三	三	元	三
〇—四歲	二五	三九	三	四	三	二、七	三	三	元	三
〇—四歲	二五	三九	三	四	三	二、七	三	三	元	三

C 中央數値 (五歳以上は第一推計と同様であるから省略する)

〇—一四歳	一五	三九	五九	九	△	二二	三七	一〇	三	七	△	一	△	八	三〇
(a) 總數	三、三〇	二、四三	一、七四	八、六	七	八、〇四	三	三	三	三	三	三	三	三	三
〇—四歳	元	三六	一三	△	七	二六	三	三	元	二	△	〇	二	九	二〇
〇—一四歳	三九	五九	三六	△	一六	一、〇六	二	二	三	九	△	△	五	五	四
(b) 男	一、七七	一、四八	一、二天	一、〇〇	三三	五、一八	三	三	四	三	三	三	三	九	一、〇
〇—四歳	一四	一七	一〇	△	四	三三	三	三	三	二	△	九	一	五	三
〇—一四歳	一四	三〇	一四	△	九	三〇	二	二	三	九	△	△	四	四	三
(c) 女	五〇	九〇	七七	△	一〇	二、八	三	三	三	一	△	三	三	三	三
〇—四歳	一五	一元	〇	△	三	三六	三	三	元	二	△	二	二	九	三
〇—一四歳	一五	三九	二三	△	三	四〇	三	三	三	二	△	△	二	五	三
(五)	以上のような増加の中で自然増加のみに注目すると、昭和二十一年四月—十月の五ヵ月間に二七萬であるが、昭和二十一年十月—二十二年十月には一二三萬という大きな數に上つてゐる。つづく三年間にはほぼ過去の例に近い増加數となり、第一推計は一〇九萬、九六萬、八一萬となつて、全期間には四三六萬を示し、昭和二十六年五年間の自然増加四三四萬或は昭和二十六年の四三三萬に近い増加數である。一方第二推計は昭和二十二年—二十五年の三年間に一〇二萬、八三萬、六二萬と減退の度が第一推計よりもやや強く、全期間には三九八萬となり、大正十一—昭和元年の自然増加三九六萬にほぼ近い増加數を示している。														

第六表 女子の年齢別特殊出生率 (各年齢女子人口一、〇〇〇に付)

年齢	昭和二十二年		昭和二十三年		昭和二十四年		昭和二十五年		昭和二十二年
	本	推計	本	推計	本	推計	本	推計	
一五歳	〇・五	〇・九	〇・六	〇・八	〇・七	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六
一六歳	四・八	三・三	三・八	三・五	三・五	三・三	三・三	三・三	四・三
一七歳	二・五	一〇・元	一〇・八	九・四	九・六	八・八	八・五	八・三	二・八
一八歳	七・五	六・六	五・元	四・六	三・八	三・三	三・〇	三・〇	六・七
一九歳	五・七	五・〇	四・六	四・六	四・六	四・三	四・三	四・三	五・〇
二〇歳	九・八	九・〇	八・三	八・三	八・三	七・五	七・五	七・五	一〇・三
二一歳	一四・元	一三・六	一三・九	一三・元	一二・五	一二・七	一二・七	一二・七	一四・九
二二歳	一八・八	一七・八	一七・八	一七・八	一七・八	一七・八	一七・八	一七・八	一八・九
二三歳	三四・七	三〇・三	二九・七	二八・七	二八・七	二七・七	二七・七	二七・七	三六・七
二四歳	三三・〇	三二・五	三二・五	三二・五	三二・五	三二・五	三二・五	三二・五	三六・七
二五歳	三四・〇	三三・八	三三・八	三三・八	三三・八	三三・八	三三・八	三三・八	三四・八

次に前號に平行してこの推計において假定した出生率と死亡率とによつて將來人口の再生産率を算定し、人口再生産の見地から、ここに假定した出生率と死亡率とが増殖力の變動上もつ意義を明らかにしようと思ふ。

まず改算による昭和二十二—二十五年における女子の特殊出生率をかかげると第六表の如くである。

二六歳	三三・三	三六・四	三三・七	三三・〇	一九・四	一四・八	一六・四	一五・七
二七歳	三三・四	三六・六	三三・九	三〇・六	一七・六	一五・三	一四・九	一四・五
二八歳	三三・九	三三・四	三五・八	三〇・四	一四・四	一八・五	一七・六	一五・六
二九歳	三三・五	三二・七	三一・七	三〇・九	一九・八	一八・七	一六・八	一五・五
三〇歳	三三・四	三〇・四	二四・五	一五・九	一八・六	一七・四	一六・五	一五・七
三一歳	三三・五	三三・六	一七・四	一八・四	一七・五	一七・四	一七・六	一七・六
三二歳	三三・六	一五・五	一九・九	一八・四	一七・三	一七・〇	一五・三	一四・五
三三歳	一八・七	一八・八	一八・三	一七・五	一七・五	一七・元	一四・六	一三・五
三四歳	一七・七	一五・九	一七・三	一七・四	一七・五	一七・九	一五・八	一四・四
三五歳	一七・三	一四・六	一五・八	一五・八	一四・四	一四・四	一三・八	一三・三
三六歳	一六・九	一五・七	一四・三	一四・五	一三・四	一三・四	一三・三	一三・四
三七歳	一四・五	一四・〇	一五・九	一三・〇	一三・六	一三・九	一三・九	一三・六
三八歳	一三・四	一七・六	一三・四	一八・五	一三・四	一三・八	一三・六	一三・六
三九歳	一三・六	一三・三	一九・七	一五・四	一三・八	一三・六	一三・七	一三・九
四〇歳	一三・三	一三・七	一三・九	一三・八	一三・五	一三・七	一三・三	一三・三
四一歳	一三・三	一三・八	一三・八	一三・五	一三・四	一三・六	一三・七	一三・八
四二歳	一三・四	一三・七	一三・三	一三・五	一三・三	一三・四	一三・六	一三・六
四三歳	一三・三	一三・九	一三・四	一三・五	一三・四	一三・五	一三・七	一三・七
四四歳	一三・六	一三・四	一三・六	一三・五	一三・三	一三・四	一三・五	一三・五
四五歳	一三・七	一三・九	一三・五	一三・四	一三・三	一三・四	一三・五	一三・五
四六歳	一三・九	一三・七	一三・四	一三・三	一三・二	一三・三	一三・四	一三・四
四七歳	一三・五	一三・七	一三・三	一三・四	一三・三	一三・四	一三・五	一三・五
四八歳	一三・三	一三・六	一三・三	一三・三	一三・三	一三・四	一三・五	一三・五
四九歳	一三・二	一三・三	一三・四	一三・二	一三・二	一三・三	一三・四	一三・五

この第六表によつて總再生産率を算定すると第七表の如くである。

第七表 推計人口における總再生産率比較

昭和五年	二・三〇一
昭和十二年	二・二一七
昭和二十二年	二・〇九五
昭和二十三年	一・九六八
昭和二十四年	一・八二七
昭和二十五年	一・六七九
第一推計	一・五二〇
第二推計	一・五二〇

この結果を第一次推計において算定した總再生産率と比較するとき、それぞれの推計において假定された出生率の變化に對應した變動を示している。

(二) 純再生産率

各年次を通じて1xとして第一、第二推計とも第六回の生命表の1xを用いればよいから、これを用いて純再生産率を算定すれば第八表の如くである。

第八表 推計人口における純再生産率

大正十四年	一・五四八
昭和五年	一・五二四
昭和十二年	一・四八三
昭和二十二年	一・四六七
昭和二十三年	一・三七八
昭和二十四年	一・二七九
昭和二十五年	一・二七五
第一推計	一・〇六四
第二推計	一・〇六四

年次 第一推計 第二推計  
大正十四年 二・四九一

上表によれば第一、第二推計とも十分に人口再生産の能力を有し、出生率は相當急速度の減退を假定しているにかかわらず、死亡率の低下が一層急激なため、人口再生産の見地からみた人口増殖力の減退は戦前に比すれば著しいとしても未だ一を割らない結果となる。

五、改算推計人口と第一次推計人口との比較

以上においてこの改算推計人口の結果を概観したわけであるが、さらに第一次推計人口と比較してみると次の如くである(第九表参照)。

(一) 日本人人口

まず日本人人口のみについてみるに、昭和二十一年十月においては改算推計人口は、前に記した通り昭和二十一年四月二十六日の人口調査人口を基礎とし、これに昭和二十一年五月九月各月の日本人の自然増加及び引揚、歸還の實績を加除して推計したものであるが、これは第一次推計人口に較べて總數で四四萬、男で三八萬、女で六萬、何れも少くなつてゐる。

昭和二十二年においては第一推計では總數が八萬、男が四一萬何れも少く女のみ三四萬多しのに對して、第二推計は男のみ三七萬少く、總數は二萬、女は三九萬多い。昭和二十三年以降は第一、第二兩推計とも同様な傾向を示し、第一次推計人口に比較し、改算推計人口が、總數男女とも急激に多くなつており、昭和二十三年では總數一一〇一三三七萬、男四五五一五八萬、女六五一一八〇萬、昭和二十四年では總數一三三三萬一一八六萬、男五六一八〇萬、女七七一一〇六萬、昭和二十五年では總數一二九一二二六萬、男五四一九四萬、女七五一一二二萬と何れも多い。このことは第一〇萬で明らかな如く、昭和二十一年十月においては、第一次推計人口の場合の

第九表 改算推計人口と第一次推計人口との比較 (單位 一〇〇〇人)

年次	總數		男		女	
	改算推計人口	第一次推計人口	改算推計人口	第一次推計人口	改算推計人口	第一次推計人口
(一) 日本人人口						
昭和二十一年	七三、七六	七三、八六	三三、七〇	三三、七〇	三〇、〇六	三〇、一〇
昭和二十二年	五五、二三	五五、五五	二四、〇三	二四、〇三	三一、二〇	三一、二〇
昭和二十三年	一一〇、一三	一一〇、一三	四五、五八	四五、五八	六四、五五	六四、五五
昭和二十四年	一三三、三三	一三三、三三	六五、一八	六五、一八	六八、一五	六八、一五
昭和二十五年	一二九、一二	一二九、一二	六二、一五	六二、一五	六七、〇〇	六七、〇〇

自然増加が改算推計人口では、死亡率の改善によつて、相當増加しているにかかわらず、日本人の引揚、歸還がそれ以上に少かつたことによるものであり、昭和二十二年でも改算推計人口の少いのは引揚、歸還の減を自然増加の増が超過していても、それが、前年の減少を相殺出来なかつたことによるものである。昭和二十三年における急増は自然増加の増に引揚、歸還が加算されたことにより、昭和二十四、二十五年においては、前年からの増加の持越しと自然増加とによつて右のような増加となつてゐる。

昭和二十五年における改算推計人口と第一次推計人口との差を年齢三區分別にみると、生産年齢人口は一四一三四萬程度で最も少く、老年人口は二五一一三六萬でこれに對してやや多い。これに對し幼年人口は第一推計で九〇萬、第二推計では一四七萬の多きに達している。即ち改算推計人口は第一次推計人口の第二推計人口に比して死亡率改善の度が強くなつてゐるあらわれとみられる。基準人口は同一であるから昭和二十五年の比較は同時に昭和二十一―二十五年の増加數の開きをも示している。即ち第一推計が一二九萬、第二推計は二一七萬で、この差の中最も大きいのは幼年人口が、第一次推計人口と著しく異なつた點で改算推計人口では第一次推計人口の第二推計における如き絶対減少を示すことはない。

(△は減)

第一推計

昭	二二、一〇、一	七、五〇四	七、六四一	△	七	三七、九〇四	三六、七六六	△	四三	元、六〇一	元、三五五	三五
昭	二三、一〇、一	九、三〇四	九、三〇四	一、一〇一	一、一〇一	元、三九	三六、六九	△	四〇	四〇、三〇四	元、五〇四	三五
昭	二四、一〇、一	八、〇三三	七、九七	一、三六	一、三六	元、六〇四	元、〇六五	△	五九	四〇、六七	元、九三	七七
昭	二五、一〇、一	八、二二	九、八四	一、六九	一、六九	四〇、〇〇四	元、四三	△	五四	四一、〇七八	四〇、三三	七七
昭	二二、一〇、一	七、五〇四	七、五〇四	三	三	三七、九〇四	三六、三〇	△	五六	元、六〇一	元、三三	五六
昭	二三、一〇、一	九、三〇四	九、三〇四	一、三七	一、三七	元、一〇五	三六、五三	△	五五	四〇、一七	元、三〇四	七七
昭	二四、一〇、一	八、〇三三	八、三〇	一、八〇	一、八〇	元、五五	三六、七三	△	八〇	四〇、五八	元、五七	一〇六
昭	二五、一〇、一	八、〇七三	九、五八	二、二六	二、二六	元、八四	三六、〇〇	△	九四	四〇、八九	元、六九	一三三

中央數値

昭	二二、一〇、一	七、五〇四	七、五〇四	△	六	三七、九〇四	三六、五三	△	五六	元、六〇一	元、三三	五六
昭	二三、一〇、一	九、三〇四	九、三〇四	一、三六	一、三六	元、三三	三六、六〇	△	五三	四〇、一八	元、四六	七四
昭	二四、一〇、一	八、〇三三	八、六三	一、五三	一、五三	元、五七	三六、八三	△	六一	四〇、三	元、七〇	九二
昭	二五、一〇、一	八、〇九三	九、一六	一、七六	一、七六	元、九八	元、一六	△	七四	四〇、九五	四〇、〇〇	九五

(二〇) 日本人以外の人口

昭	二二、一〇、一	八、二六	八、二六	〇	〇	五六	五六	〇	〇	三〇〇	三〇〇	〇
昭	二三、一〇、一	九、二	九、二	五五	五五	五六	五六	〇	四一	三三	九	一八四
昭	二四、一〇、一	九、二	九、二	四四	四四	五六	五六	〇	三七	三四	九	一四
昭	二五、一〇、一	九、二	九、二	四三	四三	五六	五六	〇	三七	三四	九	一四
昭	二二、一〇、一	七、七〇	七、七〇	一	一	三五、〇七	三五、〇七	〇	四一	三三	九	一四
昭	二三、一〇、一	九、三〇	九、三〇	一	一	三五、〇七	三五、〇七	〇	四一	三三	九	一四
昭	二四、一〇、一	九、三〇	九、三〇	一	一	三五、〇七	三五、〇七	〇	四一	三三	九	一四
昭	二五、一〇、一	九、三〇	九、三〇	一	一	三五、〇七	三五、〇七	〇	四一	三三	九	一四

(二一) 總人口

昭	二二、一〇、一	七、七〇	七、七〇	一	一	三五、〇七	三五、〇七	〇	四一	三三	九	一四
昭	二三、一〇、一	九、三〇	九、三〇	一	一	三五、〇七	三五、〇七	〇	四一	三三	九	一四
昭	二四、一〇、一	九、三〇	九、三〇	一	一	三五、〇七	三五、〇七	〇	四一	三三	九	一四
昭	二五、一〇、一	九、三〇	九、三〇	一	一	三五、〇七	三五、〇七	〇	四一	三三	九	一四
昭	二二、一〇、一	七、三三	七、三三	三七	三七	元、三九	三六、五〇	△	一四	元、八七	元、三五	四三
昭	二三、一〇、一	九、〇三	九、〇三	一、五三	一、五三	元、五九	三六、八六	△	七二	四〇、四六	元、六四	八〇
昭	二四、一〇、一	八、九二	九、三六	一、七三	一、七三	四〇、〇六七	元、三三	△	八三	四〇、九四	四〇、〇三	九三

第一推計

昭二五、二〇、一	八、八〇八	八〇、〇〇八	一、七二〇	四〇、四六一	元、六五五	八六	四二、三三七	四〇、四三三	九〇三
第二推計									
昭二二、二〇、一	七、三三三	七、六〇二	三、五五	元、六九八	元、六八八	△	九	元、八三七	元、三〇三
昭二三、二〇、一	七、九七〇	七、六四〇	一、七三三	元、五五五	元、六九八	八〇	四〇、四三三	元、四〇五	九〇
昭二四、二〇、一	八、七九七	七、五二二	三、六七	元、九六九	元、八九二	一、〇七	四〇、八三九	元、六六九	一、三〇
昭二五、二〇、一	八、四四九	七、八三三	三、五九	四〇、三六八	元、七三三	一、三六	四二、一四〇	元、七六一	一、三九
中央數値									
昭二二、二〇、一	七、三三三	七、六〇二	三、五五	元、六九八	元、六八八	△	九	元、八三七	元、三〇三
昭二三、二〇、一	七、九七〇	七、六四〇	一、七三三	元、五五五	元、六九八	八〇	四〇、四三三	元、四〇五	九〇
昭二四、二〇、一	八、七九七	七、五二二	三、六七	元、九六九	元、八九二	一、〇七	四〇、八三九	元、六六九	一、三〇
昭二五、二〇、一	八、四四九	七、八三三	三、五九	四〇、三六八	元、七三三	一、三六	四二、一四〇	元、七六一	一、三九

(二) 日本人以外の人口

次に日本人以外の人口については、各年次とも改算推計人口が第一次推計人口より多く、昭和二十一年十月では總數五三萬、男三四萬、女一八萬、昭和二十二年では、その増加が前年よりわずかに減少し、總數四一萬、男二七萬、女一五萬の増加を示し、昭和二十三年、昭和二十四年と年と共に増加の程度がわずかながら増して昭和二十五年では總數四三萬、男二七萬、女一六萬の増を示している。このことは日本人以外の人口の日本退去が、第一次推計人口の際に調査結果に基いた退去豫定數より、はるかに下廻つたこと及び第一次推計人口の場合より自然増加が多くなつたためである。

(三) 總人口

右のような結果、日本人と日本人以外の人口を合した總人口についてみると、昭和二十一年十月においては、改算推計人口は第一次推計人口に較べ總數は八萬多いが、男は四萬少く、女は又一三萬多くなつてゐる。昭和二十二年では、總數が三四—四四萬多く、男は一四—一〇萬逆に少く、女は四八—五四萬多くなつてゐる。昭和二十三年以降は、改算推計人口の方

が、總數男女ともに、急激に増加しており、昭和二十三年では總數一五二—一七九萬、男七二—八五萬、女八〇—九五萬、昭和二十四年では總數一七五—二二九萬、男八三—一〇八萬、女九二—一二二萬、昭和二十五年では總數一七二—二二六〇萬、男八二—一二二萬、女九〇—一三八萬と何れもその増加が殖えてきている。これらの差を、中央數値の總數について、分析してみると、第一〇表の如く、昭和二十一年においては日本人の引揚、歸還は改算推計人口の方が六六萬も少かつたのに對し、日本人以外の人口の日本退去が五二萬も少かつたことによつて、かなり相殺され、その上、自然増加の増が多くなつてゐるため總人口を増加せしめてゐる。昭和二十二年では、改算推計人口の方が、日本人の引揚歸還が三五萬少く、又日本人以外の人口の日本退去が一二萬あつたに對し、自然増加が七七萬も多かつたため、かえつて總人口は三〇萬も多くなり、前年の増加とともに、三九萬の増加となつてゐる。昭和二十三年は、日本人以外の人口の退去はなく、日本人の引揚、歸還と自然増加によつて、増加が著しくなつてゐる。昭和二十四、二十五年は自然増加の差のみによつて、既往の増加が僅かながら殖えてゐることを示してゐる。

第一〇表 改算推計人口と第一次推計人口との差の分析 (單位 一,〇〇〇人)

期 間	改算總人口の増減	自然増加		引揚・歸還		退去	
		改算推計人口 推計人口	第一次推計人口 推計人口	改算推計人口 推計人口	第一次推計人口 推計人口	改算推計人口 推計人口	第一次推計人口 推計人口
(一) 日本人人口 (中央數値)							
昭三、四、三—三、一〇、一	△ 四三	三〇	三〇	一、九〇	三、六五	△ 六〇	—
昭三、一〇、一—三、一〇、一	△ 六	一、三三	四三	一、三五	一、五五	△ 三〇	—
昭三、一〇、一—三、一〇、一	—	一、三六	四三	〇	〇	〇	—
昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、九五	八六	五九	〇	〇	〇	—
昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、七六	七七	五三	—	—	—	—
(二) 日本人以外の人口							
昭三、四、三—三、一〇、一	五五	三	〇	—	—	—	〇
昭三、一〇、一—三、一〇、一	四四	二	二	—	—	—	〇
昭三、一〇、一—三、一〇、一	四二	九	二	—	—	—	〇
昭三、一〇、一—三、一〇、一	四七	八	二	—	—	—	〇
昭三、一〇、一—三、一〇、一	四二	七	六	—	—	—	〇
(三) 總人口 (中央數値)							
昭三、四、三—三、一〇、一	△ 三	三三	三三	一、九〇	三、六五	△ 六〇	〇
昭三、一〇、一—三、一〇、一	△ 六	一、四〇	四三	一、三五	一、五五	△ 三〇	〇
昭三、一〇、一—三、一〇、一	—	一、三六	四三	〇	〇	〇	〇
昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、〇〇	四四	五九	〇	〇	〇	〇
昭三、一〇、一—三、一〇、一	二、〇〇	九四	五二	—	—	—	〇
昭三、一〇、一—三、一〇、一	二、一五	七四	五六	—	—	—	〇

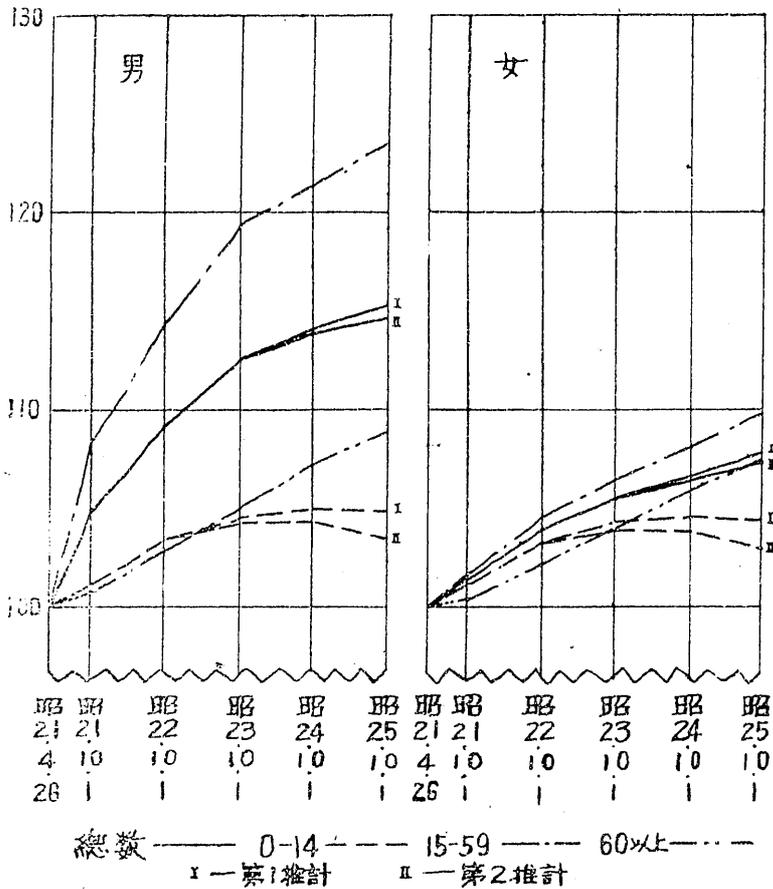
(四) 括 要

以上、要するにこの改算推計人口と、第一次推計人口との差異の起因の主なものとして、(1)死亡率が第一次推計人口の際の豫想より著しく良好となつたため、自然増加が相當多くなつたこと、(2)日本人の引揚、歸還が計畫より著しく遅延したこと、(3)日本人以外の人口の日本退去が、計畫より

もはるかに少なかつたこと、を擧げることが出來よう。

このように、今度の改算によると、昭和二十五年までの推計將來人口は、第一次推計のそれよりも、總人口は第一推計が一七二萬、第二推計は二六〇萬多くなつてゐる。いわゆる、八、〇〇〇萬人口は、第一推計では昭和二十

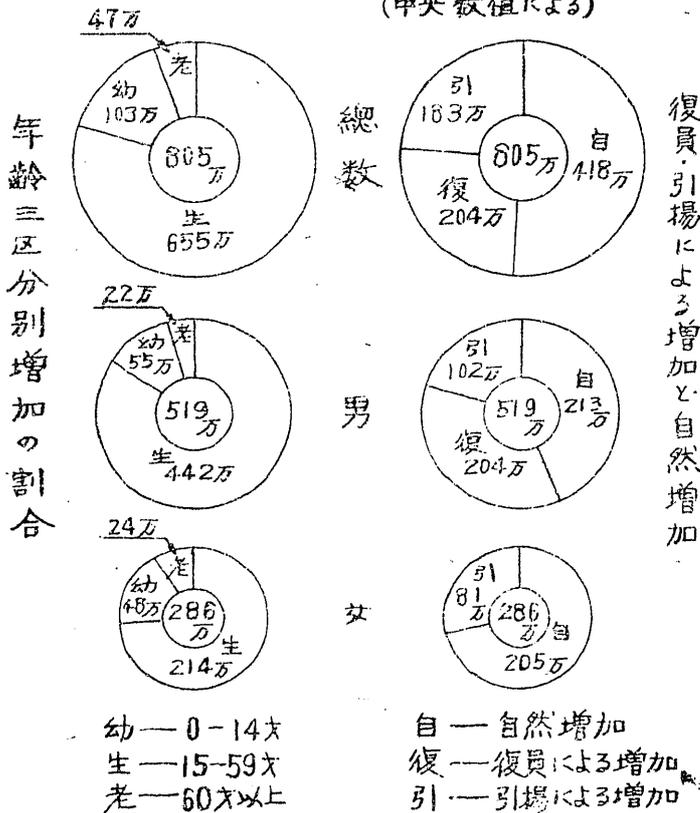
第1圖 男女年齢3区分別推計人口の増加指数



三年十月直前において、又、第二推計でも、昭和二十三年—二十四年間に於いて、實現することとなつてゐる。その人口増加は、ほとんど大部分が生産年齢人口のそれであり、推計基準時から四年五ヵ月間に六五五萬の増加を持ち、その中、六割餘が男で、女の増加の二倍に上り、出生率の減退にもかかわらず、昭和二十三年以降、年平均七〇萬餘の生産年齢人口を持つてゐる。この推計人口の語る重要な特色である。

かくて推計地域における、昭和二十五年の人口密度は、一方料に付き、最大二二〇、最少二一九となる。この限られた國土に集積せる、このぼろ

第2圖 増加人口805万の内訳 (中央数值による)



大な人口を如何なる産業によつて、如何に收容し扶養すべきか、さらに地域的に如何に配置すべきか。近い将来における我が國再建のあらゆる方策はまずこの推計人口の特色の明確な認識に出發せねばなるまい。

註 1) 箱・上田・窪田・高木「昭和二十五年までの推計人口の分析」—人口問題研究第五卷第三・四・五・六號 昭和二十二年六月。

2) 經濟安定本部統計調査資料第一號、昭和二十一年八月比較参照。

3) 總理廳統計局「人口動態統計毎月概數」参照。

(昭和二二・九・一〇)

雜報

人口問題研究所分科規程

昨昭和二十一年五月一日公布の本研究所新官制については前號既報の如くであるが、之に伴う各科事務分掌規定を掲ぐれば左の如くである。

人口問題研究所分科規程

(昭和二十一年五月一日) 厚生省訓第三三六號

第一條 人口問題研究所に左の二部を置く

總務部  
調査部

第二條 總務部では、企畫、連絡、庶務及び他部に屬しないことを行ふ

第三條 總務部に左の二科を置く

庶務科  
企畫科

第四條 庶務科では、左の事務を行ふ

- 一 人事に關すること
- 二 官印の管守に關すること
- 三 文書の接受、發送、編纂及び保存に關すること
- 四 會計に關すること
- 五 所内取締に關すること

六 他の主管に屬しないこと

第五條 企畫科では、左の事務を行ふ

- 一 調査研究の統轄に關すること
- 二 調査研究の企畫に關すること
- 三 調査研究の連絡に關すること
- 四 調査研究資料の蒐集、整理及び編纂に關すること

第六條 調査部では人口問題に關する調査研究を行ふ

第七條 調査部に左の四科を置く

- 第一科
- 第二科
- 第三科
- 第四科

第八條 第一科では左の事務を行ふ

- 一 人口問題及び理論に關すること
- 二 人口史に關すること
- 三 人口政策に關すること
- 四 人口の統計學的調査研究に關すること
- 五 外國の人口事情及び政策に關すること
- 六 その他、他の主管に屬しない人口問題一般に關すること

第九條 第二科では左の事務を行ふ

- 一 人口問題の經濟學的調査研究に關すること
- 二 人口問題の社會政策的調査研究に關すること
- 三 人口問題の地理學的調査研究に關すること
- 四 その他、人口問題の社會科學的調査研究に關すること

第十條 第三科では左の事務を行ふ

- 一 人口問題の社會生物學的調査研究に關すること
- 二 人口問題の社會衛生學的調査研究に關すること
- 三 人口問題の優生學的調査研究に關すること

第十一條 第四科では左の事務を行ふ

- 一 民族問題と理論との調査研究に關すること
- 二 民族問題の社會科學的調査研究に關すること
- 三 民族問題の自然科學的調査研究に關すること

昭和二十二年年度調査研究項目の決定

本研究所の昭和二十二年度に於ける各科別調査研究項目は五月一日左の如く決定した。

人口問題研究所昭和二十二年年度調査研究項目

(昭和二十二年五月一日)

戦後日本復興に即應して重大化した人口問題の解決に資するため本年度の調査研究の重點を次の五項目におく

- 一 我が國將來人口の増加傾向とその構成に關する調査研究
- 二 我が國經濟の國際的依存性からみた我が國人口収容力に關する調査研究
- 三 戦後に於ける人口資質低下問題に關する調査研究
- 四 出生調節に關する調査研究
- 五 新國際情勢下に於ける世界人口問題に關する調査研究

リユーメリシの「過剰人口問題」について

三國技官

同 五月七日

アメリカ國家資源委員會編「人口問題」について

左右田技官

同 五月二一日

出生調節に關する調査報告

篠崎技官

同 五月二九日

我國近世の産兒制限問題について

關山囑託

同 六月一四日

シスモンデイの人口論

林 囑託

同 六月二〇日

アメリカに於ける都市化について

中島技官

同 七月四日

アメリカ人口問題の一断面

島村技官

同 七月一八日

第三次育兒費調査(中間報告)

三國技官

同 八月一日

アメリカ人口問題の一断面(つゞき)

島村技官

人口問題研究資料の作成

昨昭和二十一年下半年期以降に作成された謄寫印刷による人口問題研究資料の目録を掲ぐれば左の如くである。(数字は資料番號を示す)

題 目

執筆 者

(12) カール・サックスによる世界人口問題に關する概論

篠崎技官

(13) 過剰人口理論の史的展望、その

一——シスモンデイの人口論 林 囑託

(14) 昭和二五年までの推計人口の分析

上田技官

(15) 我が國人口増殖力の近い將來——經濟安定本部統計研究會將來人口の再生

産率について 館技官、高木囑託

(16) 産兒制限問題の人口理論的省察

木多技官

(17) 産兒制限の基礎的理論(新マルサス主義の概観)

島村技官

避妊實態調査の施行

産兒制限問題の現下の我が國人口問題に於ける重要性と、特に信頼すべきこの種資料の我が國に於いて皆無なる實情に鑑み、本研究所に於いては大規模なる避妊實態調査を企畫し、我が國に於けるその實態を社會各層にわたつて各種の視點より調査することとなつた。その調査要綱は左に掲ぐるが如くで、その第一回は昭和二十二年一月、東大醫學部職員、厚生本省職員、東京都廳職員、並に若干の工場労働者について施行、ついで第二回は四月、内務、商工、農林、運輸等の各省について施行した。なお今後も更に社會各層にわたつて引きつづき施行される筈である。

産兒制限に關する調査要綱

一、調査の目的

産兒制限の普及と實行とは好むと好まざるにと拘らず今後の必然的な勢ひと思はれるがこれにより人口の量及び質の上に著しい影響が及ぶものと思はれるので産兒制限の可否乃至はその指導につい

て早急な對策を樹立する必要がある。然るに我が國には今日までこの問題に關する基礎資料について見るべきものが皆無の状態であるので本調査を實施して総合的な且つ精密な資料を作成しようとするものである。

二、調査の方法

配票調査と臨地調査の二種の方法に依り行ふ。配票調査は次に擧げる調査對象者に調査票を配布し次項の如き調査事項について記入せしめる。臨地調査は國民學校兒童について身體調査及び智能調査を行ひ且つその兩親についても配票調査を行ふ。

三、調査の對象

- 全國の産院入院中の産婦 二〇、〇〇〇名
- 官公職員 五、〇〇〇名
- 工場労働者 二五、〇〇〇名
- 農 民 三〇、〇〇〇名
- その他一般人 二〇、〇〇〇名
- 國民學校兒童 二〇、〇〇〇名

四、調査の事項

(一) 配票調査

- I 夫妻に關する調査事項
  - 1 現住所
  - 2 生年月日
  - 3 夫の職業及び職務上の地位
  - 4 妻の職業
  - 5 月 收
  - 6 教育程度
  - 7 初婚及び再婚の別

# 避妊調査票

厚生省 人口問題研究所  
昭和22年 7月 10日 現在調

人口問題研究 第五卷 第七・八・九號

1 生年日		夫		年 月 日 生		4 教 育 歴		小 学 校	中 等 学 校	専 門 学 校 以 上			
2 実際に結婚した年月日		年 月 日		年 月 日 生		4 教 育 歴		卒 修	卒 修	卒 修			
3 別 居		期 間		年 月 日		5 職 業		夫	妻	夫			
3 別 居		理 由		年 月 日		5 職 業		夫	妻	夫			
7 出産回数		8 別居期間		9 出産年月日		10 生産 死産産 人工流産 生後死亡		11 死亡年月日		12 實際避妊していた期間		13	
第一子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第二子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第三子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第四子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第五子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第六子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第七子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第八子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第九子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第十子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
◎ 避妊を執行(している)者の記入する欄						◎ 避妊を全然実行しなかった者の記入する欄							
14 何故避妊を執行したか またしているか						19 何故避妊を全然実行しなかったか							
① 経済上現在子供を養育する負担にたえられないから						① 知らないから							
② 経済上将来子供の教育結婚の費用したえられないから						② 面倒だから							
③ 妻の健康のため						③ 嫌いだから							
④ 悪阻その他の妊娠出産に關係した病氣にかかるから						④ 夫妻が何れかが不妊症							
⑤ 子供を健康に育てたいから						⑤ 無関心							
⑥ 妊娠出産の苦痛から免れるため						⑥ 不必要							
⑦ 子供を養育する苦勞から免れるため(経済上の理由が深く)						⑦ 男の子がほしいから							
⑧ 修養の時間を得るため						⑧ 女の子がほしいから							
⑨ 辛勞の時間を得るため						⑨ 避妊器具薬品が入り困難							
⑩ 遺傳病の子供を産む心配があるから						⑩ 避妊器具薬品が高くて買えないから							
⑪ 容色が衰えるから													
⑫ 風習上													
⑬ その他( )													
15 どんな避妊法(禁欲を含む)を実行していますか						20 人工流産した人はその理由							
時間的に見て						◎ 一般意見の欄							
① 連続的に						21 どの避妊方法が最も適当だと思いますか。							
② 規則正しく													
③ 無計画に													
16 あなたの避妊は成功していると思いませんか						22 将来避妊を実行したいと思いますか。							
成功している 半が成功している 全く不成功						夫 実行したい 実行したくない							
						妻 実行したい 実行したくない							
17 避妊の知識はどのように得ましたか						23 より確実な方法を知りたいですか。							
書籍 知人 医師 産婆 親類 その他						夫 知りたい 知りたくない							
						妻 知りたい 知りたくない							
18 避妊の意圖						24 貴人の子供数は全部で何人か							
① 計画的に子供を産むため						夫 (男児) 名(女児) 名							
② 出産間隔を延ばすため						妻 (男児) 名(女児) 名							
③ 全然子供を産まぬため													
④ 無計画													
⑤ その他( )													
◎ 記入上の注意 (イ) 記入事項は嚴密の取扱をなし統計作製以外の目的には絶対使用													
しませんからありのままを正確に記入して下さい。(ロ) この調査は昭和22年7月10日現在で記入して下さい。各欄とも該当するところに○印をつけて下さい。(ハ) 職業をなるべくくわしく記入して下さい。農業者は地主自作、自作兼小作、小作の区別を記入して下さい。(ニ) 先夫または先妻の間に生れた子供は除いて下さい。(ホ) 第十子以上ある方は貼紙をして記入して下さい。(ヘ) 14~18には避妊を実行しなかった人は書かないで下さい。(ト) 19には避妊を執行した(している)人は書かないで下さい。													

8 結婚年月日

II 出産及び妊娠に関する調査事項

1 出産の順位

2 男女の別

3 出産年月日

4 生産、死産、流産、人工流産の別

5 死亡年月日

6 現在妊娠中なりや否や、妊娠中のものについて妊娠月数

III 避妊に関する調査事項

1 夫妻の生殖能力の有無

2 不妊手術又は性器のレントゲン照射を受けたことの有無

3 避妊の實行の有無

4 避妊を實行せる理由(例示)

5 實行せる避妊方法

6 避妊の實行の程度

7 避妊を實行せる時期及びその期間

8 避妊方法の知識の有無

9 避妊の成否

10 避妊の希望の有無

11 避妊方法の知識の要求の有無

12 夫妻の養育すべき子供の数についての意見

13 現在妊娠中のものについては人工妊娠中絶希望の有無及びその理由(例示)

(一) 臨地調査

I 身體調査

1 住所

2 氏名

3 男女の別

4 生年月日

5 一般身體検査

6 人類學的計測及び觀察

II 智能調査

厚生省官制並に分課規程の改正

行政整理と官吏制度改正に伴う昨昭和二十一年二月及び四月の厚生省官制並に分課規程の改正は前號所報の如くであるが、更に昭和二十一年十二月以降の數次に互る改正を一括掲ぐれば以下の如くである。

厚生省官制中改正

(昭和二十一年十二月二十六日勅令第六百十五號)

第一條 厚生省官制の一部を次のように改正する。

第十條 厚生事務官の部中「專任二百四十九人」を「專任二百四十六人」に、「專任八百五十四人」を「專任八百四十四人」に改める。

第二條 厚生部内臨時職員設置制の一部を次のように改める。

第一條中「衛生局」を「公衆保健局、醫務局及豫防局」に改める。

第二條第一項中「衛生局」を「醫務局」に改める。

第三條 社會事業其ノ他國民生活ノ保護ニ關スル事務ニ從事セシムル爲メ厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ社會局ニ屬セシム

厚生事務官

專任二人 二級

專任八人 三級

第四條第一項 厚生事務官の部中「專任十六人」を「專任二十七人」に、「專任二十七人」を「專任四十二人」に、「厚生技官の部中」を「專任二人」を「專任五人」に改める。

第六條 社會保險ニ關スル事務ニ從事セシムル爲メ厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ保險局ニ屬セシム

厚生事務官

專任一人 二級

厚生技官

專任一人 二級

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

厚生省分課規定中改正

(昭和二十一年十二月二十七日)

第十條 醫務局ニ左ノ五課及出張所ヲ置ク

醫務課

藥務課

製藥課

病院課

療養課

醫務局出張所

第十四條 病院課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國立病院ニ關スル事項

二 厚生省醫務局出張所ノ業務指導ニ關スル事項

第十五條 療養課ニ於テハ國立療養所ニ關スル事項

ヲ掌ル

第十六條 厚生省醫務局出張所ニ於テハ國立病院及

國立療養所ノ業務ノ指導ニ關スル事項ヲ掌リ之ヲ

ヲ掌ル

國立療養所ノ業務ノ指導ニ關スル事項ヲ掌リ之ヲ

8 結婚年月日

II 出産及び妊娠に関する調査事項

1 出産の順位

2 男女の別

3 出産年月日

4 生産、死産、流産、人工流産の別

5 死亡年月日

6 現在妊娠中なりや否や、妊娠中のものについて妊娠月数

III 避妊に関する調査事項

1 夫妻の生殖能力の有無

2 不妊手術又は性器のレントゲン照射を受けたことの有無

3 避妊の實行の有無

4 避妊を實行せる理由(例示)

5 實行せる避妊方法

6 避妊の實行の程度

7 避妊を實行せる時期及びその期間

8 避妊方法の知識の有無

9 避妊の成否

10 避妊の希望の有無

11 避妊方法の知識の要求の有無

12 夫妻の養育すべき子供の数についての意見

13 現在妊娠中のものについては人工妊娠中絶希望の有無及びその理由(例示)

(一) 臨地調査

I 身體調査

1 住所

2 氏名

3 男女の別

4 生年月日

5 一般身體検査

6 人類學的計測及び觀察

II 智能調査

厚生省官制並に分課規程の改正

行政整理と官吏制度改正に伴う昨昭和二十一年二月及び四月の厚生省官制並に分課規程の改正は前號所報の如くであるが、更に昭和二十一年十二月以降の數次に互る改正を一括掲ぐれば以下の如くである。

厚生省官制中改正

(昭和二十一年十二月二十六日勅令第六百十五號)

第一條 厚生省官制の一部を次のように改正する。

第十條 厚生事務官の部中「專任二百四十九人」を「專任二百四十六人」に、「專任八百五十四人」を「專任八百四十四人」に改める。

第二條 厚生部内臨時職員設置制の一部を次のように改める。

第一條中「衛生局」を「公衆保健局、醫務局及豫防局」に改める。

第二條第一項中「衛生局」を「醫務局」に改める。

第三條 社會事業其ノ他國民生活ノ保護ニ關スル事務ニ従事セシムル爲メ厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ社會局ニ屬セシム

厚生事務官

專任二人 二級

專任八人 三級

第四條第一項 厚生事務官の部中「專任十六人」を「專任二十七人」に、「專任二十七人」を「專任四十二人」に、「厚生技官の部中」を「專任二人」を「專任五人」に改める。

第六條 社會保險ニ關スル事務ニ従事セシムル爲メ厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ保險局ニ屬セシム

厚生事務官

專任一人 二級

厚生技官

專任一人 二級

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

厚生省分課規定中改正

(昭和二十一年十二月二十七日)

第十條 醫務局ニ左ノ五課及出張所ヲ置ク

醫務課

藥務課

製藥課

病院課

療養課

醫務局出張所

第十四條 病院課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國立病院ニ關スル事項

二 厚生省醫務局出張所ノ業務指導ニ關スル事項

第十五條 療養課ニ於テハ國立療養所ニ關スル事項ヲ掌ル

第十六條

厚生省醫務局出張所ニ於テハ國立病院及國立療養所ノ業務ノ指導ニ關スル事項ヲ掌リ之ヲ

札幌市、仙臺市、東京郡、名古屋市、大阪市、廣島市、高松市及福岡市ニ置ク

第三十二條を第三十四條とし以下順次繰下げる。

第二十七條 勞政局ニ左ノ六課ヲ置ク

勞政課

勞働組合課

調査課

勞働保護課

給與課

勞働統計課

第二十八條 勞政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般勞働政策ニ關スル事項

二 勞働關係調整法施行ニ關スル事項

三 勞働委員會ニ關スル事項

四 他ノ主管ニ屬セザル勞働ニ關スル事項

第二十九條 勞働組合課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働組合ニ關スル事項

二 勞働協約ニ關スル事項

三 勞働者團體及使用者團體ニ關スル事項

四 勞働爭議ニ關スル情報資料ノ蒐集及調査ニ關スル事項

スル事項

第三十條 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働行政關係職員ノ教養訓練ニ關スル事項

二 勞働問題ノ啓蒙宣傳ニ關スル事項

三 一般勞働法例及勞働ニ關スル事情ノ調査ニ關スル事項

スル事項

四 國際勞働事情ノ調査ニ關スル事項

第三十一條 勞働保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働保護ニ關スル事項

二 産業安全及危害豫防ニ關スル事項

三 勞働者災害扶助ニ關スル事項

四 勞働能率ノ増進ニ關スル事項

五 勞働衛生ニ關スル事項

六 勞働者ノ福利厚生ニ關スル事項

七 工場事業場等ノ監督ニ關スル事項

八 産業安全研究所ニ關スル事項

第三十二條 給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他給與ニ關スル事項

二 勞働者用物資ニ關スル事項

第三十三條 勞働統計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金給料其ノ他給與ニ關スル統計ノ蒐集整理ニ關スル事項

二 生計費ニ關スル統計ノ蒐集整理ニ關スル事項

三 他ノ主管ニ屬セザル勞働統計ノ蒐集整理ニ關スル事項

スル事項

厚生省官制中改正

厚生省官制の一部を次のように改正する。

(昭和二十三年三月十八日勅令第八十七號)

第三條 厚生省ニ左ノ八局ヲ置ク。

公衆保健局

醫務局

豫防局

社會局

兒童局

勞政局

勤勞局

保險局

第六條ノ二 兒童局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 兒童ノ福祉ニ關スル事項

二 兒童ノ保育、教護其ノ他兒童保護ニ關スル事項

三 兒童及妊産婦ノ保健衛生ニ關スル事項

四 其ノ他兒童ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第十條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置ク

厚生事務官

專任六人

專任二百四十九人

專任八百四十五人

厚生技官

專任三人

專任千八百十人

專任五百十一人

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

厚生省官制中改正

(昭和二十二年四月十四日勅令第二百二十三號)

第一條 厚生省官制の一部を次のように改正する。

第三條及び第七條の二中「勤勞局」を「職業安定局」に改める。

第十條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置ク

厚生事務官

專任六人

專任二百八十二人

專任九百五十三人

一級

二級

三級

厚生技官

專任三人 一級

專任千八百三十人 二級内二十八人ヲ一級ト爲スコトヲ得

專任五百二十九人 三級

第二條 厚生部内臨時職員設置制の一部を次のように改正する。

第四條中「勤勞局」を「職業安定局」に改める。

第三條 引揚援護院官制の一部を次のように改正する。

第二條 厚生事務官の部中 「專任百五十六人 三級内二人ヲ一級ト爲スコトヲ得」を「專任七十九人 二級」に、

「專任百四十八人 三級」に、

同條厚生技官の部中 「專任百六十四人 二級内三人ト爲スコトヲ得」を「專任二百七十人 三級」に、

「專任六十人 二級内一人ヲ一級ト爲スコトヲ得」を「專任八十四人 三級」に、

に改める。

第四條 人口問題研究所官制の一部を次のように改正する。

第二條 厚生技官の部中「專任四人」を「專任六人」に改める。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

厚生省官制中改正

(昭和二十二年五月一日勅令第九十八號)

厚生省官制の一部を次のように改正する。

第三條 厚生省ニ左ノ九局ヲ置ク

公衆保健局

醫務局

豫防局

社會局

兒童局

勞政局

勞働基準局

職業安定局

保險局

第七條 勞政局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働組合ニ關スル事項

二 勞働委員會ニ關スル事項

三 勞働爭議調停其ノ他勞働關係ノ調整ニ關スル事項

四 勞働協約ニ關スル事項

五 内外勞働事情ニ關スル調査研究ニ關スル事項

六 其ノ他勞働ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第七條ノ二を第七條ノ三とする。

第七條ノ二 勞働基準局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、勞働時間及休息ニ關スル事項

二 産業安全及勞働者災害補償ニ關スル事項

三 勞働衛生ニ關スル事項

四 勞働能率ノ増進ニ關スル事項

五 勞働者ノ福利厚生ニ關スル事項

六 工場、鑛山其ノ他ノ場所ニ於ケル勞働條件及勞働者ノ保護ニ關スル監督ニ關スル事項

七 其ノ他勞働條件及勞働者ノ保護ニ關スル事項

八 賃金其ノ他勞働條件及勞働者生計費ニ關スル統計ニ關スル事項

計ニ關スル事項

勞働基準局ハ前項各號ニ掲グル事務ノ外勞働基準法

ノ施行及勞働基準官署ノ設置ニ關スル準備事務ヲ掌ル

第九條 省務ニ參與セシムル爲メ厚生省ニ參與ヲ置クコトヲ得

參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳ノ一級官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

參與ハ一級官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第十條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置ク

厚生事務官

專任七人 一級

專任三百二十八人 二級

專任千三百九十七人 三級

厚生技官

專任四人 一級

專任二千八十人 二級内二十八人ヲ一級ト爲スコトヲ得

專任六百十八人 三級

厚生教官

專任一人 二級

第十條ノ二 厚生大臣ハ前條職員ノ一部ヲ都道府縣ニ駐在セシムルコトヲ得

前項ノ職員ハ地方長官ノ指揮監督ヲ受ケ傳染病豫防ニ從事スルモノトス

第十九條 削除

附則

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

防疫職員官制は、これを廢止する。

地方待遇職員令の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第一號を削除する。

勞働基準局は、第七條ノ二に規定する事項を掌る外、勞働省設置に際し同省に設置せらるべき婦人兒童局及び勞働統計調査局の所掌事項、職員、豫算その他これが設置につき、必要な準備事務を掌る。

厚生省分課規程中改正

(昭和二十二年五月二日)

第三十條 勞政局ニ左ノ三課ヲ置ク

勞政 課

勞働組合課

調査 課

第三十一條中第一號を次のように改める。

一 勞働關係調整ニ關スル一般政策ニ關スル事項

第三十三條 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働教育ニ關スル事項

二 内外勞働事情及一般勞働關係法制ニ關スル調査研究ニ關スル事項

三 勞政局所管ノ行政ニ從事スル職員ノ教養訓練ニ關スル事項

第三十四條 勞働基準局ニ左ノ七課ヲ置ク

監督 課

安全 課

衛生 課

給與 課

鑛山 課

婦人兒童課

勞働統計課

第三十五條 監督課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 工場其ノ他ノ施設ノ監督ニ關スル事項

二 一般勞働者ノ勞働條件ニ關スル事項

三 勞働者災害補償ニ關スル事項但シ社會保險ニ關スル事項ニシテ保險局ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク

四 勞働者ノ福利厚生ニ關スル事項

五 勞働基準局所管ノ行政ニ從事スル職員ノ教養訓練ニ關スル事項

六 都道府縣勞働基準局ノ庶務ニ關スル事項

七 他ノ主管ニ屬セザル勞働條件及勞働者ノ保護ニ關スル事項

第三十六條 安全課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 産業安全及災害豫防ニ關スル事項

二 勞働能率ノ増進ニ關スル事項

三 公害ノ防止ニ關スル事項

四 産業安全研究所ノ庶務ニ關スル事項

第三十七條を第四十二條とし、以下順次繰下げる。

第三十七條 衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働環境衛生ニ關スル事項

二 職業病其ノ他職業疾患ニ關スル事項

三 勞働者ノ保健ニ關スル事項

四 其ノ他勞働衛生ニ關スル事項

第三十八條 給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他給與ニ關スル事項

二 工場勞働者用物資ニ關スル事項

第三十九條 鑛山課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 鑛山ノ監督及鑛山勞働者ニ特殊勞働條件ニ關スル事項

二 鑛山ニ於ケル産業安全、災害豫防、勞働能率ノ

増進及公害ノ防止ニ關スル事項

三 鑛山勞働者用物資ニ關スル事項

第四十條 婦人兒童課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 婦人及年少勞働者ニ特殊ノ勞働條件ニ關スル事項

二 婦人及年少勞働者ニ特殊ノ保護ニ關スル事項

三 兒童ノ使用禁止ニ關スル事項

四 婦人勞働者ニ特殊ノ勞働問題ニ關スル事項

五 家内勞働問題ニ關スル事項

第四十一條 勞働統計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他給與ニ關スル統計ノ蒐集整理

分析ニ關スル事項

二 其ノ他勞働條件ニ關スル統計ノ蒐集整理分析ニ關スル事項

三 生計費ニ關スル統計ノ蒐集整理分析ニ關スル事項

勞働統計課ハ前項ニ規定スル事項ヲ掌ルノ外勞働省設置ニ際シ同省ニ設置セラルベキ勞働統計調査局ノ所掌事項、職員及豫算其ノ他之ガ設置ニ付必要ナル準備事務ヲ掌ル

人口動態調査臨時特例規程の改正

今般人口動態調査臨時特例規程を次の如く改正し、昭和二十一年七月より實施された。

人口動態調査臨時特例規程

(昭和二十一年七月三十一日)

閣令第六十九號

第一條 當分の間、人口動態調査に關しては、この閣令の定めるところによる。

防疫職員官制は、これを廢止する。

地方待遇職員令の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第一號を削除する。

勞働基準局は、第七條ノ二に規定する事項を掌る外、勞働省設置に際し同省に設置せらるべき婦人兒童局及び勞働統計調査局の所掌事項、職員、豫算その他これが設置につき、必要な準備事務を掌る。

厚生省分課規程中改正

(昭和二十二年五月二日)

第三十條 勞政局ニ左ノ三課ヲ置ク

勞政課

勞働組合課

調査課

第三十一條中第一號を次のように改める。

一 勞働關係調整ニ關スル一般政策ニ關スル事項

第三十三條 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働教育ニ關スル事項

二 内外勞働事情及一般勞働關係法制ニ關スル調査研究ニ關スル事項

三 勞政局所管ノ行政ニ從事スル職員ノ教養訓練ニ關スル事項

第三十四條 勞働基準局ニ左ノ七課ヲ置ク

監督課

安全課

衛生課

給與課

鑛山課

婦人兒童課

勞働統計課

第三十五條 監督課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 工場其ノ他ノ施設ノ監督ニ關スル事項

二 一般勞働者ノ勞働條件ニ關スル事項

三 勞働者災害補償ニ關スル事項但シ社會保險ニ關スル事項ニシテ保險局ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク

四 勞働者ノ福利厚生ニ關スル事項

五 勞働基準局所管ノ行政ニ從事スル職員ノ教養訓練ニ關スル事項

六 都道府縣勞働基準局ノ庶務ニ關スル事項

七 他ノ主管ニ屬セザル勞働條件及勞働者ノ保護ニ關スル事項

第三十六條 安全課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 産業安全及災害豫防ニ關スル事項

二 勞働能率ノ増進ニ關スル事項

三 公害ノ防止ニ關スル事項

四 産業安全研究所ノ庶務ニ關スル事項

第三十七條を第四十二條とし、以下順次繰下げる。

第三十七條 衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働環境衛生ニ關スル事項

二 職業病其ノ他職業疾患ニ關スル事項

三 勞働者ノ保健ニ關スル事項

四 其ノ他勞働衛生ニ關スル事項

第三十八條 給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他給與ニ關スル事項

二 工場勞働者用物資ニ關スル事項

第三十九條 鑛山課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 鑛山ノ監督及鑛山勞働者ニ特殊勞働條件ニ關スル事項

二 鑛山ニ於ケル産業安全、災害豫防、勞働能率ノ

増進及公害ノ防止ニ關スル事項

三 鑛山勞働者用物資ニ關スル事項

第四十條 婦人兒童課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 婦人及年少勞働者ニ特殊ノ勞働條件ニ關スル事項

二 婦人及年少勞働者ニ特殊ノ保護ニ關スル事項

三 兒童ノ使用禁止ニ關スル事項

四 婦人勞働者ニ特殊ノ勞働問題ニ關スル事項

五 家内勞働問題ニ關スル事項

第四十一條 勞働統計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他給與ニ關スル統計ノ蒐集整理

分析ニ關スル事項

二 其ノ他勞働條件ニ關スル統計ノ蒐集整理分析ニ關スル事項

三 生計費ニ關スル統計ノ蒐集整理分析ニ關スル事項

勞働統計課ハ前項ニ規定スル事項ヲ掌ルノ外勞働省設置ニ際シ同省ニ設置セラルベキ勞働統計調査局ノ所掌事項、職員及豫算其ノ他之ガ設置ニ付必要ナル準備事務ヲ掌ル

人口動態調査臨時特例規程の改正

今般人口動態調査臨時特例規程を次の如く改正し、昭和二十一年七月より實施された。

人口動態調査臨時特例規程

(昭和二十一年七月三十一日)

閣令第六十九號

第一條 當分の間、人口動態調査に關しては、この閣令の定めるところによる。

第二條 市町村長は、内地人の内地（昭和二十一年可

法省令第四十七號昭和二十年勅令第五百四十二號ホ

ツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基

く出生及び死亡の届出等に關する件第一條に掲げ

地域を除く。以下同じ。）における出生及び死亡に

つき、戸籍法による届出（死亡については、官廳又は

公署の報告を含む。以下同じ。）を受けたときは（他

の市町村長が受理した届書を戸籍簿記載のため送付

して来た場合を除く。）、一箇月分を集計して、別記

様式による人口動態統計月報を作成して、翌月十日

までに府縣知事に送付しなければならない。

市町村長から府縣知事へ人口動態統計月報を送付

する場合は、府縣支廳又は地方事務所を經由しない

で、直接府縣知事に送付しなければならない。

第一項の人口動態統計月報の用紙は、内閣統計局

で調製して市町村長に交付する。

第三條 市町村長は、人口動態統計月報を作成するた

めの補助表として、人口動態統計日計表を用ひ、毎

日第二條第一項の規定によつて統計しなければならない

ない届出を割線法によつて記入し、毎月末日に各欄

の數を加算してその合計を求め、これを人口動態統

計月報の該當欄に記入しなければならない。

第四條 死産については、市町村長は、埋火葬認許證

申請書により、前二條の規定に準じて人口動態統計

月報を作成し、これを府縣知事に送付しなければな

らない。

第五條 婚姻及び離婚については、その届書を受理し

を府縣知事に送付しなければならない。

第六條 府縣知事は、市町村長から人口動態統計月報

の送付を受けたときは、これを検査して記入洩れ、

計算誤り等があればこれを當該市町村長に訊ねて訂

正した上、報告した市町村長を記した送状を添へ

て、調査月の翌月二十日までに内閣統計局に送付し

なければならない。

第七條 離島その他の地域で交通不便等のため第二條

及び前條の期限までに人口動態統計月報の送付が困

難なものについては、内閣統計局長は、地域を限つ

て別に期限を定めることができる。

第八條 この閣令では、市町村には、東京都、京都

市、大阪市、横濱市、名古屋市及び神戸市の區を、

市町村長には、東京都、京都市、大阪市、横濱市、

名古屋市及び神戸市の區の區長を、府縣知事には、

東京都長官及び北海道廳長官を、府縣支廳には、東

京都支廳及び北海道廳支廳を含む。

附則

この閣令は、昭和二十一年七月分から、これを適

用する。

人口動態調査令施行細則の一部

改正

今般人口動態調査令施行細則は次の如く改正され

た。

人口動態調査令施行細則の一部改正

（昭和二十二年一月三十一日）

（閣令第五五號）

は、人口動態調査票を、その日のうちに作成し、そ

の記入事項を検査し、誤りは直ちにこれを訂正しな

なければならない。

第三條 市町村長は、次の各號によつて人口動態調査

票を取りまとめなければならない。

一 毎月一日から十四日までに届け出られた出生、

死亡、死産、婚姻及び離婚について作成した人口

動態調査票の中から、前月中に事實の發生した分

を取り分けること

二 毎月一日から末日までの前號以外の人口動態調

査票の一箇月分を取りまとめること

三 前號の人口動態調査票の一箇月分と第一號の規

定により取り分けられた人口動態調査票の翌月分

とを取りまとめること

四 前號の手續を終へたときは、出生票、死亡票、

死産票、結婚票及び離婚票ごとに枚數を検査し、

帶紙を以て一括し、さらに各種の人口動態調査票

の全部を一括すること

前項第二號に規定する毎月一日から末日までの一

箇月を人口動態調査票の調査月と稱する。

組合市町村では、一市町村ごとに人口動態調査票

を別括にしなければならない。

第四條 市町村長は、前條の手續を終へたときは、人

口動態調査票市町村送致目録を作成して、人口動態

調査票の括にこれを添附し、人口動態調査票の調査

月の翌月十五日に、必ず府縣知事に向けて送り出さ

なければならない。

第七條中「調査月」を「人口動態調査票の調査月」に改

める。

第十二條中「調査月」を「人口動態統計月報の調査月」

に改める。

第二條 市町村長は、内地人の内地（昭和二十一年可

法省令第四十七號昭和二十年勅令第五百四十二號ポ

ツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基

く出生及び死亡の届出等に關する件第一條に掲げ

地域を除く。以下同じ。）における出生及び死亡に

つき、戸籍法による届出（死亡については、官廳又は

公署の報告を含む。以下同じ。）を受けたときは（他

の市町村長が受理した届書を戸籍簿記載のため送付

して来た場合を除く。）、一箇月分を集計して、別記

様式による人口動態統計月報を作成して、翌月十日

までに府縣知事に送付しなければならない。

市町村長から府縣知事へ人口動態統計月報を送付

する場合は、府縣支廳又は地方事務所を經由しない

で、直接府縣知事に送付しなければならない。

第一項の人口動態統計月報の用紙は、内閣統計局

で調製して市町村長に交付する。

第三條 市町村長は、人口動態統計月報を作成するた

めの補助表として、人口動態統計日計表を用ひ、毎

日第二條第一項の規定によつて統計しなければならない

ない届出を割線法によつて記入し、毎月末日に各欄

の數を加算してその合計を求め、これを人口動態統

計月報の該當欄に記入しなければならない。

第四條 死産については、市町村長は、埋火葬認許證

申請書により、前二條の規定に準じて人口動態統計

月報を作成し、これを府縣知事に送付しなければな

らない。

第五條 婚姻及び離婚については、その届書を受理し

を府縣知事に送付しなければならない。

第六條 府縣知事は、市町村長から人口動態統計月報

の送付を受けたときは、これを検査して記入洩れ、

計算誤り等があればこれを當該市町村長に訊ねて訂

正した上、報告した市町村長を記した送状を添へ

て、調査月の翌月二十日までに内閣統計局に送付し

なければならない。

第七條 離島その他の地域で交通不便等のため第二條

及び前條の期限までに人口動態統計月報の送付が困

難なものについては、内閣統計局長は、地域を限つ

て別に期限を定めることができる。

第八條 この閣令では、市町村には、東京都、京都

市、大阪市、横濱市、名古屋市及び神戸市の區を、

市町村長には、東京都、京都市、大阪市、横濱市、

名古屋市及び神戸市の區の區長を、府縣知事には、

東京都長官及び北海道廳長官を、府縣支廳には、東

京都支廳及び北海道廳支廳を含む。

附則

この閣令は、昭和二十一年七月分から、これを適

用する。

人口動態調査令施行細則の一部

改正

今般人口動態調査令施行細則は次の如く改正され

た。

人口動態調査令施行細則の一部改正

（昭和二十二年一月三十一日）

（閣令第五五號）

は、人口動態調査票を、その日のうちに作成し、そ

の記入事項を検査し、誤りは直ちにこれを訂正しな

ければならない。

第三條 市町村長は、次の各號によつて人口動態調査

票を取りまとめなければならない。

一 毎月一日から十四日までに届け出られた出生、

死亡、死産、婚姻及び離婚について作成した人口

動態調査票の中から、前月中に事實の發生した分

を取り分けること

二 毎月一日から末日までの前號以外の人口動態調

査票の一箇月分を取りまとめること

三 前號の人口動態調査票の一箇月分と第一號の規

定により取り分けられた人口動態調査票の翌月分

とを取りまとめること

四 前號の手續を終へたときは、出生票、死亡票、

死産票、結婚票及び離婚票ごとに枚數を検査し、

帶紙を以て一括し、さらに各種の人口動態調査票

の全部を一括すること

前項第二號に規定する毎月一日から末日までの一

箇月を人口動態調査票の調査月と稱する。

組合市町村では、一市町村ごとに人口動態調査票

を別括にしなければならない。

第四條 市町村長は、前條の手續を終へたときは、人

口動態調査票市町村送致目録を作成して、人口動態

調査票の括にこれを添附し、人口動態調査票の調査

月の翌月十五日に、必ず府縣知事に向けて送り出さ

なければならない。

第七條中「調査月」を「人口動態調査票の調査月」に改

める。

第十二條中「調査月」を「人口動態統計月報の調査月」

に改める。

第十九條に左の一項を加える。

第四條第一項の人口動態調査票の送付の期限は、京都市、大阪市、横濱市、名古屋市及び神戸市においては、區長がその市長に送付する期限とし、市長は、これを取りまとめて、二十日までに府縣知事に送付しなければならない。

別表第一號様式から第五號様式までの中次のように改める。

一 第一號様式人口動態調査出生票

(3)母の住所欄中「その住所に引続き住んでゐる期間」を「その住所所在の市區町村に引続き住んでゐる期間」に改める。

二 第二號様式人口動態調査死亡票

(3)死亡當時の住所欄中「その住所に引続き住んでゐた期間」を「その住所所在の市區町村に引続き住んでゐた期間」に改める。

三 第三號様式人口動態調査死産票

(3)母の住所欄中「その住所に引続き住んでゐる期間」を「その住所所在の市區町村に引続き住んでゐる期間」に改める。

四 第四號様式人口動態調査結婚票

(4)結婚直前の住所欄中「その住所に引続き住んでゐた期間」を「その住所所在の市區町村に引続き住んでゐた期間」に改める。

五 第五號様式人口動態調査離婚票

(3)離婚當時の住所欄中「その住所に引続き住んでゐた期間」を「その住所所在の市區町村に引続き住んでゐた期間」に改める。

別表第六號様式を次のように改める。

第六號様式 人口動態統計														
					昭和 年 月 日作成	捺印								
					市區町村長氏名									
都道府縣			郡市		區町村			都道府縣			郡市		區町村	
出生兒數(昭和 年 月中ノ届出)						死産胎數(昭和 年 月中ノ届出)								
總數		男		女		總數		男		女		男女不詳		
人		人		人		胎		胎		胎		胎		
切り取ラスコト						切り取ラスコト								
都道府縣			郡市		區町村			都道府縣			郡市		區町村	
死亡者數(昭和 年 月中ノ届出)						婚姻・離婚件數(昭和 年 月中ノ届出)								
年齡別		總數		男		女		婚姻件數			離婚件數			
滿一歲未滿		人		人		人		件			件			
其ノ他														
計														
備考 都道府縣廳へ送付ノ際、點線ニ沿ツテ四ツ折ニシテ更ニ縦長ニ二ツ折ニスル以上ニ小サク折リ疊マヌコト														

生計費指數資料實地調査令の一部改正

生計費指數資料實地調査令は昭和二十一年八月左の如くその一部改正を以て即時施行せられた。

生計費指數資料實地調査令中改正

(昭和二十一年八月三十日  
勅令第四百一號)

第一條 生計費指數資料實地調査令の一部を次のやうに改正する。

第二條第二項中「第三條第一類ノ地域ニ在リテハ」及び「、同條第二類ノ地域ニ在リテハ毎週水曜日現在ニ依リ」を削る。

第三條第一項を次のやうに改める。

生計費指數資料實地調査ハ左ノ地域ニ之ヲ行フ

- 一 札幌市
- 二 仙臺市
- 三 山形市
- 四 郡山市
- 五 前橋市
- 六 東京都ノ區ノ存スル區域
- 七 横濱市
- 八 新潟市
- 九 金澤市
- 十 松本市
- 十一 濱松市
- 十二 名古屋市
- 十三 京都市
- 十四 大阪市

雜報

- 十五 神戸市
- 十六 鳥取市
- 十七 岡山市
- 十八 廣島市
- 十九 徳島市
- 二十 今治市
- 二十一 八幡市
- 二十二 長崎市
- 二十三 熊本市
- 二十四 延岡市

第十三條第一項中「第三條第一類ノ地域ノ」及び同條第二項を削る。

第二條 勤勞統計調査令の一部を次のやうに改正する。

第一條第二項中「毎月勤勞統計調査及毎週勤勞統計調査」を「及毎月勤勞統計調査」に改める。

第四條中「、第二十九條若ハ第三十條又ハ第三十七條若ハ第三十八條」を「又ハ第二十九條若ハ第三十條」に改める。

第四章を削る。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

農地調整法の一部改正

政府は耕作者の地位の安定及び農業生産力の維持増進を図るために農地調整法を左の如く改正した。

農地調整法中改正

(昭和二十一年十月十九日  
法律第四十二號)

第一條 本法ハ耕作者ノ地位ノ安定及農業生産力ノ維持増進ヲ圖ル爲メ農地關係ノ調整ヲ爲スヲ以テ目的トス

第四條 農地ノ所有權、賃借權、地主權其ノ他ノ權利ノ設定又ハ移轉ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當事者ニ於テ地方長官ノ許可又ハ市町村農地委員會ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ許可又ハ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得  
第一項ノ許可又ハ承認ヲ受ケズンテ爲シタル行爲ハ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四條ノ二乃至第五條を削る。

第六條中第二號及び第三號を削り、第四號を第二號とし、以下順次二號づつ繰り上げ、同條を第五條とする。

第六條 農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他權原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者其ノ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第七條第一項中「第四條第一項又ハ第六條ノ」を「命令ヲ以テ定ムル」に、同條第二項中「第四條第一項又ハ第六條ノ」を「同項ニ規定スル」に改める。

第七條ノ二を削る。

第九條第一項及び第三項中「解約」の上「解除若ハ」を、同項の次に左の一項を加へる。

前項ノ承認ヲ受ケズンテ爲シタル行爲ハ其ノ效力ヲ生ゼズ

第九條ノ八を第九條ノ九とする。

第九條ノ八 小作料ノ額ガ田ニ在リテハ通常收穫率ヲ

生計費指數資料實地調査令の一部改正

生計費指數資料實地調査令は昭和二十一年八月左の如くその一部改正を以て即時施行せられた。

生計費指數資料實地調査令中改正

(昭和二十一年八月三十日  
勅令第四百一號)

第一條 生計費指數資料實地調査令の一部を次のやうに改正する。

第二條第二項中「第三條第一類ノ地域ニ在リテハ」及び「、同條第二類ノ地域ニ在リテハ毎週水曜日現在ニ依リ」を削る。

第三條第一項を次のやうに改める。

生計費指數資料實地調査ハ左ノ地域ニ之ヲ行フ

- 一 札幌市
- 二 仙臺市
- 三 山形市
- 四 郡山市
- 五 前橋市
- 六 東京都ノ區ノ存スル區域
- 七 横濱市
- 八 新潟市
- 九 金澤市
- 十 松本市
- 十一 濱松市
- 十二 名古屋市
- 十三 京都市
- 十四 大阪市

雜報

- 十五 神戸市
- 十六 鳥取市
- 十七 岡山市
- 十八 廣島市
- 十九 徳島市
- 二十 今治市
- 二十一 八幡市
- 二十二 長崎市
- 二十三 熊本市
- 二十四 延岡市

第十三條第一項中「第三條第一類ノ地域ノ」及び同條第二項を削る。

第二條 勤勞統計調査令の一部を次のやうに改正する。

第一條第二項中「毎月勤勞統計調査及毎週勤勞統計調査」を「及毎月勤勞統計調査」に改める。

第四條中「、第二十九條若ハ第三十條又ハ第三十七條若ハ第三十八條」を「又ハ第二十九條若ハ第三十條」に改める。

第四章を削る。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

農地調整法の一部改正

政府は耕作者の地位の安定及び農業生産力の維持増進を図るために農地調整法を左の如く改正した。

農地調整法中改正

(昭和二十一年十月十九日  
法律第四十二號)

第一條 本法ハ耕作者ノ地位ノ安定及農業生産力ノ維持増進ヲ圖ル爲メ農地關係ノ調整ヲ爲スヲ以テ目的トス

第四條 農地ノ所有權、賃借權、地主權其ノ他ノ權利ノ設定又ハ移轉ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當事者ニ於テ地方長官ノ許可又ハ市町村農地委員會ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ許可又ハ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得  
第一項ノ許可又ハ承認ヲ受ケズンテ爲シタル行爲ハ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四條ノ二乃至第五條を削る。

第六條中第二號及び第三號を削り、第四號を第二號とし、以下順次二號づつ繰り上げ、同條を第五條とする。

第六條 農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他權原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者其ノ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第七條第一項中「第四條第一項又ハ第六條ノ」を「命令ヲ以テ定ムル」に、同條第二項中「第四條第一項又ハ第六條ノ」を「同項ニ規定スル」に改める。

第七條ノ二を削る。

第九條第一項及び第三項中「解約」の上「解除若ハ」を、同項の次に左の一項を加へる。

前項ノ承認ヲ受ケズンテ爲シタル行爲ハ其ノ效力ヲ生ゼズ

第九條ノ八を第九條ノ九とする。

第九條ノ八 小作料ノ額ガ田ニ在リテハ通常收穫率ヲ

ル米ノ價額、畑ニ在リテハ通常收穫セラるル主作物ノ價額ノ一定割合ニ相當スル額ヲ超ユルトキハ農地ノ賃借人又ハ永小作人ハ當該農地ノ賃借人又ハ所有者ニ對シ其ノ一定割合ニ相當スル額ニ至ル迄小作料ノ減額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ一定割合ハ中央農地委員會ノ定ムル基準ニ從ヒ都道府縣農地委員會之ヲ定ム但シ田ニ在リテハ二割五分、畑ニ在リテハ一割五分ヲ超ユルコトヲ得ズ前項ニ規定スルモノノ外第一項ノ規定ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

中央農地委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム第九條ノ十 耕作ノ目的ニ供スル爲ニスル農地ノ賃借又ハ永小作ニ付テハ書面ニ依リ小作料ノ額、支拂條件及減免條件、賃借又ハ永小作ノ存続期間、敷金、修繕費、用排水費及有益費ノ負擔其ノ他賃借又ハ永小作ノ内容ヲ明ナラシムベシ

第十五條第二項第一號中「本法」の下に「其ノ他ノ法律」を加へる。

第十五條ノ二 市町村農地委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ委員ニ於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者ヲ以テ之ニ充ツ但シ委員ニ於テ會長ヲ互選スルコト能ハザルトキハ第八項ノ規定ニ依リ選任セラレタル委員ノ中ヨリ地方長官ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ノ各號ノ區分ニ從ヒ各號ノ一ニ該當シ被選舉權ヲ有スル者ニ就キ當該各號ニ該當シ選舉權ヲ有スル者ノ選舉シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 耕作ノ業務ヲ營ム者ニシテ農地ヲ所有セザルモノ又ハ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ガ其ノ所有ス

ル農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユルモノ

二 農地ノ所有者ニシテ其ノ所有スル農地ニ付耕作ノ業務ヲ營マザルモノ又ハ其ノ所有スル農地ノ面積ガ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユルモノ

三 耕作ノ業務ヲ營ミ且農地ヲ所有スル者ニシテ前二號ニ該當セザルモノ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ耕作ノ業務ヲ營ム者ノ同居ノ戸主若ハ家族又ハ耕作ノ業務ヲ營ム者ノ戸主若ハ家族ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セザルニ至リタルモノノ所有スル農地ハ之ヲ當該耕作ノ業務ヲ營ム者ノ所有スル農地ト看做ス

第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項各號ノ一ニ該當スル者ノ同居ノ戸主又ハ家族ハ之ヲ當該各號ニ該當スル者ト看做ス

第三項ノ規定ニ依リ選舉セラレベキ委員ノ定數ハ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ五人、同項第二號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ三人、同項第三號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ二人トス

地方長官必要アリト認ムルトキハ特定ノ市町村農地委員會ニ付第三項ノ規定ニ依リ選舉セラレベキ委員ノ定數ヲ増加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ増加スベキ委員ノ定數ハ同項第二號及第三號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ増加スベキ委員ノ定數ノ合計ト等シキコトヲ要シ且増加スベキ委員ノ定數ノ合計ハ十人ヲ超ユルコトヲ得ズ

地方長官必要アリト認ムルトキハ第三項ノ規定ニ依リ選舉セラレタル委員ノ外三人ヲ限り委員ヲ選任スル

コトヲ得

前項ノ委員ヲ選任スルニハ第三項ノ規定ニ依リ選舉セラレタル總委員ノ同意アルコトヲ要ス但シ第二項但書ノ規定ニ依リ會長ニ充ツベキ委員ヲ選任セントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

委員ハ名譽職トス

第十五條ノ三 市町村ノ區域内ニ住所ヲ有シ命令ヲ以テ定ムル面積ノ農地ニ付耕作ノ業務ヲ營ム者若ハ當該市町村ノ區域内ニ於テ命令ヲ以テ定ムル面積ノ農地ヲ所有スル者又ハ此等ノ者ノ同居ノ戸主若ハ家族ハ市町村農地委員會ノ委員ノ選舉權及被選舉權ヲ有ス前條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ四 左ニ掲グル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セズ

- 一 未成年者
- 二 禁治產者
- 三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

左ニ掲グル者ハ被選舉權ヲ有セズ

一 準禁治產者

二 破產者ニシテ復權ヲ得ザルモノ

第十五條ノ六第三項但書中「未成年者及禁治產者ニ在リテハ法定代理人」及び同條第四項を削る。

第十五條ノ九第一項中「二年」を「二年」に改め、同項但書を削り、同項の次に左の三項を加へる。

第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ一ニ屬シ選舉權ヲ有スル者ハ當該區分ニ屬シ選舉權ヲ有スル者ノ二分

ノ一以上ノ同意ヲ得テ當該區分ニ屬スル者ニ就キ同項ノ規定ニ依リ選舉セラレタル委員ノ全員ノ改選ヲ市町村長ニ請求スルコトヲ得

地方長官ハ特別ノ事由アルトキハ第十五條ノ二第八項ノ規定ニ依リ選任シタル委員ヲ解任スルコトヲ得第十五條ノ二第九項本文ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ十中「又ハ其ノ屬シタル第十五條ノ二第三項ノ區分ニ屬セザルニ至リタルトキ」を削る。

第十五條ノ十一に左の二項を加へる。  
市町村農地委員會ノ會議ハ公開ス

會長ハ議事録ヲ作成シ之ヲ縦覽ニ供スベシ

第十五條ノ十三第二項第一號中「本法」の下に「其ノ他ノ法律」を加へる。

第十五條ノ十四第三項を次のやうに改める。

委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ於テ
- 五選シ其ノ選ニ當リタル者 十人
- 二 第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ同項第二號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ於テ
- 五選シ其ノ選ニ當リタル者 六人
- 三 第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ同項第三號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ於テ
- 五選シ其ノ選ニ當リタル者 四人
- 四 學識經驗アル者ノ中ヨリ主務大臣ノ選任シタル者 五人乃至十人
- 第十五條ノ十五 第十五條ノ二第十項、第十五條ノ六乃至第十五條ノ八、第十五條ノ九第一項乃至第三項

第五項第六項及第十五條ノ十乃至第十五條ノ十二ノ規定ハ都道府縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第十五條ノ九第二項中市町村長トアルハ地方長官、同條第三項中地方長官トアルハ主務大臣、第十五條ノ二第八項トアルハ第十五條ノ十四第三項第四號トス

第十五條ノ十六中「委員ヲシテ」を「委員若ハ委員會ノ事務ニ従事スル者ヲシテ」に改める。

第十六條第一號中「第四條第一項ノ團體ガ第三條又ハ第四條第一項」を「第七條」に、同條第二號及び第三號中「第四條第一項又ハ第六條」を「第七條」に改める。

第十七條ノ二 第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ付被選舉權者ノ數同條第六項ニ規定スル定數ニ

滿タザル市町村ニ設置セラレベキ市町村農地委員會ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ特例ヲ設クルコトヲ得

特別ノ事情アル市町村ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ市町村農地委員會ヲ置カザルコトヲ得此ノ場合ニ於テ

ハ本法ニ依リ市町村農地委員會ノ權限ニ屬セシメタル事項ハ當該市町村ノ隣接市町村ニ設置セラレタル市町村農地委員會ニシテ地方長官ノ指定スルモノ之ヲ處理ス

地方長官特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村ノ區域ヲ二以上ノ地區ニ分チ市町村農地委員會ニ代ヘ各地區ニ地區農地委員會ヲ置クコトヲ得

本法中市町村農地委員會ニ關スル規定ハ第二項ノ規定ヲ除クノ外前項ノ地區農地委員會ニ之ヲ適用ス

第十七條ノ三第一項中「町村又ハ町村長ニ關スル規

定ハ」の下に「町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノノ存スル地ニ在リテハ町村組合又ハ組合管理者ニ」を加へ、同條第二項を削る。

第十七條ノ四中「第六條ノ二第一項」の上に「第四條」を加へ、「第九條ノ八」を「第九條ノ九」に改める。

第十七條ノ五中第二號を第三號とし、第一號を第二號とし、同條に第一號として左の一號を加へる。

一 第六條ノ規定ニ違反シタル者

第十七條ノ六中「前條第一號若ハ第二號」を「前條第一號、第二號若ハ第三號」に改める。

附則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第四條の改正規定は、この法律施行前従前の第六條第三號の規定により従前の第五條の規定による認可を受けな

いづれもが完了してゐないものについてもこれを適用する。

この法律施行後勅令で定める時期までは、第九條第三項の規定中「市町村農地委員會ノ承認」とあるのは、「地方長官ノ許可」と、同條第四項の改正規定中「承認」とあるのは、「許可」と読み替へるものとする。

登錄税法の一部を次のやうに改正する。

第十九條第八號ノ二中「第四條、第六條」を「第七條」に改め、同條第九號中「第六條」を「第七條」に改め、「若ハ第四條」及び「第四條」を削り、同條第九號ノ二中「第四條ノ團體法同法第三條又ハ第四條」を「第七條」に同條第九號ノ三及び第十二號中「第四條、第六條」を「第七條」に改める。

### 勞働基準法の制定

政府は今般、勞働者の人たるに値する生活を具體的に保障するために、勞働基準法を制定したが、その全文は次の通りである。

#### 勞働基準法

(昭和二十二年四月五日  
法律第四十九號)

#### 第一章 総則

##### (勞働條件の原則)

第一條 勞働條件は、勞働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ。

この法律で定める勞働條件の基準は最低のものであるから、勞働関係の当事者は、この基準を理由として勞働條件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図る上に努めなければならない。(勞働條件の決定)

第二條 勞働條件は、勞働者と使用者が、對等の立場において決定すべきものである。

勞働者及び使用者は、勞働協約、就業規則及び勞働契約を遵守し、誠実に各、その義務を履行しなければならない。

##### (均等待遇)

第三條 使用者は、勞働者の國籍、信條又は社会的身分を理由として、賃金、勞働時間その他の勞働條件について、差別的取扱をしてはならない。

##### (男女同一賃金の原則)

第四條 使用者は、勞働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱をしてはならない。

##### (強制勞働の禁止)

第五條 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由を不当に拘束する手段によつて、勞働者の意思に反して勞働を強制してはならない。

##### (中間搾取の排除)

第六條 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

##### (公民權行使の保障)

第七條 使用者は、勞働者が勞働時間中に、選挙權その他公民としての權利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。但し、權利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

##### (適用事業の範囲)

第八條 この法律は、左の各号の一に該当する事業又は事務所について適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業者しくは事務所又は家事使用人については適用しない。

- 一 物の製造、改造、加工、修理、淨洗、選別、包装、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の改造の事業(電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは傳導の事業及び水道の事業を含む。)

二 鉱業、砂鉱業、石切業その他土石又は鉱物採取

の事業

三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

五 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業

六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他の農林の事業

七 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業

八 物品の販賣、配給、保管若しくは貸貸又は理容の事業

九 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は廣告の事業

十 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業

十一 郵便、電信又は電話の事業

十二 教育、研究又は調査の事業

十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業

十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娛樂場の事業

十五 焼却、清掃又は、と殺の事業

十六 前各号に該当しない官公署

十七 その他命令で定める事業又は事務所

##### (定義)

第九條 この法律で勞働者とは、職業の種類を問わず、前條の事業又は事務所(以下事業という。)に使用される者で、賃金を支拂われる者をいう。

第十條 この法律で使用者とは、事業主又は事業の經營担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行爲をするすべての者をいう。

第十一條 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞與その他名稱の如何を問はず、労働の対償として使用者が労働者に支拂うすべてのものをいう。

第十二條 この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前三箇月間にその労働者に対し支拂われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。但し、その金額は、左の各号の一によつて計算した金額を下つてはならない。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高拂制その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の六十

二 賃金の一部が、日、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額の合算額

前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。

前二項に規定する期間中に、左の各号の一に該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。

一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間

二 産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休

#### 業した期間

三 使用者の責に帰すべき事由によつて休業した期間

#### 四 試の使用期間

第一項の賃金の総額には、臨時に支拂われた賃金及び三箇月を超える期間ごとに支拂われる賃金並びに通貨以外のもので支拂われた賃金で一定の範囲に属しないものは算入しない。

賃金が通貨以外のもので支拂われる場合、第一項の賃金の総額に算入すべきものの範囲及び評價に關し必要な事項は、命令で定める。

雇入後三箇月に満たない者については、第一項の期間は、雇入後の期間とする。

日雇い入れられる者については、その従事する事業又は職業について、労働に關する主務大臣の定める金額を平均賃金とする。

第一項乃至第六項によつて算定し得ない場合の平均賃金は、労働に關する主務大臣の定めるところによる。

### 第二章 労働契約

(この法律違反の契約)

第十三條 この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準による。

(契約期間)

第十四條 労働契約は、期間の定めないものを除き、一定の事業の完了に必要な時間を定めるものの外は、一年を超える期間について締結してはならない。

(労働条件の明示)

第十五條 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

前項の規定によつて明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

(賠償予定の禁止)

第十六條 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第十七條 使用者は、前借金その他労働することを條件とする前借金の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第十八條 使用者は、労働契約に附随して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとする場合においては、保管及び返還の方法を定めて行政官廳の認可を受けなければならない。

(解雇制限)

第十九條 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後三

十日間並びに産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休業する期間及びその後三十日間、解雇してはならない。但し、使用者が、第八十一條の規定によつて打切補償を支拂う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、この限りでない。

前項但書後段の場合においては、その事由について行政官廳の認定を受けなければならない。

(解雇の予告)

第二十條 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその予告をしなければならぬ。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支拂わなければならない。

但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

前項の予告の日は、一日について平均賃金を支拂つた場合においては、その日数を短縮することができる。

前條第二項の規定は、第一項但書の場合にこれを準用する。

第二十一條 前條の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至つた場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。

い。

一 一日雇入れられる者

二 二箇月以内の期間を定めて使用される者

三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者

四 試の使用期間中の者

(使用証明)

第二十二條 労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位及び賃金について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

前項の証明書には、労働者の請求しない事項を記入してはならない。

使用者は、予め第三者と謀り、労働者の就業を妨げることを目的として、労働者の国籍、信條、社会的身分若しくは労働組合運動に関する通信をし、又は第一項の証明書に秘密の記号を記入してはならない。

(金品の返還)

第二十三條 使用者は、労働者の死亡又は退職の場合において、権利者の請求があつた場合においては、七日以内に賃金を支拂い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問はず、労働者の権利に属する金品を返還しなければならない。

前項の賃金又は金品に関して争がある場合においては、使用者は、異議のない部分を、同項の期間中に支拂い、又は返還しなければならない。

第三章 賃金

(賃金の支拂)

第二十四條 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支拂わなければならない。但し、法令又は労働協約に別段の定がある場合においては、賃金の一部を控除し、又は通貨以外のもので支拂うことができる。

賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支拂わなければならない。但し、臨時に支拂われる賃金、賞與その他これに準ずるもので命令で定める賃金については、この限りではない。

(非常時拂)

第二十五條 使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他命令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては、支拂期日前であつても、既往の労働に対する賃金を支拂わなければならない。

(休業手当)

第二十六條 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支拂わなければならない。

(出来高拂制の保障給)

第二十七條 出来高拂制その他の請負制で使用する労働者については、使用者は、労働時間に應じ一定額の賃金の保障をしなければならない。

(最低賃金)

第二十八條 行政官廳は、必要であると認める場合においては、一定の事業又は職業に従事する労働者について最低賃金を定めることができる。

第二十九條 最低賃金に関する事項を審議させるため

に、中央賃金委員会及び地方賃金委員会を置く。

賃金委員会には、必要に應じ、一定の事業又は職業について専門委員会を置くことができる。

賃金委員会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官廳が各、同数を委嘱する。但し、労働者を代表する者及び使用者を代表する者は、関係者の推薦に基いて委嘱する。

この法律で定めるものの外、賃金委員会に關し必要な事項は、命令で定める。

第三十條 行政官廳が最低賃金を定めようとする場合においては、予め賃金委員会の調査及び意見を求めなければならない。

前項の場合、賃金委員会は、一定の事業又は職業に従事する労働者の最低賃金額についての意見を、行政官廳に提出しなければならない。

行政官廳は、前項の意見について公聽会を開いた後に、賃金委員会及び公聽会の意見に基いて、最低賃金を定めなければならない。

地方行政官廳が最低賃金を定めようとする場合においては、前三項の規定による手続を経た後に、労働に關する主務大臣の承認を受けなければならない。賃金委員会は、必要であると認める場合においては、賃金に關する事項について行政官廳に建議することができる。

第三十一條 最低賃金が定められた場合においては、使用者は、その金額に達しない賃金で労働者を使用してはならない。但し、左の場合においては、この限りでない。

一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低下した者について、行政官廳の認定を受けた場合  
二 労働者の都合により所定労働時間に満たない時間の労働をした場合  
三 試の使用期間中の者又は所定労働時間の特に短い者について、行政官廳の許可を受けた場合

第四章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇

(労働時間)

第三十二條 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間、一週間について四十八時間を越えて、労働させてはならない。

使用者は、就業規則その他により、四週間を平均し一週間の労働時間が四十八時間を超えない定をした場合においては、その定により前項の規定にかかわらず、特定の日において八時間又は特定の週において四十八時間を超えて、労働させることができる。

第三十三條 災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官廳の許可を受けて、その必要の限度において前條又は第四十條の労働時間を延長することができる。但し、事態急迫のために行政官廳の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

前項但書の規定による届出があつた場合において、行政官廳がその労働時間の延長を不適當と認める場合においては、その後その延長時間に相當する休憩又は休日と興えるべきことを、命ずることができる。

公務のために臨時の必要がある場合においては、第一項の規定にかかわらず、第八條第十六號の事業に従事する官吏、公吏その他の公務員については、前條若しくは第四十條の労働時間を延長し、又は第三十五條の休日に労働させることができる。

(休憩)

第三十四條 使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に興えなければならない。

前項の休憩時間は、一せいに興えなければならない。但し、行政官廳の許可を受けた場合においては、この限りでない。

使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

(休日)

第三十五條 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を興えなければならない。

前項の規定は、四週間を通じ四日以上の休日を興える使用者については適用しない。

(時間外及び休日の労働)

第三十六條 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官廳に届け出た場合においては、第三十二條若しくは第四十條の労働時間又は前條の休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、

又は休日労働させることができる。但し、坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

第三十七條 使用者が、第三十三條若しくは前條の規定によつて労働時間を延長し、若しくは休日に労働させた場合又は午後十時から午前五時(労働に関する主務大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時)までの間において労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支拂わなければならない。

前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他命令で定める賃金は算入しない。

(時間計算)

第三十八條 労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通常算する。

坑内労働については、労働者が坑口に入った時刻から坑口を出た時刻までの時間を、休憩時間を含め労働時間とみなす。但し、この場合においては、第三十四條第二項及び第三項の休憩に関する規定は適用しない。

(年次有給休暇)

第三十九條 使用者は、一年間継続勤務し全労働日の

八割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した六労働日の有給休暇を與えなければならない。

使用者は、一年以上継続勤務した労働者に対しては、一年を超える継続勤務年数一年について、前項の休暇に一労働目を加算した有給休暇を與えなければならない。但し、この場合において総日数が二十日を超える場合においては、その超える日数については有給休暇を與えることを要しない。

使用者は、前二項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に與えるときに、その期間について平均賃金を支拂わなければならない。但し、請求された時季に有給休暇を與えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを與えることができる。

労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休業した期間は、第一項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。

(労働時間及び休憩の特例)

第四十條 第八條第四号、第五号及び第八号乃至第十七号の事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについては、その必要を避くべからざる限度で、第三十二條の労働時間及び第三十四條の休憩に関する規定について、命令で別段の定をすることができる。

前項の規定による別段の定は、この法律で定める基準に近いものであつて、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならない。

(適用の除外)

第四十一條 この章及び第六章で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。

- 一 第八條第六号又は第七号の事業に従事する者
- 二 事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者
- 三 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が

行政官廳の許可を受けた者

第五章 安全及び衛生

(危害の防止)

第四十二條 使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸氣、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

第四十三條 使用者は、労働者を就業させる建設物及びその附属建設物について、換氣、採光、照明、保温、防濕、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。

第四十四條 労働者は、危害防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

第四十五條 使用者が第四十二條及び第四十三條の規定によつて講ずべき措置の基準及び労働者が前條の規定によつて遵守すべき事項は、命令で定める。

(安全装置)

第四十六條 危険な作業を必要とする機械及び器具は、必要な規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸與し、又は設置してはならない。

特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、予め行政官廳の認可を受けなければ、製造し、変更し、又は設置してはならない。

前二項の機械及び器具の種類、必要な規格及び具備すべき安全装置は、命令で定める。

(性能検査)

第四十七條 前條第二項の機械及び器具は、認可を受けた後、命令で定める期間を経過した場合においては、行政官廳の行う性能検査に合格したものでなければ使用してはならない。

前項の性能検査は、同項の行政官廳の外、労働に關する主務大臣が指定する他の者に行わせることができる。

(有害物の製造禁止)

第四十八條 黄りんマッチその他命令で定める有害物は、これを製造し、販賣し、輸入し、又は販賣の目的で所持してはならない。

(危険業務の就業制限)

第四十九條 使用者は、経験のない労働者に、運轉中の機械又は動力傳導装置の危険な部分の掃除、注油、検査又は修繕をさせ、運轉中の機械又は動力傳導装置に調帯又は調索の取付又は取外をさせ、動力による起重機の運轉をさせその他危険な業務に就かせてはならない。

使用者は、必要な技能を有しない者を特に危険な業務に就かせてはならない。

前二項の業務の範囲、経験及び技能は、命令で定める。

(安全衛生教育)

第五十條 使用者は、労働者を雇い入れた場合においては、その労働者に対して、当該業務に關し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。

(病者の就業禁止)

第五十一條 使用者は、傳染性の疾病、精神病又は労働のために病勢が増悪するおそれのある疾病にかかった者については、就業を禁止しなければならない。

前項の規定によつて就業を禁止すべき疾病の種類及び程度は、命令で定める。

(健康診断)

第五十二條 一定の事業については、使用者は、労働者の雇入の際及び定期に、医師に労働者の健康診断をさせなければならない。

使用者の指定した医師の診断を受けることを希望しない労働者は、他の医師の健康診断を求めて、その結果を証明する書面を使用者に提出しなければならない。

使用者は、前二項の健康診断の結果に基づいて、就業の場所又は業務の轉換、労働時間の短縮その他労働者の健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

第一項の事業の種類及び規模並びに定期の健康診断の回数、命令で定める。

(安全管理者及び衛生管理者)

第五十三條 一定の事業については、使用者は、安全管理者及び衛生管理者を選任しなければならない。

前項の事業の種類及び規模並びに安全管理者及び

衛生管理者の資格及び職務に關する事項は、命令で定める。

行政官廳が必要であると認める場合においては、使用者に対して、安全管理者及び衛生管理者の増員又は解任を命ずることができる。

(監督上の行政措置)

第五十四條 使用者は、常時十人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の建設物、寄宿舎その他の附属建設物又は設備を設置し、移轉し、又は変更しようとする場合においては、第四十五條又は第九十六條の規定に基づいて発する命令で定める危害防止等に関する基準に則り定めた計画を、工事着手十四日前までに、行政官廳に届け出なければならない。

行政官廳は、労働者の安全及び衛生に必要なものと認める場合においては、工事の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずることができる。

第五十五條 労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舎その他の附属建設物若しくは設備又は原料若しくは材料が、安全及び衛生に關し定められた基準に反する場合においては、行政官廳は、使用者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずることができる。

前項の場合において、行政官廳は、使用者に命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

第六章 女子及び年少者

(最低年齢)

第五十六條 満十六才に満たない児童は、労働者として

使用してはならない。但し、満十四才以上の児童で、命令で定める義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、この限りでない。

前項の規定にかかわらず、第八條第六号乃至第七号の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が軽易なものについては、行政官廳の許可を受けて、満十二才以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。但し、映画の製作又は演劇の事業については、満十二才に満たない児童についても同様である。

(年少者の証明書)

第五十七條 使用者は、満十八才に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。

使用者は、前條第二項の規定によつて使用する児童については、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。

(未成年者の労働契約)

第五十八條 親権者又は後見人は、未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。

親権者若しくは後見人又は行政官廳は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、將來に向つてこれを解除することができる。

第五十九條 未成年者は、独立して賃金を請求することができない。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代つて受け取つてはならない。

(年少者の労働時間及び休日)

第六十條 第三十二條第二項、第三十六條及び第四十條の規定は、満十八才に満たない者については、これを適用しない。

第五十六條第二項の規定によつて使用する児童については、第三十二條第一項の労働時間は、修学時間を通算して、一日について七時間、一週間について四十二時間とする。

使用者は、第三十二條第一項の規定にかかわらず、満十五才以上（第五十六條第一項但書に規定する満十四才以上を含む。）で満十八才に満たない者については、一週間の労働時間が四十八時間を超えない限り、一週間のうち一日の労働時間を四時間以内に短縮する場合においては、他の日の労働時間を十時間まで延長することができる。

(女子の労働時間及び休日)

第六十一條 使用者は、満十八才以上の女子については、第三十六條の規定による場合においても、一日について二時間、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日に労働させてはならない。

(深夜業)

第六十二條 使用者は、満十八才に満たない者又は女子を午後十時から午前五時までの間において使用してはならない。但し、交替制によつて使用する満十六才以上の男子については、この限りでない。

労働に関する主務大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域又は期間を限つて、午後十一時及び午前六時とすることができる。交替制によつて労働させる事業については、行政

官廳の許可を受けて、第一項の規定にかかわらず午後十時三十分まで労働させ、又は前項の規定にかかわらず午前五時三十分から労働させることができる。

前三項の規定は、第三十三條第一項の規定によつて労働時間を延長する場合又は第八條第六号、第七号、第十三号、第十四号及び電話の事業については、これを適用しない。但し、第十四号の事業に使用される満十八才に満たない者については、この限りでない。

第一項及び第二項の時刻は、第五十六條第二項本文の規定によつて使用する児童については、第一項の時刻は、午後八時及び午前五時とし、第二項の時刻は、午後九時及び午前六時とする。

(危険有害業務の就業制限)

第六十三條 使用者は、満十八才に満たない者又は女子を第四十九條の規定による危険な業務に就かせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

使用者は、満十八才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

前項の規定は、同項に規定する業務中一定のものについて、命令で満十八才以上の女子に、これを準

用することができる。

第二項に規定する業務の範囲及び前項の一定の業務の範囲は、命令で定める。

(坑内労働の禁止)

第六十四條 使用者は、満十八才に満たない者又は女子を坑内で労働させてはならない。

(産前産後)

第六十五條 使用者は、六週間以内に出産する予定の女子が休業を請求した場合には、その者を就業させてはならない。

使用者は、産後六週間を経過しない女子を就業させてはならない。但し、産後五週間を経過した女子が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

使用者は、妊娠中の女子が請求した場合において、他の軽易な業務に轉換させなければならない。

(育児時間)

第六十六條 生後満一年に達しない生児を育てる女子は、第三十四條の休憩時間の外、一日二回各、少くとも三十分、その生児を育てるための時間を請求することができる。

使用者は、前項の育児時間中は、その女子を使用してはならない。

(生理休暇)

第六十七條 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子又は生理に有害な業務に従事する女子が生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。

前項の業務の範囲は、命令で定める。

(帰郷旅費)

第六十八條 満十八才に満たない者又は女子が解雇の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。但し、満十八才に満たない者又は女子がその責に帰すべき事由に基いて解雇され、使用者がその事由について行政官廳の認定を受けたときは、この限りでない。

第七章 技能者の養成

(徒弟の弊害排除)

第六十九條 使用者は、徒弟、見習、養成工その他の名称の如何を問わず、技能の習得を目的とする者であることを理由として、労働者を酷使してはならない。

使用者は、技能の習得を目的とする労働者を家事その他技能の習得に關係のない作業に従事させてはならない。

(技能者の養成)

第七十條 長期の教習を必要とする特定の技能者を労働の過程において養成するために必要がある場合においては、その教習方法、使用者の資格、契約期間、労働時間及び賃金に関する規程は、命令で定める。

前項の規定に基いて発する命令においては、その必要の限度で、第十四條の契約期間、第二十四條の賃金の支拂、第三十一條の最低賃金並びに第四十九條及び第六十三條の危険有害業務の就業制限に関する規定について、別段の定をすることができる。

第七十一條 使用者は、前條の規定に基いて発する命

令によつて労働者を使用しようとする場合においては、予めその員数、教習方法、契約期間、労働時間並びに賃金の基準及び支拂の方法を定めて行政官廳の認可を受けなければならない。

使用者が前項の規定による認可に基いて労働者を雇入れた場合においては、行政官廳に届け出て、技能を習得する者であることの証明書の交付を受け、これを事業場に備え付けなければならない。

七十二條 前二條の規定の適用を受ける未成年者については、第三十九條第一項の規定による年次有給休暇として、十二労働日を興えなければならない。

第七十三條 第七十條及び第七十一條の規定の適用を受ける労働者を使用する使用者がその資格を失ひ、又は認可の條件に反した場合においては、行政官廳は、第七十一條の認可を取り消すことができる。

第七十四條 第七十條の規定に基いて発する命令は、技能者養成委員会に諮問してこれを定める。

技能者養成委員会の委員は、關係ある労働者を代表する者、關係ある使用者を代表する者及び公益を代表する者について、労働に関する主務大臣が各、同数を委嘱する。

前二項に定めるものの外、技能者養成委員会に關し必要な事項は、命令で定める。

第八章 災害補償

(療養補償)

第七十五條 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、命令で定める。

(休業補償)

第七十六條 労働者が前條の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の百分の六十の休業補償を行わなければならない。

(障害補償)

第七十七條 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき身体に障害が存する場合においては、使用者は、その障害の程度に應じて、平均賃金に別表第一に定める日数を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

(休業補償及び障害補償の例外)

第七十八條 労働者が重大な過失によつて業務上負傷し、又は疾病にかかり、且つ使用者がその過失によつて行政官廳の認定を受けた場合においては、休業補償又は障害補償を行わなくてもよい。

(遺族補償)

第七十九條 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、遺族又は労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持した者に対して、平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければならない。

(葬祭料)

第八十條 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、葬祭を行う者に対して、平均賃金の六十日分の葬祭料を支拂わなければならない。

(打切補償)

第八十一條 第七十五條の規定によつて補償を受ける

労働者が、療養開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、使用者は、平均賃金の千二百日分の打切補償を行い、その後はこの法律の規定による補償を行わなくてもよい。

(分割補償)

第八十二條 使用者は、支拂能力のあることを証明し、補償を受けるべき者の同意を得た場合においては、第七十七條又は第七十九條の規定による補償に替へ、平均賃金に別表第二に定める日数を乗じて得た金額を、六年にわたり毎年補償することができる。

(補償を受ける権利)

第八十三條 補償を受ける権利は、労働者の退職によつて変更されることはない。

補償を受ける権利は、これを譲渡し、又は差し押えてはならない。

(他の法律との関係)

第八十四條 補償を受けるべき者が、同一の事由によつて、労働者災害補償保険法によつてこの法律の災害補償に相当する保険給付を受けるべき場合においては、その價額の限度において、使用者は、補償の責を免れ、又は命令で指定する法令に基いてこの法律の災害補償に相当する給付を受けるべき場合においては、使用者は、補償の責を免れる。

使用者は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その價額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

(審査及び仲裁)

第八十五條 業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関し

て異議のある者は、行政官廳に対して、審査又は事件の仲裁を請求することができる。

行政官廳は、必要があると認める場合においては、職権で審査又は事件の仲裁をすることができ

る。行政官廳は、審査又は仲裁のために必要であると認める場合においては、医師に診断又は検案をさせることができる。

第一項の規定による審査又は仲裁の請求及び第二項の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

(労働者災害補償審査委員会)

第八十六條 前條の規定による審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償審査委員会の審査又は仲裁を請求することができる。

この法律による災害補償に関する事項について、民事訴訟を提起するには、労働者災害補償審査委員会の審査又は仲裁を経なければならない。

労働者災害補償審査委員会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官廳が各、同数を委嘱する。

前三項に定めるものの外、労働者災害補償審査委員会に關し必要な事項は、命令で定める。

(請負事業に関する例外)

第八十七條 事業が数次の請負によつて行われる場合においては、災害補償については、その元請負人を使用者とみなす。

前項の場合、元請負人が書面による契約で下請負人に補償を引き受けさせた場合においては、その下